

昭和三十五年総理府令第五十六号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の規定に基づき、及びこれらを実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十三年総理府令第二十一号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 許可の申請等（第二条—第十四条）

第二章の二 放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請等（第十四条の二—第十四条の六）

第二章の三 使用施設等の基準（第十四条の七—第十四条の十二）

第二章の四 施設検査等（第十四条の十三—第十四条の二十二）

第三章 使用の基準等（第十五条—第十九条の三）

第四章 測定の義務等（第二十条—第二十九条の七）

第五章 放射線取扱主任者等（第三十条—第三十八条の九）

第六章 雑則（第三十九条—第四十二条）

附則

第二章 定義

（用語の定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超える、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号ハ、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号ロ、第十九条第一項（第十三号ニ及び第十六号を除く）、第三項及び第五項第二号、第二十条（第一項第四号ロ及びハを除く。）、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ツ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号ニ並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七及びに第三十九条第一項において同じ。）の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超える、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所

二 作業室 密封されていない放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）で密封されていないものの詰替えをする室

三 廃棄作業室 放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートなどの他の固型化材料により固型化（固型化するための処理を含む。以下同じ。）する作業を行う室

四 汚染検査室 人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室

五 排気設備 排気淨化装置、排風機、排氣管、排氣口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排氣する設備

六 排水設備 排液処理装置（濃縮機、分離機、イオン交換装置等の機械又は装置をいう。）、排水淨化槽（貯留槽、希釈槽、沈殿槽、ろ過槽等の構築物をいう。）、排水管、排水口等液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する設備

七 固型化処理設備 粉碎装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の中型化材料により固型化する設備

八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ちに入るもの

九 放射線施設 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設

十 実効線量限度 放射線業務従事者の実効線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十一 等価線量限度 放射線業務従事者の各組織の等価線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十二 空気中濃度限度 放射線施設内の人人が常時立ち入る場所において人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、原子力規制委員会が定める濃度限度

十三 表面密度限度 放射線施設内の人人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、原子力規制委員会が定める密度限度

十四 放射性同位元素の使用をする室等 放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室、貯蔵室若しくは貯蔵箱、第十四条の九第二号（第十四条の十において適用する場合を含む。）の容器、保管廃棄設備、第十四条の十一第一項第八号ハの容器又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第十条第六項の規定による一時的に使用をする場所（以下「一時的に使用をする場所」という。）

十五 防護区域 放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所

十六 防護従事者 特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者（特定放射性同位元素防護管理者を含む。）

十七 許可の申請

（使用の許可の申請）

第二条 法第三条第二項の使用の許可の申請書は、別記様式第一によるものとする。

前項の申請書には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

一 法人につては、登記事項証明書

二 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

三 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図

四 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の各室の間取り及び用途、出入口、管理区域（第二十二条の三第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定を適用する区域を含む。）並びに標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

五 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の主要部分の縮尺を付けた断面詳細図

六 第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号又は第十四条の十一第一項第三号の基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況（第十四条の七第一項第三号ハ括弧書の措置を講ずる場合に限る。）を記載した書面

七 第十四条の七第一項第六号に規定する自動的に表示する装置又は同項第七号に規定するインタークロックを設ける場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の平面図であつて出入口及び自動的に表示する装置又はインタークロックを設ける箇所を示したもの並びにインタークロックの種類及び機能の詳細を記載した書面

八 実効線量限度 放射線業務従事者の実効線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

九 放射線施設 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設

十 実効線量限度 放射線業務従事者の実効線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十一 等価線量限度 放射線業務従事者の各組織の等価線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十二 空気中濃度限度 放射線施設内の人人が常時立ち入る場所において人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、原子力規制委員会が定める濃度限度

十三 表面密度限度 放射線施設内の人人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、原子力規制委員会が定める密度限度

十四 放射性同位元素の使用をする室等 放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室、貯蔵室若しくは貯蔵箱、第十四条の九第二号（第十四条の十において適用する場合を含む。）の容器又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第十条第六項の規定による一時的に使用をする場所（以下「一時的に使用をする場所」という。）

十五 防護区域 放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所

十六 防護従事者 特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者（特定放射性同位元素防護管理者を含む。）

十七 許可の申請

（使用の許可の申請）

第二条 法第三条第二項の使用の許可の申請書は、別記様式第一によるものとする。

前項の申請書には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

一 法人につては、登記事項証明書

二 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

三 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図

四 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の各室の間取り及び用途、出入口、管理区域（第二十二条の三第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定を適用する区域を含む。）並びに標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

五 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の主要部分の縮尺を付けた断面詳細図

六 第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号又は第十四条の十一第一項第三号の基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況（第十四条の七第一項第三号ハ括弧書の措置を講ずる場合に限る。）を記載した書面

七 第十四条の七第一項第六号に規定する自動的に表示する装置又は同項第七号に規定するインタークロックを設ける場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の平面図であつて出入口及び自動的に表示する装置又はインナークロックを設ける箇所を示したもの並びにインナークロックの種類及び機能の詳細を記載した書面

五 使用の方法又は使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設の位置、構造若しくは設備の変更であつて、原子力規制委員会の定めるもの

六 放射線発生装置の性能の変更であつて、原子力規制委員会の定めるもの

(廃棄の業に係る変更の許可の申請)
第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは、「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定期」とあるのは、「変更の予定期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第二条第二項第三号から第十号まで」とあるのは、「第七条第二項において準用する第二条第二項第三号から第八号まで」と読み替えるものとする。

2 前項の申請が法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設に係るものであるときは、前項において準用する第九条第二項各号に掲げる書類のほか、変更に係る第七条第三項第一号から第三号までに掲げる書類を添えなければならない。
(許可申請書の提出部数等)

第十一条 第二条第一項、第七条第一項及び第九条第一項(前条第一項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、副本については、第一条第二項(第七条第二項において準用する場合を含む。)又は前条第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会の定める工場又は事業所に係る第二条第一項及び第九条第一項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本四通とする。ただし、副本については、第二条第二項又は第九条第二項に規定する書類を添えることを要しない。
(氏名等の変更の届出)

第十条の二 法第三条の二第三項、法第四条第三項、法第十条第一項又は法第十二条第一項の規定による届出は、別記様式第十の届書により、しなければならない。

第十条の三 法第十条第五項の規定による軽微な変更の届出は、別記様式第十一の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、第九条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。
(許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出)

第十五条 法第十条第六項の規定による使用の場所の変更の届出は、別記様式第十二の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、次の書類を添えなければならない。
一 使用の場所及びその付近の状況を説明した書面
二 使用の場所を中心とし、管理区域及び標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた使用の場所及びその付近の平面図
三 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面

第十六条 第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会の定める工場又は事業所に係る第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本四通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。
第五条、第十条の二の届書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

4 3 第五条、第十条の三第一項並びに前条第一項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

第十三条 削除

(許可証の再交付)

第十四条 法第十二条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十三の許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 許可証を汚し、又は損じた者が前項の申請書を提出する場合には、その許可証をこれに添えなければならない。
3 許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第二章の二 放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請
(放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請)

第十四条の二 法第十二条の二第三項の認証の申請書は、別記様式第十四によるものとする。
2 法第十二条の二第四項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

1 放射性同位元素装備機器の製造の方法の説明書
2 放射性同位元素装備機器が次条第一項第一号の基準に適合することを示す書面
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

第十四条の三 放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

1 申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計が次に掲げる基準に適合していることが、その試作品により確認されていること。

イ 設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、当該放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、外部被ばく(外部放射線に被ばくする)ことをいう。(以下同じ。)による線量が、原子力規制委員会が定める線量限度以下であること。この場合において、この線量の算定に用いる年間使用時間は、原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める時間数を下回つてはならない。

ロ 特定設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、その表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が一マイクロシーベルト毎時以下であること。

ハ 当該放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、人体内部に放射性同位元素を摂取することにより、放射線に被ばくするおそれがないこと。

二 当該放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素は、原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める規格に適合すること。

ホ 放射性同位元素が、放射性同位元素装備機器に固定されている容器に収納され、又は支持具により放射性同位元素装備機器に固定されていること。

ヘ 放射性同位元素を収納する容器又は放射性同位元素を固定する支持具は、取扱いの際の温度、圧力、衝撃及び振動に耐え、かつ、容易に破損しないこと。

二 申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計に合致することの確認の方法が次に掲げる基準に適合すること。

イ 法第十二条の四第一項の義務(以下「設計合致義務」という。)を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織及び管理責任者が置かれていること。

ロ 次に掲げる事項を記載した検査に関する規程が定められ、それに基づき検査が適切に行われると言認められること。

2

- (1) 当該設計に基づき製造された放射性同位元素装備機器が前号イ又はロの基準に適合しているかどうかについての測定の方法
- (2) 当該設計に基づき製造された放射性同位元素装備機器に装備される放射性同位元素が前号ニの規格に適合することの確認の方法
- (3) その他設計合致義務を履行するために必要な放射性同位元素装備機器の検査の手順及び方法

ハ 放射性同位元素装備機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が定められ、それにに基づき測定器等の管理が適切に行われると認められること。

子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次とおりとする。

- 一 設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、同一の者が、年間使用時間を超えて当該放射性同位元素装備機器の表面から五十センチメートル以内に近づかないための措置を講ずること。
- 二 当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の分解又は組立てを行わないこと。
- 三 当該放射性同位元素装備機器は、第十四条の九第二号の貯蔵室若しくは貯蔵箱において又は「放射性」若しくは「RADIOACTIVE」の表示を有する専用の容器に入れて保管すること。

四 当該放射性同位元素装備機器を保管する場合には、これをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講ずること。

- 五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 第十八条の三第一項第一号のL型輸送物に相当すること。
- ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるうこと。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

二 表面上に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

ホ 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

ヘ 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

ト 見やすい位置に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示及び「L型輸送物相

当」の表示を付すこと。(ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。)

チ 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

リ 表面の放射性同位元素の密度が第十八条の四第八号の輸送物表面密度を超えないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件が、放射線障害防止のために適正かつ合理的であること。

一 装備される放射性同位元素の数量が令第一条の下限数量(以下単に「下限数量」という。)に千を乗じて得た数量を超える放射性同位元素装備機器にあつては、前二項に掲げる基準のほか、当該放射性同位元素装備機器にあつては、前二項に掲げる基準のほか、当該機能が損なわれたことを当該放射性同位元素装備機器の取扱いをする者が容易に認識できる設計であること。

- 二 当該放射性同位元素装備機器を製造した者又はこの者から委託を受けた者により、一年を超えない期間ごとに放射線障害防止のための機能が保持されていることについて点検を受けること。

三 その他放射性同位元素装備機器の種類ごとに原子力規制委員会が定める基準に適合する」と。

法第十二条の三第二項の登録認証機関の実地の調査は、設計認証員等二名以上によつて行うものとする。

(検査記録)

- 第十四条の四** 法第十二条の四第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 検査に係る認証番号

二 検査を行つた年月日及び場所

三 検査を行つた責任者の氏名

四 検査の方法

五 検査の結果

前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。

第一項の検査記録は、同項各号に掲げる事項について、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法を講ずること。

二 その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。この場合においては、当該検査記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第十四条の五 法第十二条の五第一項の表示には、別図による設計認証印又は特定設計認証印及び

次に掲げる事項を記載するものとする。

一 「原子力規制委員会」の文字(登録認証機関が設計認証又は特定設計認証を行つた場合にあつては、当該登録認証機関の名称又は当該登録認証機関を特定できる文字若しくは記号)

二 認証番号

二 前項の表示は、放射性同位元素装備機器(当該機器に直接表示することが困難な場合にあつてはその専用の容器)の表面の見やすい箇所に容易に消えず、かつ、取り外せない方法で付されなければならぬ。

(添付文書)

第十四条の六 法第十二条の六の文書は、別記様式第四、別記様式第三十七及び別記様式第三十六(表示付認証機器の場合に限る)並びに次に掲げる事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。

一 当該機器について法の適用がある旨

二 法第十二条の四第一項の認証機器製造者等の連絡先

三 設計認証又は特定設計認証に關係する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレス

第二章の三 使用施設等の基準

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。

二 使用施設は、当該施設が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物又は同条第四号に規定する居室である場合には、その主要構造部等(同条第五号に規定する主要構造部並びに当該施設を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。)を耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とし、又は不燃材料(同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造ること。

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて原子力規制委員会が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

- 四 口 工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界）及び工場又は事業所内の人気が居住する区域における線量
- 四 密封されない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、作業室を設けること。
- イ 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- ロ 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- ハ 作業室に設けるフレード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- 五 密封されない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、汚染検査室を設けること。
- イ 汚染検査室は、人が通常出入りする使用施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けること。
- ロ 汚染検査室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、前号イ及びロの基準に適合するものとすること。
- ハ 汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- 六 原子力規制委員会が定める洗浄設備の排水管は、排水設備に連結すること。
- 七 原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその旨を自動的に表示する装置を設けること。
- 八 原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けること。
- 九 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物（以下「放射化物」という）であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体ハに定める洗浄設備の排水管は、排水設備に連結すること。
- 一 イ 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
- ロ 放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ハ 放射化物保管設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号（第十四条の十において準用する場合を含む。第十四条の十一第一項第八号ハにおいて同じ。）の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射化物が大型機械等であつてこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。
- 八 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- 九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようになるための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すこと。
- 前項の規定は、漏水の調査、昆虫の疫学的調査、原料物質の生産工程における移動状況の調査等放射性同位元素を広範囲に分散移動させて使用をし、かつ、その使用が一時的である場合には、適用しない。
- 三 第一項第一号、第二号、第六号及び第七号の規定は、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を隨時移動させて使用をする場合には、適用しない。

- 4 第一項第二号の規定は、原子力規制委員会が定める数量以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、適用しない。
- 5 第一項第五号の規定は、人体及び作業衣、履物等人体に着用している物の表面が放射性同位元素によつて汚染されるおそれがないように密閉された装置内で密封されない放射性同位元素の使用をする場合には、適用しない。
- 6 第一項第七号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室内において人が被ばくするおそれのある線量が同項第三号イに掲げる線量についての線量限度以下となるように遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられている場合には、適用しない。
- （廃棄物詰替施設の基準）
- 第十四条の八 前条第一項（第六号から第七号の二までを除く。）の規定は、法第七条第一号の規定による廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第一項第三号ロ中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「密封されない放射性同位元素の使用をする」とあるのは「密封されない放射性同位元素等の詰替えをする」と、同項第四号ハ中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第九号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「放射性同位元素等の詰替えをする室」と、「放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。（貯蔵施設の基準）
- 第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第一項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- 二 貯蔵施設には、次に定めるところにより、貯蔵室又は貯蔵箱を設けること。ただし、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、この限りでない。
- イ 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。
- ロ 貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。
- 三 貯蔵施設には、第十四条の七第一項第二号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。
- 四 貯蔵施設には、次に定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えること。
- イ 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。
- ロ 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- ハ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものは、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。
- 五 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 六 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- 七 貯蔵室又は貯蔵箱、第四号に規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。
- （廃棄物貯蔵施設の基準）
- 第十四条の十 前条の規定は、法第七条第二号の規定による廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第二号中「放射性同位元素」とある

のは「放射性同位元素等」と、同条第四号中「放射性同位元素を入れる」とあるのは「放射性同位元素等を入れる」と読み替えるものとする。

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準（廃棄物埋設地に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 廃棄施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。

二 廃棄施設は、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

三 廃棄施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四 密封されていない放射性同位元素等の使用若しくは詰替えをする場合又は放射線発生装置を使用する場合（当該放射線発生装置の使用をする室において空気中の当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度限度を超えるおそれがある場合に限る。）には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。

（1） 密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えに係る排気設備は、作業室又は廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（2） 放射線発生装置の使用に係る排気設備は、当該放射線発生装置の運転を停止している期間を設ける場合は、当該インターロックにより人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）における当該放射線発生装置の使用をする室の空気中において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

ハ 排気設備は、次のいずれかに該当するものであること。

（1） 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（2） 排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、工場若しくは事業所又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）の境界（事業所等の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、事業所等及び当該区域から成る区域の境界。以下この号及び次号並びに第十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）の外の空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（3） （1）又は（2）の能力を有する排気設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排気設備が事業所等の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有することについて、原子力規制委員会の承認を受けていること。

二 排気設備は、排気口以外から气体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 排気設備には、その故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。

五 液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ 排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

（1） 排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（2） 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（3） 排気設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排気設備が事業所等の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

六 廃棄施設には、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

七 廃棄施設は、その上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人人がみだりに立ち入らぬようにするための施設を設けること。

八 廃棄施設は、当該廃棄施設の上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人人がみだりに立ち入らぬようにするための施設を設けること。

九 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十一 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十二 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十三 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十四 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十五 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十六 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十七 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十八 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

十九 廃棄施設は、外部と区画された構造とすること。

（2） 排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（3） （1）又は（2）の能力を有することが著しく困難な場合には、排水設備が事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有することについて、原子力規制委員会の承認を受けていること。

ロ 排水設備は、排水が漏れにくい構造とし、排水が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 排水浄化槽は、排水を採取することができる構造又は排水中ににおける放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とし、その出口には、排水の流出を調節する装置を設け、かつ、その上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人人がみだりに立ち入らぬようにするための施設を設けること。

四号の基準に適合する排気設備、第十四条の七第一項第四号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する廃棄作業室及び第十四条の七第一項第五号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する汚染検査室を用いること。

ロ 排水設備は、排水が漏れにくい構造とし、排水が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい構造とすること。

ハ 焼却炉は、気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造とすること。

ロ 焼却炉は、排気設備に連結された構造とすること。

ハ 固型化処理設備は、放射性同位元素等が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくく構造とすること。

ロ 固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 放射性同位元素等を保管廃棄する場合（第十九条第一項第十三号ニの規定による保管廃棄する場合を除く。）には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ 保管廃棄設備は、外部と区画された構造とすること。

ロ 保管廃棄設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 保管廃棄設備には、耐火性的構造で、かつ、第十四条の九第四号の基準に適合する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らぬようにするための施設には、この限りでない。

九 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らぬようにするための施設を設けること。

十 前項第四号ハ（3）又は第五号イ（3）の承認を受けた排気設備又は排水設備が、当該承認に係る能力を有すると認められなくなつたときは、原子力規制委員会は当該承認を取り消すことができる。

三 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（1） 排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

イ 排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

（2） 排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

一 廃棄物埋設地は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
 二 廃棄物埋設地には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。
 三 廃棄物埋設を行う場合には、次に掲げる基準に適合する外周仕切設備を設けること。ただし、埋設廃棄物（放射性同位元素等であつて埋設の方法による最終的な処分を行おうとするもの）をいう。（以下同じ。）に含まれる放射性同位元素のうち、原子力規制委員会が定めるものについては、この限りでない。
 イ 自重、土圧、地震力等に対応して構造耐力上安全であること。
 ロ 地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

四 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
 五 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

（廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査）
 第十四条の十二 原子力規制委員会は、廃棄物埋設に係る法第四条の二第一項の許可又は法第十一條第二項の変更の許可の申請があつた場合において、法第七条第四号に適合するかどうかを審査するときは、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 埋設廃棄物の健全性を損なうおそれのある物質を含まないことその他他の原子力規制委員会が定める基準に適合する埋設廃棄物のみを埋設すること。
 二 外周仕切設備その他の設備を設け又は法第四条の二第二項第七号ロの放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置を講ずることにより、廃棄物埋設地の管理を予定している期間及びその終了後において、廃棄物埋設地に係る跡地の利用をする場合その他他の原子力規制委員会が定める場合に人が被ばくするおそれのある線量が、それぞれ原子力規制委員会が定める線量限度以下となるようになること。

三 廃棄物の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

（施設検査を要しない軽微な変更）

第十四条の十三 法第十二条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次の変更以外の変更とする。

一 密封された放射性同位元素に係る許可使用者が行う次の変更

イ 数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の使用をする使用施設の増設

ロ 数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素を貯蔵する貯蔵施設の増設

ハ 貯蔵施設の貯蔵能力の変更（数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素に係るものに限る。）であつて、貯蔵能力を十テラベクレル未満から十テラベクレル以上とするもの

二 密封された放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設

イ 年間使用数量が原子力規制委員会が定める数量以上の密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設の増設

ロ 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力が原子力規制委員会が定める数量以上の貯蔵施設の増設

ハ 貯蔵施設の貯蔵能力の変更であつて、当該貯蔵施設の使用をする工場又は事業所の密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力を下限数量に十万を乗じて得た数量未満から下限数量に十万を乗じて得た数量以上とするもの

二 密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設

三 放射線発生装置に係る許可使用者が行う放射線発生装置の使用をする使用施設の増設又は放

射線発生装置の使用をしていない施設において放射線発生装置の使用をすることとなる変更を受けること。
 法第十二条の八第二項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の増設以外の変更とする。

（施設検査の申請）

第十四条の十四 法第十二条の八第一項の規定により施設検査（登録検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十五の申請書に次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所の平面図
 二 使用施設等の実測断面詳細図
 三 使用施設等の実測平面詳細図

2 登録検査機関が行う法第十二条の八第一項の施設検査を受けようとする者は、別記様式第十五の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければならない。

（施設検査合格証の交付）

第十四条の十五 前条の規定は、法第十二条の八第二項の施設検査の申請について準用する。この場合において、前条第一項中「使用施設等」とあるのは「廃棄物詰替施設等」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と読み替えるものとする。

（定期検査の申請）

第十四条の十六 原子力規制委員会又は登録検査機関は、法第十二条の八第一項又は第二項の規定により施設検査を行い、これを合格と認めたときは、施設検査合格証を交付する。

（定期検査の申請）

第十四条の十七 法第十二条の九第一項の規定により定期検査（登録検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所の平面図
 二 使用施設等の実測断面詳細図
 三 使用施設等の実測平面詳細図

2 登録検査機関が行う法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一 法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする登録検査機関と同一の機関が過去十年間に行った法第十二条の八第一項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。
 二 前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号、前項各号又は第十四条の二十第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

3 第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項又は第五項の規定による変更をしていないこと。

一 前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号、前項各号又は第十四条の二十第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

(定期検査合格証の交付)

第十四条の十九 原子力規制委員会又は登録検査機関は、法第十二条の九第一項又は第二項の規定により定期検査を行い、これを合格と認めたときは、定期検査合格証を交付する。

(定期確認の申請)

第十四条の二十 法第十二条の十の規定により定期確認（登録定期確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 使用施設等又は廃棄物詰替施設等の位置を明示した事業所等の平面図
- 二 使用施設等又は廃棄物詰替施設等の実測平面図
- 三 使用施設等又は廃棄物詰替施設等の実測断面詳細図

第十四条の二十一 法第十二条の十の定期確認を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録定期確認機関に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

- 一 法第十二条の十の定期確認を受けようとする登録定期確認機関と同一の機関が過去十年間に行つた法第十二条の八第一項若しくは法第十二条の九第一項若しくは第二項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。
- 二 前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号（第十四条の十五において準用する場合を含む。）、第十四条の十七第一項各号（第十四条の十八において準用する場合を含む。）又は前項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。
- 三 第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項若しくは第五項又は法第十一条第一項（同項で規定する法第四条の二第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）若しくは第二項の規定による変更をしていないこと。

第十四条の二十二 原子力規制委員会又は登録定期確認機関は、法第十二条の十に規定する確認をしたときは、定期確認証を交付する。

第三章 使用の基準

(使用の基準)

第十五条 法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るもの）を除く。)は、次のとおりとする。

- 一 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用は、使用施設において行うこと。ただし、届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をする場合又は法第十条第六項若しくは第十四条の七第一項に規定する場合には、この限りでない。
- 二 密封されていない放射性同位元素の使用は、作業室において行うこと。
- 三 放射線業務従事者の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。
- 四 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。
- 五 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。
- 六 遠隔操作装置、かん子等を用いることにより放射性同位元素又は放射線発生装置と人体との間に適当な距離を設けること。
- ハ 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。

三の二 第十四条の七第一項第七号に規定するインターロックを設けた室内で放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口の扉を外部から閉鎖できないようにするための措置及び室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置を講ずること。

四 作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、放射性同位元素によつて汚染された空気を浄化し、又は排気することにより、空气中濃度限度を超えないようすること。

五 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること。

六 作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、その表面の放射性同位元素による汚染を除去し、又はその触れる物を廃棄することにより、表面密度限度を超えないようすること。

七 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。

八 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。

九 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。

十 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十一 陽電子断層撮影用放射性同位元素（放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置（更新・改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び一年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。）により製造される放射性同位元素であつて原子力規制委員会の定める種類ごとにその一日最大使用数量が原子力規制委員会の定める数量以下であるものをいう。以下同じ。）を人以外の生物に投与した場合においては、当該生物及びその排出物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることが確実な期間を超えて管理区域内において保管した後でなければ、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十二 法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出た、四百ギガベクレル以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。

十三 法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出た、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、放射性同位元素については法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状（以下「第一種放射線取扱主任者免状」という。）又は同項の第二種放射線取扱主任者免状（以下「第二種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者の、放射線発生装置については第一種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと。

十四 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

十五 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

十六 届出使用者が放射性同位元素の使用をする場合及び許可使用者が法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出た、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合における管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付けること。

十四 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは、探査その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。

二 前項第一号、第一号の二及び第三号の規定は、許可使用者が使用施設の外（第二条第二項第四号の平面図により示された管理区域の外に限る。）で、一日につき下限数量を超えない数量の密封されていない放射性同位元素の使用をする場合（管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。）には、適用しない。

三 法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業（以下この項において「作業」という。）に係るものに限る。）については、次に定めるところによるほか、第一項第一号（ただし書を除く。）、第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用」とあるのは、「第十五条第三項に規定する作業」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射化物」と、同項第五号、第七号及び第八号中「作業室」とあるのは、「第十五条第三項に規定する作業を行なう場所」と、同項第八号中「放射性同位元素による汚染」とあるのは、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは、「放射化物」と、「放射性同位元素」とあるのは、「放射線を放出する同位元素」と読み替えるものとする。

一 敷物、受皿その他の器具を用いることにより、放射線を放出する同位元素による汚染の広がりを防止すること。

二 作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること。

第十六条 削除

（保管の基準）

第十七条 許可届出使用者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「放射線発生装置」とあるのは、「放射化物」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあつては貯蔵施設（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、密封された放射性同位元素の使用をしている場合にあつては、当該使用の場所を含む。）において行うこと。

二 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

三 貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

四 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素の濃度は、空気中濃度限度を超えないようすること。

五 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

六 貯蔵施設内的人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講ずることにより、表面密度限度を超えないようすること。

イ 液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

ロ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

六の一 放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ 容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管すること。

ロ 第十四条の七第一項第七号の二ハただし書に該当する場合には、放射化物保管設備において保管すること。

七 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

八 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

九 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

2

二 許可廃棄業者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準について、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号及び前項第二号、第四号から第六号まで及び第七号から第九号までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と、前項第二号中「貯蔵施設」とあるのは、「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは、「放射性同位元素等」と、同項第四号中「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とあるのは、「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素等」と、「貯蔵施設」とあるのは、「廃棄物貯蔵施設」と、同項第五号中「貯蔵施設」とあるのは、「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは、「放射性同位元素等」と、同項第六号中「貯蔵施設」とあるのは、「廃棄物貯蔵施設」と、「液体状の放射性同位元素」とあるのは、「液体状の放射性同位元素等」と、「固体状の放射性同位元素」とあるのは、「固体状の放射性同位元素等」と、同項第八号中「貯蔵施設」とあるのは、「廃棄物貯蔵施設」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素等の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあつては、廃棄物貯蔵施設）において行うこと。

二 貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、放射性同位元素等の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようになるための措置を講ずること。

（事業所等における運搬の基準）

第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとなる。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性汚染物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性汚染物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるること。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性汚染物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性汚染物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えない

- いようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようすること。
- 四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- 五 運搬物は、同一の車両等に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の入りを制限すること。
- 七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。
- 八 放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。
- 九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するためには、られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標準を取り付けること。
- 三 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 四 第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれがない場合には、適用しない。
- 五 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十九条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）
- 第十八条の二 法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（車両運搬（事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十八条の十二までに定めるところにより運搬するものと同一。
- （放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）
- 第十八条の三 放射性同位元素等（原子力規制委員会の定めるものを除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。
- 一 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるもの
- 二 原子力規制委員会の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元素等（前号に掲げるものを除く。）B M型輸送物又はB U型輸送物
- 三 前号の原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。）B M型輸送物又はB U型輸送物

- いようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようすること。
- 四 運搬物のI P-1型輸送物又はI P-2型輸送物として運搬することができる。
- 五 I P-2型輸送物及びI P-3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。
- 六 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 表面上に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- 四 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- 五 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。
- 六 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有すること）が困難である場合は、放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。
- 七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- 八 表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「輸送物表面密度」という。）を超えないこと。
- 九 放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。
- 一 前条第一号から第五号まで、第八号及び第九号に定める基準
- 二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封された場合は、この限りでない。
- 四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- 五 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- 六 液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。
- イ 容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封装置が施されているものをいう。以下同じ。）を備えること。ただし、法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器（B M型輸送物又はB U型輸送物に係るものに限る。）を使う場合は、この限りでない。
- ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。
- 七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。
- と。ただし、専用積載（鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又はコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸し等の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うもの

ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えないものは、この限りでない。

(特別措置による運搬)

第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これららの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

(簡易運搬に係る技術上の基準)
第十八条の十三 法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(簡易運搬(事業所等の外における車両運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、第十八条の三から前条までに定めるもののはか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬される放射性同位元素等(以下「運搬物」という。)を積載し、又は収納した運搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。)の表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように行うこと。

二 運搬物(L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同じ。)の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

三 運搬物は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

四 二以上の運搬物(その表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシリベルト毎時を超えるものに限る。以下この号において同じ。)を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害の防止のため、原子力規制委員会の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五 運搬物(L型輸送物を除く。以下この号において同じ。)を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関するべき事項を記載した書面を携行し、運搬を終了した日から一年間これを保存すること。

ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 B型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状若しくは第二種放射線取扱主任者免状を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、放射性同位元素等の放射線管理、放射性同位元素等の運搬に従事する者の被ばく管理その他放射性同位元素等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七 運搬物には原子力規制委員会の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。(運搬に関する確認を要する放射性同位元素等)

八 放射線業務従事者の線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないように行うこと。(運搬に関する確認を要する放射性同位元素等)

第十八条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める放射性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等(同条第二項及び第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。)とする。

(運搬に関する確認の申請)

第十八条の十五 法第十八条第二項の規定により運搬物確認(登録運搬物確認機関が行うもの除外)を受けようとする者は、別記様式第十八による確認申請書に、次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 運搬する放射性同位元素等に関する説明書

二 前号の放射性同位元素等を収納する容器(以下この条及び第十八条の十七から第十八条の二十までにおいて「容器」という。)の構造、材質及び製作の方法(以下「容器の設計」という。)並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三 容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四 容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五 放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書

六 簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

一 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

二 法第十八条第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、第一項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

三 登録運搬物確認機関が行う法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者は、別記様式第十八の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録運搬物確認機関に提出しなければならない。

(運搬確認証の交付)

第十八条の十六 原子力規制委員会又は登録運搬物確認機関は、法第十八条第二項に規定する確認書をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第十八条の十七 法第十八条第三項の規定による承認の申請は、別記様式第十九による容器承認申請書を提出して行わなければならない。

一 容器で運搬することを予定する放射性同位元素等に関する説明書

二 容器の設計及び放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三 容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四 容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

一 容器のうち、容器の一部を分離して使うことができるものについては、当該容器の各部ごとに第一項の申請をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号の説明書は、当該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。

二 容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書及び第二項第一号の放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第十八条の三から第十八条の十二までに定める技術上の基準に適合するとの原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

第十八条の十八 原子力規制委員会は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 容器の名称

三 容器の外形寸法及び重量

| | |
|---|----------------------------------|
| 五 放射性輸送物の種類 | 放射性輸送物の種類 |
| 六 収納する放射性同位元素等の仕様 | 収納する放射性同位元素等の仕様 |
| 七 収納物の密封性に関する事項 | 収納物の密封性に関する事項 |
| 八 B型輸送物については、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準 | B型輸送物については、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準 |
| 九 承認容器として使用する期間 | 承認容器として使用する期間 |
| 十 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項 | (承認容器として使用する期間の更新) |
| 十一 その他特記事項 | （承認容器として使用する期間の更新） |
| 第十八条の十九 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。 | （承認容器として使用する期間の更新） |
| 2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第二十による承認容器使用期間更新申請書に、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書及び当該更新を受けようとする承認容器に係る容器承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 | （承認容器として使用する期間の更新） |
| 3 原子力規制委員会は、第一項に規定する更新をしたときは、容器承認書を書き換えて交付するものとする。 | （承認容器の変更の届出等） |

| | |
|---|----------------|
| 第十八条の二十 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一による届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | （容器承認書の変更の届出等） |
| 2 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた容器の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第二十二による届書に当該容器承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。 | （廃棄の基準） |
| 第十九条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）について、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所」と、同項第五号から第八号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。 | （廃棄の基準） |
| 一 気体状の放射性同位元素等は、排気設備において、浄化し、又は排氣することにより廃棄する。 | （廃棄の基準） |
| 二 前号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。 | （廃棄の基準） |
| イ 第十四条の十一第一項第四号ハ（1）の排気設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 第十四条の十一第一項第四号ハ（2）の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| ハ 第十四条の十一第一項第四号ハ（3）の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| 三 第一号の排気設備に付着した放射性同位元素等を除去しようとするときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること。 | （廃棄の基準） |
| 四 液体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| イ 排水設備において、浄化し、又は排水すること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 容器に封入し、又は固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| ハ 第十四条の十一第一項第八号ハただし書に該当する場合には、保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| 五 固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により固型化すること。 | （廃棄の基準） |
| 六 前号イの方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。 | （廃棄の基準） |
| イ 第十四条の十一第一項第五号イ（1）の排水設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 第十四条の十一第一項第五号イ（2）の排水設備において廃棄する場合にあつては、排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| ハ 第十四条の十一第一項第五号イ（3）の排水設備において廃棄する場合にあつては、排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とすること。 | （廃棄の基準） |
| 六 第四号イの方法により廃棄する場合において排液処理を行おうとするときは又は同号イの排水設備の付着物、沈殿物等の放射性同位元素等を除去しようとするときは、敷物、受皿、吸収材その他の放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること。 | （廃棄の基準） |
| 七 第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入するときは、当該容器は次に掲げる基準に適合するものであること。 | （廃棄の基準） |
| イ 液体がこぼれにくい構造であること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 液体が浸透しにくい材料を用いたものであること。 | （廃棄の基準） |
| 八 第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄するときは、当該容器に亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときには、受皿、吸収材その他放射性同位元素等を容器に固型化すること。 | （廃棄の基準） |
| 九 第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄するときは、当該容器に亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときには、受皿、吸収材その他放射性同位元素等を容器に固型化すること。 | （廃棄の基準） |
| 十 第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと。 | （廃棄の基準） |
| 十一 第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出する作業は、廃棄作業室において行うこと。 | （廃棄の基準） |
| 十二 第四号ハの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等をコンクリートその他固型化材料により固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと。 | （廃棄の基準） |
| 十三 固体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| イ 燃却炉において焼却すること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| ハ 第十四条の十一第一項第八号ハただし書に該当する場合には、保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| 四 液体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| イ 排水設備において、浄化し、又は排水すること。 | （廃棄の基準） |
| ロ 容器に封入し、又は固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |
| ハ 第十四条の十一第一項第八号ハただし書に該当する場合には、保管廃棄設備において保管廃棄すること。 | （廃棄の基準） |

| |
|---|
| <p>電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることが確実な期間として原子力規制委員会が定める期間を超えて管理区域内において保管廃棄すること。</p> <p>十六号 第十三号ニの規定により保管廃棄する陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、同号ニの原子力規制委員会が定める期間を経過した後は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物ではないものとする。</p> <p>十七号 第十三号ホの方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。 (1) 埋設廃棄物に含まれる放射能濃度が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された最大放射能濃度を超えないこと。</p> <p>(2) 埋設廃棄物の強度、密封性その他の性状が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された事項に適合していること。</p> <p>(3) 埋設廃棄物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める標準を超える場合にあつては、原子力規制委員会の定める標準を付すること。</p> <p>(4) 埋設廃棄物による廃棄物理設地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することが可能となるよう、廃棄物埋設地の周囲に柵を設ける等の方法によつて、人の廃棄物理設地への立入りの制限その他必要な措置を講ずること。</p> <p>五 委員会が定める期間を超えて管理区域内において保管廃棄すること。</p> <p>十六号 第十一号の規定は、前号イの方法による廃棄について準用する。</p> <p>十七号 第十三号ロの方法による廃棄について準用する。</p> <p>イ 次に掲げる基準に適合する埋設廃棄物のみを埋設すること。</p> <p>イ 埋設廃棄物に含まれる放射能濃度が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された最大放射能濃度を超えないこと。</p> <p>二 埋設廃棄物の強度、密封性その他の性状が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された事項に適合していること。</p> <p>三 埋設廃棄物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める標準を超える場合にあつては、原子力規制委員会の定める標準を付すること。</p> <p>四 埋設廃棄物による廃棄物理設地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することが可能となるよう、廃棄物埋設地の周囲に柵を設ける等の方法によつて、人の廃棄物理設地への立入りの制限その他必要な措置を講ずること。</p> <p>五 外周仕切設備を設けた場合には、埋設が終了した後、当該設備の外への放射性同位元素の漏えいを監視し、漏えいがあつたと認められるときには速やかに当該設備の修復その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>六 埋設廃棄物による廃棄物理設地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所に、地下水を探取することができる設備を設け、原子力規制委員会が定めるところにより、当該設備から採取した地下水中の放射性同位元素の濃度その他必要な項目について測定すること。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>五 (2) 第十四条の十二第二号に規定する線量が、同号の原子力規制委員会が定める線量限度以下となるよう、廃棄物埋設地の周囲に柵を設ける等の方法によつて、人の廃棄物理設地への立入りの制限その他必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 外周仕切設備を設けた場合には、埋設が終了した後、当該設備の外への放射性同位元素の漏えいを監視し、漏えいがあつたと認められるときには速やかに当該設備の修復その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 埋設廃棄物による廃棄物理設地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所に、地下水を探取することができる設備を設け、原子力規制委員会が定めるところにより、当該設備から採取した地下水中の放射性同位元素の濃度その他必要な項目について測定すること。</p> <p>(5) (4) の測定の結果、第十四条の十二第二号の原子力規制委員会が定める線量限度を超えるおそれがあると認められるときその他水質の悪化が認められるとき（その原因が当該廃棄物埋設地以外にあることが明らかな場合を除く。）には、原子力規制委員会が定める線量限度を超えないようにするための措置その他必要な措置を講ずること。</p> <p>二 前項第一号から第十二号までの規定は、第十五条第二項に規定する場合には、適用しない。 (1) 許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（詰替えに係るものに限る。）については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第一号の二、第三号、第四号から第十号まで及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号の二中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「場所」と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。</p> <p>ロ 密封された放射性同位元素等が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。</p> <p>三 廃棄物詰替施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。</p> <p>一 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄は、容器に封入し、一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講じて行うこと。</p> <p>二 前号に規定する容器及び管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付けること。</p> <p>四 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。</p> <p>一 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは廃棄事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法</p> |
|--|

二 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

ホ 放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこれらの値を算出することとする。

ヘ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入つている間繼續して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

二 内部被ばくによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性同位元素を誤つて吸入採取し、又は経口採取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入採取し、又は経口採取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行うこと。ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入採取し、又は経口採取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

三 第一号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

四 第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。

一 放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二 手、足その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分について行うこと。

三 密封されていない放射性同位元素等の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。

四 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

行うこと。

法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一項の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録し、五年間これを保存すること。

イ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ 測定箇所

ハ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 測定方法

ヘ 測定結果

五 第二号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくとも算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

五の二 前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくとも集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 集計対象期間

二 外部被ばくによる線量の測定の結果については、四月一日、七月一日、十月一日及び一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 测定部位及び測定結果

四 前項の測定の結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次の事項について記録すること。

イ 测定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ 測定対象者の氏名

ハ 测定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 汚染の状況

ト 測定方法

五 第二号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくとも算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

五の二 前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくとも集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 集計対象期間

- ホ 累積実効線量
- 五の三 前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。
- 六 当該測定の対象者に対し、第二号から前号までの記録の写しを記録の都度交付すること。
- 七 第二号から第五号の三までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
- 八 前号ただし書の原子力規制委員会が指定する機関に關し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。
- （電磁的方法による保存）
- 第二十条の二** 法第二十条第三項に規定する測定の結果についての記録は、前条第四項に規定するところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
- 3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- 第二十一条** 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。
- 一 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに從事する者の管理を含む。）に從事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 放射線取扱主任者の代理者に関すること。
- 三 放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素によって汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。
- 四 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する事項（第十五条第二項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。
- 五 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関する事項（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。
- 六 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第二十条第四項各号に掲げる措置に関する事項（教育及び訓練）という。
- 七 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第二十四条第一項第一号ソにおいて単に「教育及び訓練」という。）に関する事項。
- 八 健康診断に関する事項。
- 九 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関する事項。
- 十 法第二十五条に規定する放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関する事項。
- 十一 地震、火災その他の災害が起つたときの措置（次号の措置を除く。）に関する事項。
- 十二 危険時の措置に関する事項。
- 十三 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関する事項。
- 十四 第二十九条第一項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関する事項（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。

- イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関する事項。
- ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関する事項。
- ハ 応急の措置の実施に関する手順に関する事項。
- ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関する事項。
- ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関との連携に関する事項。
- ト 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する事項（特定許可使用者及び許可廃棄業者による記録を含む。）。
- チ 放射線管理の状況の報告に関する事項。
- テ 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関する事項（廃棄物埋設を行つ場合に限る。）。
- ナ 其の他の放射線障害の防止に関する事項。
- 二 放射線障害の防止に関する教育訓練
- 1 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五条の届書に放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。
- 2 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六条の届書に変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。
- 3 法第二十二条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。
- 一 管理区域に立ち入る者（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。）及び取扱等業務に從事する者に、次号から第五号までに定めるところにより、教育及び訓練を行うこと。
- 二 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入つた後においては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。
- 三 取扱等業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後においては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。
- 四 前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。
- イ 放射線の人体に与える影響
- ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
- ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程
- 五 前号に規定する者以外の者（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。）に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するため必要な事項について施すこと。
- 一 前項の規定にかかわらず、同項第四号又は第五号に掲げる項目又は事項の全部又は一部に関する十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。
- 二 前二項に定めるもののほか、教育及び訓練の時間数その他の教育及び訓練の実施に關し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。
- （健康診断）
- 二 放射線業務従事者については、管理区域に立ち入つた後は一年を超えない期間ごとに行うこと。
- 三 前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の1に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
- イ 放射性同位元素を誤って吸入攝取し、又は経口攝取したとき。

正を行つた者の氏名（点検又は校正を行つた者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

レ 第二十条第二項第三号に規定する措置の内容

ソ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第二十二条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該

ツ 第二十二条の三第一項に規定する場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認の方法及び確認をした者の氏名並びに同項の規定により管理区域でないものとみなされる区域内に立ち入つた者の氏名

二 届出販売業者及び届出賃貸業者について、次によるものとする。

イ 譲受け（回収及び賃借を含む。以下この号において同じ。）又は販売その他譲渡し（返還を含む。以下この号において同じ。）若しくは賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸の年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ト 放射性同位元素の種類及び数量

ニ 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量

ホ 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称

ト 放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ト 放射性同位元素によつて汚染された物の運搬の年月日及び委託先の氏名若しくは名称

ト 放射性同位元素の種類及び数量

ト 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所

ト 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

ト 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ト 放射性同位元素等の保管に係る放射性同位元素等の種類及び数量

ト 第三号イからトまでに掲げる事項

五 法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ 濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ 評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の三第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

ハ 放射能濃度の決定に当たり、放射性同位元素の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行つた結果

ニ 放射能濃度の決定に当たり、計算によつて放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果

ホ 放射能濃度の決定に当たり、濃度確認対象物について放射性同位元素による汚染の除去を行つた場合は、汚染の除去を行つた後の放射能濃度を測定した結果

ヘ 放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件

ト 放射線測定装置の点検及び校正の結果

チ 濃度確認対象物の保管の方法及び場所

2 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は法第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。）の日に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。ただし、第一項第四号イからニまで及びホ（廃棄物埋設地に係る部分に限る。）に係る帳簿並びに同項第五号に係る帳簿の保存の期間は、それぞれ廃棄の業を廃止するまでの期間及び事業所等から搬出された後五年間とする。

（電磁的方法による保存）

第二十四条の一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十五条第四項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置）

第二十四条の二の一 法第二十五条の三第一項の規定により、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、これらの者が設置するそれぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素について、次の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一 その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定める数量以上のものに定める措置

二 その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定める数量以上のものに定める措置

三 前二号に掲げるものの以外のもの

2 前項の表第一号の特定放射性同位元素（次項に規定する一時的な使用に係る特定放射性同位元素を除く。）の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急の診

措置 第五項に定める

- 療を行なう場合その他の緊急の必要がある場合には、第二号、第三号又は第四号の措置は、法第二十五条の四第一項の規定による特定放射性同位元素防護規程（以下「防護規程」という。）に定めるところによることができる。
- 二 防護区域を定めること。
- イ 業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、その身分及び当該防護区域への立ち入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
- ロ 防護区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「防護区域常時立入り者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認すること。ただし、診療を受ける者を立ち入らせる場合には、この限りでない。
- ハ 口に掲げる確認を受けた者が防護区域に立ち入る場合には、当該防護区域内において防護従事者を同行させ、特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。
- 三 防護区域への人の侵入を防止するため、防護区域の出入口に鍵を異なる二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となる出入口をいう。）に鍵を異なる二以上の施錠を行うこと。この場合において、次に掲げる措置を講ずること。ただし、防護従事者に当該出入口を常時監視させる場合には、この限りでない。
- イ 鍵の管理者（防護従事者のうちからあらかじめ指定した者をいう。）にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた防護区域常時立入りについては、この限りでない。
- ロ 鍵又は錠について異常が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- 四 防護区域常時立入り者が防護区域に立ち入ろうとする場合には、その都度、その立入りが正当なものであることを確認するための二以上の措置を講ずること。
- イ 当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有する装置（以下「監視装置」という。）を設置すること。ただし、当該防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合には、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有する装置（当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。）
- ロ 人の侵入を確実に検知して直ちに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置（当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。）
- 六 特定放射性同位元素を堅固な障壁によって区画することその他の特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための二以上の措置を講ずること。ただし、防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であつて、二人以上の防護従事者に同時に作業を行なふときは、この限りでない。
- 七 特定放射性同位元素の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定放射性同位元素は、防護区域に立ち入ることを認めた者以外の者の当該区域への立入りを禁止すること。
- ロ 防護従事者に、特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた場合には、直ちに組織的な対応をとらせること。
- 八 監視装置により防護区域への人の侵入を常時監視すること。ただし、防護区域常時立入り者が当該防護区域に立ち入る場合には、第五号ロの装置により監視することを要しない。
- 九 防護従事者に、特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた場合には、直ちに組織的な対応（異常の発生をあらかじめ指定した防護従事者に報告することその他の防護規程に定める措置をいう。以下同じ。）をとらせるこ。
- 二 防護従事者に、毎週一回以上、特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置について点検を行なわせ、当該点検において異常が認められた場

- 合には直ちに組織的な対応をとらせ、異常が認められない場合にはその旨を防護規程に定めることにより報告させること。
- 八 事業所等において特定放射性同位元素を運搬する場合には、放射性輸送物に第十八条の第五号に規定する容易に破れないシールの貼付け等（以下「シールの貼付け等」という。）の措置を講ずること。ただし、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行なえるときは、この限りでない。
- 九 特定放射性同位元素の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機については、電気通信回線を通じた当該電子計算機に対する外部からの不正アクセスを遮断する措置を講ずること。
- 十 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置については、その機能を維持すること。ただし、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行なえるときは、この限りでない。
- 十一 特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における関係機関への連絡については、二以上の連絡手段を備えることその他その連絡を確實かつ速やかに行なうことができるようすること。
- 十二 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないよう管理すること。
- 十三 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備すること。
- 十四 特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合において確實かつ速やかに対応するための手順書（以下「緊急時対応手順書」という。）を作成すること。
- 十五 特定放射性同位元素の防護のための手順書（以下「緊急時対応手順書」という。）を作成すること。
- 十六 特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における第一項の届け出で、一時的に使用をすること（保管に係るものをお除外。）をいう。の場合における第一項の表第一号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。
- 一 一時的に使用をする場所に係る管理区域に立ち入ることを認めた者以外の者の当該区域への立入りを禁止すること。
- 二 一時的に使用をする場所における作業については、二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせること。
- 三 特定放射性同位元素の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定放射性同位元素は、一時的に使用をする場所に係る管理区域内に置くこと。
- ロ 防護従事者に、特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた場合には、直ちに組織的な対応をとらせること。
- 四 一時的に使用をする場所において特定放射性同位元素を運搬する場合には、放射性輸送物にシールの貼付け等の措置を講ずること。ただし、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行なえるときは、この限りでない。
- 五 特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における関係機関への連絡については、二以上の連絡手段を備えることその他その連絡を確實かつ速やかに行なうことができるようすること。
- 六 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないよう管理すること。
- 七 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備すること。
- 八 緊急時対応手順書を作成すること。
- 九 第一項の表第二号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、第二項各号（前項に規定する一時的な使用の場合は、同項各号）に定めるところによる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第二項第三号 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は 防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出 入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となること 出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと | 防護区域の出 入口に施錠を行 うこと |
| 第二項第四号 | 二以上の措置 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| 第二項第十一号 | 二以上の連絡手段 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| 及び前項第五号 | | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| 第二項第三号 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出 入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となること 出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと | 防護区域の出 入口に施錠を行 うこと |
| 第二項第四号及び二以上の措置 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと | 防護区域の出 入口に施錠を行 うこと |
| 第六号 | 連絡手段 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| 第二項第十一号及二以上の連絡手段 | 連絡手段 | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| び第三項第五号 | | 防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと |
| 6 透過写真撮影用ガンマ線照射装置に装備される特定放射性同位元素（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合のものを除く。）が第一項の表第三号の特定放射性同位元素である場合にあっては、同表の区分にかかわらず、第四項の措置を講ずるものとする。 | 6 透過写真撮影用ガンマ線照射装置に装備される特定放射性同位元素（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合のものを除く。）が第一項の表第三号の特定放射性同位元素である場合にあっては、同表の区分にかかわらず、第四項の措置を講ずるものとする。 | 透过写真撮影用ガンマ線照射装置に装備される特定放射性同位元素（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合のものを除く。）が第一項の表第三号の特定放射性同位元素である場合にあっては、同表の区分にかかわらず、第四項の措置を講ずるものとする。 |
| 7 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その事業所等において二以上の放射性同位元素の使用をする室等がある場合にあっては、これらの特定放射性同位元素の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素のうちその数量が最も大きいものに対する第一項の表の下欄に掲げる措置を講ずるものとする。 | 7 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その事業所等において二以上の放射性同位元素の使用をする室等がある場合にあっては、これらの特定放射性同位元素の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素のうちその数量が最も大きいものに対する第一項の表の下欄に掲げる措置を講ずるものとする。 | 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その事業所等において二以上の放射性同位元素の使用をする室等がある場合にあっては、これらの特定放射性同位元素の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素のうちその数量が最も大きいものに対する第一項の表の下欄に掲げる措置を講ずるものとする。 |
| （防護規程） | （防護規程） | （防護規程） |
| 第二十四条の二の三 防護規程は、次の事項について定めるものとする。 | 第二十四条の二の三 防護規程は、次の事項について定めるものとする。 | 第二十四条の二の三 防護規程は、次の事項について定めるものとする。 |
| 一 防護従事者に関する職務及び組織に関すること。 | 一 防護従事者に関する職務及び組織に関すること。 | 一 防護従事者に関する職務及び組織に関すること。 |
| 二 特定放射性同位元素防護管理者の代理者に関すること。 | 二 特定放射性同位元素防護管理者の代理者に関すること。 | 二 特定放射性同位元素防護管理者の代理者に関すること。 |
| 三 前条第一項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別に関すること。 | 三 前条第一項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別に関すること。 | 三 前条第一項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別に関すること。 |
| 四 防護区域の設定に関すること。 | 四 防護区域の設定に関すること。 | 四 防護区域の設定に関すること。 |
| 五 一時的に使用をする場所に係る管理区域）の出入管理に関すること。 | 五 一時的に使用をする場所に係る管理区域）の出入管理に関すること。 | 五 一時的に使用をする場所に係る管理区域）の出入管理に関すること。 |
| 六 監視装置の設置に関すること。 | 六 監視装置の設置に関すること。 | 六 監視装置の設置に関すること。 |
| 七 特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。 | 七 特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。 | 七 特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。 |
| 八 特定放射性同位元素の管理に関すること。 | 八 特定放射性同位元素の管理に関すること。 | 八 特定放射性同位元素の管理に関すること。 |
| 九 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。 | 九 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。 | 九 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。 |
| 十 関係機関との連絡体制の整備に関すること。 | 十 関係機関との連絡体制の整備に関すること。 | 十 関係機関との連絡体制の整備に関すること。 |
| 十一 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。 | 十一 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。 | 十一 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。 |
| （容器承認の申請等） | （容器承認の申請等） | （容器承認の申請等） |
| 第二十四条の二の七 法第二十五条の五の規定により法第十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十七から第十八条の二十までの規定の適用については、第十八条の十七第四項中「第十八条の三から第十八条の十一まで」とあるのは、「第二十四条の二の四」とする。 | 第二十四条の二の七 法第二十五条の五の規定により法第十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十五及び第十八条の十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | 第二十四条の二の七 法第二十五条の五の規定により法第十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十五及び第十八条の十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 |
| （特定放射性同位元素の運搬に関する取決めが必要な事項等） | （特定放射性同位元素の運搬に関する取決めが必要な事項等） | （特定放射性同位元素の運搬に関する取決めが必要な事項等） |
| 第二十四条の二の八 法第二十五条の六の第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 | 第二十四条の二の八 法第二十五条の六の第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 | 第二十四条の二の八 法第二十五条の六の第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 |

| | |
|--|--|
| <p>放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素次項（第四項及び第五項においてみなしであつて、防護のための措置が特に必要なものとして適用する場合を含む。）に定める事項</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の特定放射性同位元素</p> <p>2 前項の表第一号の特定放射性同位元素の運搬に関し取決めが必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 特定放射性同位元素が出発地から搬出される予定日時及び到着地に搬入される予定日時並びに運搬手段</p> <p>二 特定放射性同位元素が出発地から搬出されたときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。</p> <p>三 第一号の予定日時までに特定放射性同位元素が出発地から搬出されないとときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。</p> <p>四 特定放射性同位元素が到着地に搬入されたときは、受取人が放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。</p> <p>五 第一号の予定日時までに特定放射性同位元素が到着地に搬入されないとときは、直ちにその旨を受取人が発送人に通知すること。</p> <p>六 特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続</p> <p>七 前号の予定日時までに特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されないと見込まれるとときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。</p> <p>八 特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されないとときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発送人に通知すること。</p> <p>3 第一項の表第二号の特定放射性同位元素の運搬に關し取決めが必要な事項は、前項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げるものとする。</p> <p>4 特定放射性同位元素が外国の工場又は事業所から許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所等に運搬される場合には、輸入港からの当該特定放射性同位元素の発送について責任を有する者を法第二十五条の六第一項の発送人とみなして、第二項及び前項の規定を適用する。この場合において、第二項第一号から第三号までの規定中「出発地」とあるのは、「輸入港」とする。</p> <p>5 特定放射性同位元素が許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所等から外国の工場又は事業所に運搬される場合には、輸出港における当該特定放射性同位元素の受取について責任を有する者を法第二十五条の六第一項の受取人とみなして、第二項及び第三項の規定を適用する。この場合において、第二項第一号、第四号及び第五号中「到着地」とあるのは、「輸出港」とする。</p> <p>6 許可届出使用者による工場又は事業所の外における特定放射性同位元素の運搬について、発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である場合における法第二十五条の六第一項の措置は、特定放射性同位元素の搬出及び搬入に係る通知に関する事項並びに放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性の確認に関する事項を防護規程に定めることにより、行うものとする。</p> <p>（特定放射性同位元素に係る報告）</p> <p>第二十四条の二の十 法第二十五条の七の規定により、次の各号に掲げる者は、密封された特定放射性同位元素について当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第二十六の五により、廃棄を行つたときは別記様式第二十六の六により、その旨及び当該行為に係る特定放射性同位元素の（特定放射性同位元素に係る報告）</p> <p>第二十四条の二の九 法第二十五条の六第一項の規定による特定放射性同位元素の運搬に關する取決めの締結（前条第六項の場合を除く。）に関する届出（前条第一項の表第一号の特定放射性同位元素に係るものに限る。）は、別記様式第二十六の四の届書により、しなければならない。</p> | <p>第三項（第四項及び第五項においてみなしで適用する場合を含む。）に定める事項</p> |
|--|--|

一 放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素次項（第四項及び第五項においてみなしてであつて、防護のための措置が特に必要なものとして適用する場合を含む。）に定める事項
原子力規制委員会が定める数量以上のもの

二 前号に掲げるものの以外の特定放射性同位元素

第三項（第四項及び第五項においてみなして適用する場合を含む。）に定める事項

内容を、当該行為を行つた日から十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は許可廃棄業者と届出販売業者又は届出貸貸業者との間における次の各号に定める行為（製造、輸入及び輸出を除く。）であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所等と届出販売業者又は届出貸貸業者の販売所又は貸貸事業所が同一である

ときは、その報告を省略する)ことができる。
一 許可届出使用者 製造、輸入、受入れ、輸出又は払出し
二 届出販売業者及び届出貸貸業者 輸入、譲受け(回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。)
三 輸出又は譲渡し(返還、賃貸及び保管の委託を含む。)
許可登録業者 そくにんじゆぎょうしゃ

2
許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を、別記様式第二十六条の六により、変更の日から十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受け入れ又は払出しを行つたときは、同項の報告を併せて行うことができる。

許可届出使用者及び許可廃棄業者（法第二十九条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、毎年三月三十一日に所持している密封された特定放射性同位元素について、別記式第二十六の七により、同日の翌日から起算して三月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

第二十四条の二の十一 法第二十五条の八の規定による防護従事者に対する防護に関する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一 防護に関する教育及び訓練は、初めて特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始する前及び特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始した後にあつては前回の防護に関する教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行うこと。

二 防護に関する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

口 特定放射性同位元素の防護に関する法令及び特定放射性同位元素防護規程
前項の規定にかかるらず、防護従事者の職務の内容に応じて、同項第一号に掲げる
又は一部に關し十分な知識等を有していると認められる者に対しても、当該項目は

3 に関する教育及び訓練を省略することができる。
前二項に定めるもののほか、防護に関する教育及び訓練の時間数その他防護に関する教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

第二十四条の二の十二 法第二十五条の九第一項の規定により許可届出使用者、届出販売業者及び許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

ハロイ
防護区域常時立入者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名
防護区域の出入管理の状況及びその担当者の氏名（イを除く。）
監視装置による防護区域内の監視の状況及びその担当者の氏名
特定教科生同立入者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

防護に関する教育

防護に関する教育及び訓練の実施状況

二 ト 特定放射性同位元素の運搬に関する取決め
一 届出販売業者及び届出賃貸業者については、前号トに定めるものとする

2 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項、第四項、第六項又は第七項の規定による承継がなかつた場合に限る。）の日に、前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3 法第二十五条の九第二項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。

4 第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十五条の九第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

5 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。（合併等）

第二十四条の三

法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十七によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

第二十四条の四

法第二十六条の二第一項又は第二項の届出は、別記様式第三十の届書により、しなければならない。（許可廃棄業者の相続）

第二十四条の五

法第二十六条の三第二項の届出は、別記様式第三十の届書により、しなければならない。

（廃棄物埋設地の譲受け）

第二十四条の六

令第二十条の廃棄物埋設地の譲受けに係る許可の申請書は、別記様式第三十一によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

第一項において準用する第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書面及び図面

第二十四条の十一第三項第二号及び第十四条の十二第二号の基準に適合することを示す書面及び図面

3 資金計画、事業の収支見積りその他廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

（合併等に係る申請書の提出部数等）

2 第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書に限る。）の提出部数は、一通とする。
(使用の廃止等の届出)

第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものと除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

2 法第二十七条第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものと除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

3 第一項又は前項の届書には、許可証を添えなければならない。ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

4 第一項又は第二項の届書の提出部数は、それぞれ正本二通及び副本二通とする。
(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項の規定により講じなければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は、次の各号に定めるところによる。

ただし、法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等（以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。）については第六号及び第九号の規定を、同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等（以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。）については第六号から第九号までの規定を適用しない。

1 その所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

2 その借り受けている放射性同位元素を輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に返還すること。

3 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係る全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。

4 廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあつては、前号の規定にかかるわらず、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために必要な措置を講ずること。

5 放射性汚染物を許可使用者（第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受ける者に限る。）若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

6 第二十一条第一項から第三項までの規定（同条第一項第四号イからハまでの規定を除く。）による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第一項の測定（同項第四号ニの測定を除く。）については、第三号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと。

七 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ 第一号の規定により輸出し、又は譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ 第一号の規定により廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ハ 第二号の規定により輸出し、又は返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

二 第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性汚染物の種類及び数量

ホ 第五号の規定により譲り渡した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ 第五号の規定により廃棄した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ト 濃度確認を受けようとする許可取消使用者等にあつては、第二十四条第一項第五号に掲げる事項

八 次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。
(許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日（法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の届出を除く。）は、この限りでない。)

イ 若しくは分割の日（法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の届出を除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

- 等」という。)における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者(放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあつては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造所において使用していた場合にあつては薬剤師を含む。)イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 九 第二十条第四項第七号本文及び第二十二条第二項第三号本文の記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すこと。ただし、法第二十七条第一項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合は、この限りでない。
- 十 前号本文の原子力規制委員会が指定する機関に關し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。
- 2 法第二十八条第二項の規定による廃止措置計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
 - 二 放射性同位元素による汚染の除去の方法(廃棄物埋設の管理の終了に係る措置にあつては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために講ずる措置)
 - 三 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
 - 四 汚染の広がりの防止その他の放射線障害の防止に關し講ずる措置
 - 五 計画期間
 - 六 廃止措置は、廃止措置計画の計画期間内にしなければならない。
- 法第二十八条第二項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものをお除く。)は、遅滞なく、
- 別記様式第三十四の届書に廃止措置計画を添えて、しなければならない。
- 法第二十八条第三項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものをお除く。)は、別記様式第三十五条の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。
- 法第二十八条第五項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものをお除く。)に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。
- 一 第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面
 - 二 第一項第三号の措置を講じたことを証明する書面
 - 三 第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面
 - 四 第一項第七号の帳簿(同号トに係る部分を除く。)
- 五 廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管(保管廃棄を含む。)及び賃貸に係るもの
- 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素の全てを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。
- 第六項及び第五項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。
- 第六項の報告に係る書面の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、同項各号に規定する書類を添えることを要しない。
- (表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等)
- 第二十六条の二 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出(表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。)は、遅滞なく、それぞれ別記様式第三十七又は別記様式第三十八の届書により、しなければならない。
- 法第二十八条第二項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)は、遅滞なく、法第二十七条第一項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十七の届書によ

- り、同条第三項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十八の届書により、しなければならない。
- 3 法第二十八条第三項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)は、別記様式第三十五条の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。
- 4 法第二十八条第五項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)に係る書面は、前条第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面の写しを添えた別記様式第三十
- 5 第一条から第三項までの届書及び前項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。(譲渡しの制限)
- 第二十七条 法第二十九条第六号、第七号又は第八号の規定による放射性同位元素の譲渡しは、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日から三十日以内にしなければならない。
- 6 第二十八条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者(法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者)について準用する。この場合において、「措置」であるのは、「措置(特定放射性同位元素の取り扱いをさせる場合にあつては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置)」と読み替えるものとする。(事故等の報告)
- 第二十八条の三 法第三十一条の二の規定により、許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排氣することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
 - 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
 - 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき(第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。)。
 - 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。
- イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
- ロ 气体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
- ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 六 第十四条の七第一項第三号(第十四条の八の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の線量限度若しくは第十四条の九第三号(第十四条の十の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第十四条の十一第一項第三号の基準に係る線量限度を超える、又は超えるおそれがあるとき。
- 七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者(廃棄に従事する者を含む。)

以下この号及び次号において同じ。)にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

第九 第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ应急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間と短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。)にあつては、第十五条第一項第三号(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項、第三項、第四項及び第五項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれる全ての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

(濃度確認の申請)

第二十九条の三 法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認(登録濃度確認機関が行うものを受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、同条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

登録濃度確認機関が行う法第三十三条の三第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式

第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(濃度確認)

第二十九条の四 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一 濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の三第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二 濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度が、第二十九条の二に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。

(濃度確認証の交付)

第二十九条の五 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

(測定及び評価の方法の認可の申請)

第二十九条の六 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の三第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。

二 濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。

三 評価単位に関すること。

四 評価対象放射性同位元素の選択に関すること。

五 放射能濃度を決定する方法に関すること。

六 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。

七 放射能濃度の測定及び評価の信頼性を確保するための措置に関すること。

八 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第二十九条の七 原子力規制委員会は、法第三十三条の三第二項の放射能濃度の測定及び評価の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。

二 評価対象放射性同位元素は、評価単位に含まれる放射性同位元素のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

三 放射能濃度の決定が、濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性同位元素の組成比を用いた計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ 放射線測定装置は、濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等に応じ適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二十九条の二に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

五 濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性同位元素によつて汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

(放射線取扱主任者の選任)

第三十条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第三十四条第一項の規定により選任しなければならない放射線取扱主任者の数は、許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人、届出版売業者は届出賃貸業者にあつては少なくとも一人とする。

2 法第三十四条第一項の規定による選任は、放射性同位元素を使用施設若しくは貯蔵施設に運び入れ、放射線発生装置を使用施設に設置し、又は放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業若しくは放射性同位元素等の廃棄の業を開始するまでにしなければならない。

(放射線取扱主任者の選任等の届出)

第三十一条 法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一の届書により、しなければならない。

(試験の課目)

第三十二条 第一項の規定による放射線取扱主任者の試験及び第二種放射線取扱主任者の試験(以下「試験」と総称する。)の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

(資格講習の課目)

第三十三条の二 法第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第一の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

(放射線取扱主任者定期講習)

第三十二条 法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 許可届出使用者
二 届出販売業者及び届出賃貸業者(表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。)
三 許可廃棄業者

2 法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
一 放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任者定期講習を受けけていない者(放射線取扱主任者に選任された前一年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者を除く)。放射線取扱主任者に選任された日から一年以内の属する年度の翌年度の開始の日から三年(届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては五年)以内

3 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、毎年少なくとも二回、放射線取扱主任者定期講習を実施しなければならない。
4 法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。
5 前各項に定めるものほか、放射線取扱主任者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)
第三十三条 法第三十七条第一項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任については、第三十条第一項の規定を準用する。
2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十二条の届書により、しなければならない。
3 放射線取扱主任者が職務を行うことができない期間が三十日に満たない場合には、法第三十七条第三項の規定による届出を要しない。(試験の回数等)
し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。

(受験手続)
第三十五条の二 原子力規制委員会は、試験に合格した者に対し、別記様式第四十四による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを原子力規制委員会(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。(合格証の交付等)

第三十五条の二 原子力規制委員会は、試験に合格した者に対し、別記様式第四十四による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを原子力規制委員会(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の交付等)
試験を受けようとする者は、別記様式第四十三による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを原子力規制委員会(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

第三十五条の二 原子力規制委員会は、試験に合格した者に対し、別記様式第四十四による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを原子力規制委員会(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の再交付)

第三十五条の三 合格証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十五による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 合格証を汚し、又は損じた者が前項の規定により合格証の再交付を受けようとすると場合には、別記汚し、又は損じた合格証を同項の申請書に添えなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあっては、合格証の写しを添えることを要しない。

3 合格証を失つた者で第一項の規定により合格証の再交付を受けたものは、失つた合格証を発見したときは、その合格証を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。

第三十五条の四 第一種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第一種放射線取扱主任者講習を受けることができる。

2 第二種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第二種放射線取扱主任者講習を受けることができる。(受講資格)

第三十五条の四 第一種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第一種放射線取扱主任者講習を受けようとする場合は、第一種放射線取扱主任者講習を受けることができる。

2 第二種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第二種放射線取扱主任者講習を受けることができる。

第三十五条の五 法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする者(登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者を除く。)は、別記様式第四十六による放射線取扱主任者講習受講申込書に合格証の写しを添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあっては、合格証の写しを添えることを要しない。

2 登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第四十六の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあっては、合格証の写しを添えることを要しない。

第三十五条の六 原子力規制委員会又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第四十七による放射線取扱主任者講習修了証(以下「講習修了証」という。)を交付する。(講習修了証の再交付)

第三十五条の七 講習修了証(登録資格講習機関が行う資格講習に係るもの)を除く。次項において同じ。)を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八による放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 講習修了証を汚し、又は損じた者が前項の規定により講習修了証の再交付を受けようとすると場合には、汚し、又は損じた講習修了証を同項の申請書に添えなければならない。

3 登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

4 講習修了証を失つた者で第一項又は第三項の規定により講習修了証の再交付を受けたものは、失つた講習修了証を発見したときは、その講習修了証を速やかに原子力規制委員会又は当該再交付に係る登録資格講習機関に返納しなければならない。

第三十五条の八 第三十五条の四から前条までに定めるもののほか、資格講習の時間数その他の実施細目は、原子力規制委員会が別に定める。

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証(法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあっては、講習修了証)を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

い。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。（免状の訂正）

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第五十一条による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。（免状の再交付）

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二条による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

2 免状を汚し、又は損じた者が前項の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた免状を同項の申請書に添えなければならない。

3 第一項に規定する者で免状の再交付を受けたものは、失つた免状を発見したときは、その免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。

（放射線取扱主任者に係る研修修了証の交付）

第三十九条 原子力規制委員会は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対する、別記様式第五十三条による研修修了証を交付する。

3 第一項に規定する者で免状の再交付を受けたものは、失つた免状を発見したときは、その免状を同項の申請書に添えなければならない。

第四十条 放射線取扱主任者に係る研修の課目は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に

第三十九条の二 前項に定めるものほか、研修の課目、研修の時間数その他研修に関し必要な事項は、原子力規制委員会が法第三十六条の三第一項の規定による指示の都度定める。

第三十九条の三 放射線取扱主任者に係る研修の課目は、法第三十六条の三第一項の規定による指示の都度定める。

第三十九条の四 許可届出使用者及び許可廃棄業者が法第三十八条の二第一項の規定により選任しなければならない特定放射性同位元素防護管理者の数は、一工場若しくは一事業所又は一廈業事業所につき少なくとも一人とする。

第三十九条の五 法第三十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者であること。

2 放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

3 特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（特定放射性同位元素防護管理者の選任等の届出）

第三十九条の六 法第三十八条の二第一項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の選任及び解任の届出は、別記様式第五十三条の二の届書により、しなければならない。

2 前項の届書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。（特定放射性同位元素防護管理者定期講習）

第三十九条の七 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定めるものは、許可届出使用者及び許可廃棄業者とする。

2 法第三十八条の三において準用する法第二十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 特定放射性同位元素防護管理者であつて特定放射性同位元素防護管理者に選任された後特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けいない者（特定放射性同位元素防護管理者に選任される前一年以内に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた者を除く。）特定放射性同位元素防護管理者に選任された日から一年以内

二 特定放射性同位元素防護管理者（前号に掲げる者を除く。）前回の特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内

三 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、毎年少なくとも一回、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

4 法第三十八条の三において準用する法第二十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする日の属する年度の開始の日から過去三年以内に別表第四上欄第一号又は第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、第一号若しくは第二号又はその双方（別表第四上欄第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者であつて、密封されていない放射性同位元素を取り扱う者にあつては、第一号に限る。）に掲げる課目を省略することができる。

5 素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

二 放射性同位元素の取扱いに関する課目

3 前各項に定めるものほか、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任等）

第三十九条の八 法第三十八条の三において準用する法第三十七条第一項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任については、第三十八条の四第一項の規定を準用する。

2 法第三十八条の三において準用する法第三十七条第三項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第五十三条の三の届書により、しなければならない。

3 特定放射性同位元素防護管理者が職務を行うことのできない期間が三十日に満たない場合には、法第三十八条の三において準用する法第三十七条第三項の規定による届出を要しない。

（特定放射性同位元素防護管理者に係る研修修了証の交付等）

第三十九条の九 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三の規定による特定放射性同位元素防護管理者に係る研修について、第三十八条の二及び第三十八条の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二中「様式第五十三」とあるのは、「様式第五十三の四」と読み替えるものとする。

第六章 雜則

（報告の徵収）

第三十九条 許可届出使用者又は許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第五十四により三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

2 許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、別記様式第五十五による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 前項に規定する場合のほか、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの人から運搬を委託された者は、原子力規制委員会

会が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 放射線管理及び特定放射性同位元素の防護の状況

二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況
(収去証)

第四十条 法第四十三条の二第一項の規定により放射線検査官が放射性同位元素等を收去されるときは、收去された者に收去証を交付しなければならない。
(身分を示す証明書)

第四十一条の二 法第四十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める届出又は報告は、法第三条の三の届出並びに表示付認証機器に係る法第二十七条第一項及び第三項の届出並びに法第二十八条第五項の報告とする。
(電磁的記録媒体による手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第五十八の電磁的記録媒体提出票(次項において「電磁的記録媒体等」という。)を提出することにより行うことができる。

一 第十条の二の届書

二 第二十四条の二の十第一項、第二項及び第三項の報告書

三 第三十一条の届書

四 第三十三条第二項の届書

五 第三十八条の六の届書

六 第三十八条の八第二項の届書

七 第三十九条第二項の報告書

八 第二項の規定により同項第一号又は第五号に掲げる書類の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、第十二条第三項中「正本一通及び副本二通」とあるのは、「電磁的記録媒体一個及び電磁的記録媒体提出票三通」と、第三十八条の六第二項中「正本及び副本各一通」とあるのは「電磁的記録媒体一個及び電磁的記録媒体提出票二通」とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。
(試験規則の廃止)

2 放射線取扱主任者試験の実施細目及び放射線取扱主任者免状の交付等に関する規則(昭和三十年総理府令第八号)は、廃止する。
附 則 (昭和三八年一〇月一一日総理府令第四四号)

この府令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四一年五月一一日総理府令第二三号)

この府令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四二年六月三〇日総理府令第三一号)

この府令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年九月二四日総理府令第三四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月五日総理府令第五八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月一九日総理府令第四号)

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月一九日総理府令第六号)

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月七日総理府令第七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五六年一月一八日総理府令第六〇号)

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の次に十条を加える改正規定(第十八条の二から第十八条の十までに係る部分に限る。)は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年五月一六日総理府令第三二号)

(施行期日)

1 この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日(昭和五十六年五月十八日)から施行する。
(経過措置)

2 この府令の施行の際現に法第二十二条第一項の規定により放射線障害予防規定をこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(次項において「新規則」という。)第二十二条第一項第一号の二から第一号の四までの事項について定めるものに変更し、昭和五十七年三月三十一日までにその旨を長官に届け出なければならない。
この府令の施行の際現に新規則第二十二条第一号に規定する管理区域に立ち入る者又は取扱等業務に従事する者に該当している者に係る同項第一号又は第三号の規定の適用については、これらの者がこの府令の施行の日に初めて管理区域に立ち入り、又は取扱等業務を開始したものとみなす。

附 則 (昭和六三年五月一七日総理府令第二九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月一八日総理府令第三〇号)

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年一一月二八日総理府令第五七号)

(施行期日)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この府令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から第十八条の七までの規定は、平成五年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。
この府令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成三年一一月一五日総理府令第四〇号)

(施行期日)

| | |
|--|--|
| <p>1 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この府令の施行前に、この府令による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十二条第一項第二号ただし書に該当した場合については、同条第三項の規定は、この府令の施行後も、なおその効力を有する。</p> | <p>附 則 （平成一三年六月一五日文部科学省令第七一号） （施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成十三年七月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から第十八条の七までの規定は、平成十六年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。</p> <p>附 則 （平成一四年七月一二日文部科学省令第三五号） この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十四年七月十四日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一五年三月一八日文部科学省令第一〇号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一四年七月一二日文部科学省令第一一号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一一月二四日文部科学省令第四六号） この省令は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年三月三日文部科学省令第二号） この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年六月一一日文部科学省令第三六号） （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (使用施設の基準に関する経過措置)</p> <p>第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際、改正法附則第三条第一項の規定により改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可に基づき設置した使用施設又は改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、この省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十四条の七の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、当該使用施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>2 改正法の施行の際、改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第四条第一項の許可に基づき設置した詰替施設又は改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の七の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、当該詰替施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>第三条 改正法の施行の際、改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第三条第一項の許可に基づき設置した廃棄施設又は改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、</p> |
|--|--|

新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

2 改正法の施行の際、改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第四条第一項の許可に基づき設置した廃棄施設又は改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

3 改正法の施行の際、旧法第四条の二第一項の許可を受けた廃棄業者が現に使用している廃棄施設又は現に旧法第四条の二第一項の許可の申請をしている者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十一条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

(使用の場所の一時的変更に係る使用の基準に関する経過措置)

第四条 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第三十一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出、三百七十九ギガベクセル以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、当分の間、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令(平成二十一年文部科学省令第八号)第一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十五条第二項第十号の四の規定にかかるわらず、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状、第二種放射線取扱主任者免状若しくは第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十二条の二のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うものとする。

(放射線障害予防規程に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際、現に旧法第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規程を文部科学大臣に届け出ている者は、当該放射線障害予防規程を新規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに文部科学大臣に届け出なければならない。

(定期講習に関する経過措置)

第六条 改正法附則第三条第一項又は第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者及び新法第三条の二第一項本文の規定による届出をしたものとみなされる者、改正法附則第五条第一項の規定により新法第四条第一項本文の規定による届出をしたものとみなされる者(表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素等の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く)並びに許可廃棄業者は、新規則第三十二条第二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、改正法の施行の際現に放射線取扱主任者に選任されている者に最初の新法第三十六条の二第一項の定期講習を受けさせなければならない。

一 平成七年三月三十一日以前に選任された放射線取扱主任者 平成十八年三月三十一日

平成十九年三月三十一日

三 平成十四年四月一日以後に選任された放射線取扱主任者 平成二十年三月三十一日

附 則 (平成一八年一二月二六日文部科学省令第四三号)

1 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十五第一項又は第十八条の十七第一項の規定によりされている申

請は、それぞれこの省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十五第一項又は第十八条の十七第一項の規定によりされている申請とみなす。

3 この省令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第三項の規定により承認を受けている者は、当該容器が承認された日から起算して五年を経過するまでの間(ただし、平成十九年五月三十一日までに当該容器が承認された日から五年を経過している場合には、平成十九年五月三十一日までの間)は、この省令による改正後の放射性同位元素等による法律施行規則第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者とみなす。

附 則 (平成二〇年三月三一日文部科学省令第一三号)

この省令は、平成二十年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日文部科学省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月九日文部科学省令第三三号)

(施行期日)
この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という)第二十四条第一項の改正規定 平成二十二年四月一日

二 第一条中規則第三十九条第四項を第七項とする改正規定、同条第三項の次に三項を加える改

正規定及び同条に一項を加える改正規定、規則第四十二条の改正規定、規則第五十一条及び第四十二条及び第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに規則第五十三の次に三様式を加える改

正規定 平成二十三年一月一日

三 第一条中規則第五十の改正規定 平成二十三年四月一日

(経過措置)

1 この省令の施行の際現に講じている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第一条(この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現に使用している放射線発生装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十四年政令第七十号)第三条の規定によりなお従前の例によるとされた改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下この項において「旧法」という)第三条第一項本文の許可及び旧法第十条第二項本文の許可のそれぞれに係る放射線發生装置を含む)に係るこの省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第四号、第五号、第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

3 改正法の施行の際現に保管又は保管廃棄している放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物に係る新規則第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

3 新規則第三十九条第三項の規定による報告書の様式については、新規則別記様式第五十五の様式にかかわらず、改正省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

附 則（平成二四年七月五日文部科学省令第二七号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日文部科学省令第八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二一日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号）抄

（施行期日） 第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
（経過措置）

第三条 この規則の施行の日前に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）第十八条の十九第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十九第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一〇月五日原子力規制委員会規則第七号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附 則（平成三十一年一月五日原子力規制委員会規則第一号）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、別表第二に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一

条第一項の規定により放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出ている者は、当該放射線障害予防規程を別表第一の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成三十一

年八月三十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年一月二六日原子力規制委員会規則第一号）

（施行期日） 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第三項の規定により承認を受けている容器は、改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律

る法律第二十五条の五の規定により読み替えて適用する同法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器とみなす。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月一八日原子力規制委員会規則第一三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月一一日原子力規制委員会規則第一七号）

この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二十条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一七日原子力規制委員会規則第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）

第三条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の二第一項又は同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこの規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の三第二項第五号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。

第四条 この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項（同規則第二十一条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月二二日原子力規制委員会規則第二一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（調整規定）

第二条 この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十号）により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によつてまず改正され、次いでこの規則によつて改正されるものとす

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1 (第二条関係) (平25文科令8・令改、平25文科令8・平30原子技11・令元原子技3・令2原子技21・一部改正)

| | | |
|--|---|-----|
| 整理番号(注1) | | |
| 放射性同位元素の使用許可申請書 放射線発生装置 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により 放射線 同位元素 発生装置 の使用の許可を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 工場又は事務所 | 名稱 | 所在地 |
| 事務上の連絡先 | 名稱 | 所在地 |
| 連絡員の氏名(注2) | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 使用の内容(注3) | イ 密封されていない放射性同位元素の使用 ロ 密封された放射性同位元素の使用 ハ 放射線発生装置の使用 | |

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 手数料の納付方法(注3の2) | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 |
|----------------|-----------------------------|

別記様式第1中別紙様式イ

| 密 封 さ れ て い な い 放 射 性 同 位 元 素 | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------|---------------|----------------------------|---|---|---|----|----|
| (注4) | 核 | 種 | | | | | | |
| | 物理的状態(注5) | | | | | | | |
| | 化学形等(注6) | | | | | | | |
| | 年間使用数量(注7) | | | | | | | |
| | 3月間使用数量 | | | | | | | |
| | 1日最大使用数量 | | | | | | | |
| 使 用 の 目 的 | | | | | | | | |
| 使 用 の 方 法 | | | | | | | | |
| 使 用 の 場 所 (注8) | | | | | | | | |
| 位 置 | 地盤れのおそれ | | | | | | | |
| | 浸水のおそれ | | | | | | | |
| | 周囲の状況 | | | | | | | |
| (注9) | 形 態 | 建築物 居室 その他() | | | | | | |
| | 主要構造部等 | 構造の耐火性 | 耐火構造 不燃材料で造られたもの その他() | | | | | |
| | | 材 料 | 区分 | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋根 |
| | | | 建 築 物 | | | | | |
| | | | 区分 | 壁 | 柱 | 床 | 天井 | 階段 |
| | | | 居 室 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------------------------|------------------------------|-----------------|----|----|-----|----------------|----------------|--|
| 使 用 施 設 の 位 置、構 造 及 び 設 備 | 遮蔽物その他 | | | | | | | | |
| | | 施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注10) | | | | | | | |
| | 工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽(注11) | | | | | | | | |
| | 作業室 | 構 造 | 突起物及びくぼみの状況 | | | | | | |
| | | 表 面 材 料 | 仕上材の目地等の状況(注12) | | | | | | |
| | | 区分 | 表面材料 | | | | 床面積 | 室の容積 | |
| | | 室名 | 床 | 腰壁 | 壁 | 天井 | 流し | その他 | |
| | | (注13) | | | | | m ² | m ³ | |
| | 汚染検査室 | フード、グローブボックス等の個数及び排気設備との連結状況 | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| 場 所 (注14) | | | | | | | | | |
| 構 造 | | 突起物及びくぼみの状況 | | | | | | | |
| | | 表 面 材 料 | 仕上材の目地等の状況(注15) | | | | | | |
| 区分 | 表面材料 | | | | 床 | 腰壁 | 壁 | | |
| 室名 | 床 | 腰壁 | 壁 | 天井 | 流し | その他 | | | |
| (注16) | | | | | | | | | |
| 洗浄設備室 | 洗浄設備 | | | | | | | | |
| | 更衣設備 | | | | | | | | |
| | 汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数 | | | | | | | | |
| 汚染の除去に必要な器材 | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| | | 洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況 標識を付ける箇所 | |
| 出 | 入 口 | 人が通常出入りする出入口 その他の出入口 箇所(用途) | |
| 管理区域 | | 境界に設ける柵その他 の施設 | |
| | | 標識を付ける箇所 | |
| 位置 | 地 勘 れ の お そ れ | | |
| 位置 | 浸 水 の お そ れ | | |
| 周 囲 の 状 況 | | | |
| 貯蔵施設の位置 | 貯蔵室の構造の耐火性 (注17) | | |
| 貯蔵室又は貯蔵箱 | 貯蔵室名 区分 構 造 及 び 材 料 | 壁 柱 床 はり 天井 階段 扉 窓 | |
| 貯蔵施設の位置 | 貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料 (注18) | | |
| | 標識を付ける箇所 | | |
| 遮蔽構造物その他の | 施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽 (注19) | | |
| 遮蔽構造物その他の | 工場又は事業所の境界 及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽 (注20) | | |
| 貯蔵能力 | 貯 藏 種類 及 び 個 数 内 容 物 の 物 理 的 性 状 容 積 及 び 材 料 受 皿、吸 収 材 等 | | |
| | (注21) 標識を付ける箇所 | | |
| 出 | 入 口 | 人が通常出入りする出入口 その他の出入口 箇所(用途) | |

| | | | |
|-----------|--|-------------------------------|--|
| | 閉鎖のための設備又は器具 | | |
| 管理区域 | 境界に設ける柵その他 の施設 | | |
| | 標識を付ける箇所 | | |
| | 貯 藏 能 力 (注22) | | |
| 位置 | 地 勘 れ の お そ れ | | |
| 位置 | 浸 水 の お そ れ | | |
| 周 围 の 状 況 | | | |
| 廃棄の方法 | 気 体 状 の も の | | |
| | 液 体 状 の も の | | |
| | 固 体 状 の も の | | |
| 主要構造部等 | 構 造 の 耐 火 性 耐火構造 不燃材料で造られたもの その他の | | |
| | 材 名 称 区分 | 壁 柱 床 はり 屋根 階段 | |
| 遮蔽構造物その他の | 施設内の常時立ち入る 場所に対する遮蔽 (注23) | | |
| 遮蔽構造物その他の | 工場又は事業所の境界 及び工場又は事業所内の 居住区域に対する遮蔽 (注24) | | |
| | 排風機 (注25) | 種類及び台数 位 置 | |
| | 性 能 (注26) | | |
| | 排氣淨化装置 (注27) | 種類及び台数 位 置 性 能 | |
| | 標識を付ける箇所 | | |
| | 構 造 (注28) | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------|-------------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 施設の位置、構造 | 排気設備 | 排気管 | 材料及び塗装 | | | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | |
| | | 排気口の高さ | | | | | | | | | | |
| | 排水管 | 隣接する建物との関係 | | | | | | | | | | |
| | | 口 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | |
| | 汚染空気の広がりの防止装置 | | | | | | | | | | | |
| | (注29) | | | | | | | | | | | |
| 作業室、廃棄作業室及び焼却炉との連絡状況 | | | | | | | | | | | | |
| 作業室及び廃棄作業室に対する換気能力(注30) | | | | | | | | | | | | |
| 施設の位置、構造 | 排水設備 | 排水管 | 材料 | | | | | | | | | |
| | | 継ぎ目の構造 | | | | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | |
| | 設備 | 種類及び個数 | | | | | | | | | | |
| | | 部位 | 位置 | | | | | | | | | |
| | 構造 | 排水容量 | | | | | | | | | | |
| | | 構造及び材料(注32) | | | | | | | | | | |
| 施設の位置、構造 | 備蓄 | 排水流出調節装置 | | | | | | | | | | |
| | | (注31) | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | |
| | | 種類及び台数 | | | | | | | | | | |
| | 構造 | 部位 | 位置 | | | | | | | | | |
| | | 構造及び材料 | | | | | | | | | | |
| | 備蓄 | 性 能 | | | | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------|---------------------|----|----|---|----|----------------|----------------|--|--|
| 施設の位置、構造 | 構造 | 突起物及びくぼみの状況 | | | | | | | | |
| | | 仕上材の目地等の状況(注34) | | | | | | | | |
| | | 表面材質 | 区分 | | | | | | | |
| | 作業室 | 室名 | 床 | 腰壁 | 壁 | 天井 | 流し | その他の | | |
| | | (注35) | | | | | m ² | m ² | | |
| | フード等の個数及び排気設備との連結状況 | | | | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | |
| 施設の位置、構造 | 構造 | 場所(注36) | | | | | | | | |
| | | 突起物及びくぼみの状況 | | | | | | | | |
| | | 仕上材の目地等の状況(注37) | | | | | | | | |
| | 汚染検査室 | 表面材質 | 区分 | | | | | | | |
| | | 室名 | 床 | 腰壁 | 壁 | 天井 | 流し | その他の | | |
| | 洗浄設備 | (注38) | | | | | m ² | m ² | | |
| | | 洗浄設備 | | | | | | | | |
| 施設の位置、構造 | 構造 | 更衣設備 | | | | | | | | |
| | | 汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数 | | | | | | | | |
| | | 汚染の除去に必要な器材 | | | | | | | | |
| | 焼却炉 | 汚染設備の排水管と排水設備との連結状況 | | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | |
| | 燃焼炉 | 焼却物の種類(注39) | | | | | | | | |
| | | 焼却の方法(注40) | | | | | | | | |
| | 熱源及び炉室容積 | | | | | | | | | |
| | 構造及び材料 | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|----------|--|--|--|--|
| 固 型 化 燃 料 設 備 | 焼却残渣搬出口の位置 | | | | | |
| | 排気設備との連結状況 | | | | | |
| | 種類及び台数 | | | | | |
| | 量 | | | | | |
| 保 管 管 | 構造及び材料 | | | | | |
| | 能 | | | | | |
| | 構造及び材料 | | | | | |
| | 外部との区画状況 | | | | | |
| 廢 棄 設 備 | 開錠のための設備又は器具 | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | |
| | 保管場所 | 種類及び個数 | | | | |
| | 内容物の物理的性状 | | | | | |
| 備 器 | 構造及び材料(注42) | | | | | |
| | 受皿、吸収材等 | | | | | |
| | (注41) | 標識を付ける箇所 | | | | |
| | | | | | | |
| 出 入 口 | 人が通常出入りする出入口 | 箇所 | | | | |
| | | その他の出入口 | | | | |
| 管理 区域 | 境界に設ける柵その他の施設 | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | |

別記様式第1中別紙様式イの二

| 一時的に管理区域の外において使用をする密封されていない放射性同位元素 | | | | |
|------------------------------------|--------|--|--|--|
| 核 | 種(注43) | | | |
| 化 学 形 等(注44) | | | | |
| 使 用 数 量(注45) | | | | |
| 使 用 の 目 的 | | | | |
| 使 用 の 方 法 | | | | |
| 使 用 の 场 所(注46) | | | | |

別記様式第1中別紙様式口

| | | 密 封 さ れ た 放 射 性 同 位 元 素 | | 機器に装備されて いる放射性同位元 素 | | 機器に装備されて いない放射性同位 元素 | |
|-------|--------------------|---|-----------|---------------------------|---|----------------------------|-------|
| (注47) | 種類 及 び 数量 | 核 物理的状態(注48) 化 学 形 等(注49) 密 封 の 状 態(注50) 1個当たりの数量及び個数 (注51) 合 計 数 量 | | | | | |
| | | 放射性同位元素が機器に装備 されている場合には、その機 器の種類、型式及び性能 (注52) | | | | | |
| | 使 用 の 目 的 | | | | | | |
| | 使 用 の 方 法 (注53) | | | | | | |
| | 使 用 の 場 所 (注54) | | | | | | |
| | 位 置 | 地 焼 れ の お そ れ 浸 水 の お そ れ | | | | | |
| | 周 围 の 状 況 | | | | | | |
| (注48) | 形 狀 | 建 築 物 居 室 その他の() | | | | | |
| | 主 要 部 | 構 造 の 耐 火 性 耐火構造 その他の() | 区分 名 称 | 壁 | 柱 | 床 | はり |
| | 使 用 施 設 部 | 建 築 物 | | | | | 屋根 階段 |
| | 主 要 部 | 居 室 | 区分 名 称 | 壁 | 柱 | 床 | 天井 階段 |
| | 使 用 施 設 部 | | | | | | |
| | 主 要 部 | | | | | | |
| | 使 用 施 設 部 | | | | | | |

| (注55) | 等 料 | 室 | | | | | |
|--------------------------------------|---|-------------|---------------------|---|---|---|---------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 遮蔽施設物 その他の の | 施設内に當時立ち入る 場所に対する遮蔽 (注56) | | | | | | |
| 造 及 び 設 備 | 工場又は事業所の境界 及び工場又は事業所 の居住区域に対する遮 蔽(注57) | | | | | | |
| 放 射 性 同 位 元 素 同 す る 位 る 元 素 | 使用中である旨を自動 的に表示する装置の種 類及びそれを付ける箇 所 | | | | | | |
| | インターロックの種 類、機能及びそれを付 ける箇所 | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| 出 入 口 | 人が通常出入りする出入口 箇所 その他の出入口 箇所(用途) | | | | | | |
| 管 理 区 域 | 境界に設ける柵その他 の施設 | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| 貯 藏 施 設 | 位 置 | 貯 藏 室 又 は 貯 | 地 焼 れ の お そ れ | | | | |
| | | | 浸 水 の お そ れ | | | | |
| | | | 周 围 の 状 況 | | | | |
| | | 貯 藏 室 又 は 貯 | 貯蔵室の構造の耐火性 (注58) | | | | |
| | | | 貯 藏 室 名 区 分 | 壁 | 柱 | 床 | はり 天井 階段 屋根 窓 |
| | | | 貯 藏 室 材 料 | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|
| の 位 置、構 造、設 備及 び貯 蔵能 力 | 藏 箱 | 貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料(注59) | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | |
| | 遮蔽物 その他の 施設 | 施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注60) | | | |
| | 工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽(注61) | | | | |
| | 種類及び個数 | | | | |
| | 構造及び材料(注63) | | | | |
| | (注62) 標識を付ける箇所 | | | | |
| | 出入口 | 人が通常出入りする出入口 箇所 その他の出入口 箇所(用途) | | | |
| | 閉鎖のための設備又は器具 | | | | |
| | 管理区域 | 境界に設ける柵その他 の施設 | | | |
| 施 設 の 位 置、構 造、設 備 及 び 廃 棄 設 備 | 標識を付ける箇所 | | | | |
| | 貯蔵室又は貯蔵箱(注64) | | | | |
| | 耐火性の容器(注65) | | | | |
| | 位 置 | 地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況 | | | |
| | 主要構造部等 | 構造の耐火性 耐火構造 不燃材料で造られたもの その他() | | | |
| | 材 料 | 区分 壁 柱 床 はり 屋根 階段 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|--|------------------------------------|--|--|--|
| 施 設 の 位 置、構 造、設 備 及 び 廃 棄 設 備 | 施設内に常時立ち入る 場所に対する遮蔽(注66) | | | | |
| | 工場又は事業所の境界 及び工場又は事業所内の 居住区域に対する遮蔽(注67) | | | | |
| | 構造及び材料 | | | | |
| | 外部との区画状況 | | | | |
| | 閉鎖のための設備又は 器具 | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | |
| | 種類及び個数 | | | | |
| | 内容物の物理的 性状 | | | | |
| | 構造及び材料(注69) | | | | |
| | (注68) 標識を付ける箇所 | | | | |
| 管 理 区 域 | 出入口 | 人が通常出入りする出入口 箇所 その他の出入口 箇所(用途) | | | |
| | 境界に設ける柵その他 の施設 | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | |

別記様式第1中別紙様式八

| 放 射 線 発 生 装 置 | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------|-----------------|---|---------------------|----------------------|---|-----|-----|-----|
| 使 用 施 設 の 位 置 (注72) | 種 合 性 | 類 数 能 | | | | | | | |
| | 使 用 の 目 的 | | | | | | | | |
| | 使 用 の 方 法 (注70) | | | | | | | | |
| | 使 用 の 場 所 (注71) | | | | | | | | |
| | 位 置 | 地 勝 れ の お そ れ | | | | | | | |
| | | 浸 水 の お そ れ | | | | | | | |
| | | 周 囲 の 状 況 | | | | | | | |
| | 形 | 態 | | 建 築 物 居 室 そ の 他 () | | | | | |
| | 使 用 機 造 部 等 | 構 造 の 耐 火 性 | | 耐 火 構 造 | 不燃 材 料 で 造 ら れ た も の | | | | |
| | 主 要 機 造 部 等 | 建 築 物 | 区分 名 称 | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋 根 | 階 段 |
| | 設 施 | 料 室 | 区分 名 称 | 壁 | 柱 | 床 | 天 井 | 階 段 | |
| | の 位 置 | 遮 蔽 装 置 そ の 他 の | 施設内 の 常 時 立 ち 入 る 場 所 に 対 す る 遮 蔽 (注73) | | | | | | |
| | | | 工 場 又 は 事 業 所 の 境 界 及 び 工 場 又 は 事 業 所 内 の 居 住 区 域 に 対 す る 遮 蔽 (注74) | | | | | | |

| | | |
|-------------|---|---|
| 構 造 及 び 設 備 | 放 射 線 発 生 装 置 | 使 用 中 で あ る 貨 を 自 動 的 に 表 示 す る 装 置 の 種 類 及 び そ れ を 付 け る 箇 所 |
| | イ ン ダ ロ ー ッ ク の 種 類、機 能 及 び そ れ を 付 け る 箇 所 | |
| | 標識を付ける箇所 | |
| 管 理 区 域 | 構 造 及 び 材 料 | |
| | 外 部 と の 区 画 状 況 | |
| | 開 闢 の た め の 設 備 又 は 器 具 | |
| | 標識を付ける箇所 | |
| | 種 類 及 び 個 数 | |
| | 内 容 物 の 物 理 的 性 狀 | |
| | 構 造 及 び 材 料 (注76) | |
| | 受 皿、吸 収 材 等 | |
| | 標識を付ける箇所 | |
| | 出 入 口 | 人 が 通 常 出 入 り す る 出 入 口 箇 所 そ の 他 の 出 入 口 箇 所 (用 途) |
| 位 置 | 境 界 に 設 け る 篱 の そ の 他 の 施 設 | |
| | 標識を付ける箇所 | |
| | 第25条の3の規定を適用する区域 (注77) | |
| 廢棄の方法 | 地 勝 れ の お そ れ | |
| | 浸 水 の お そ れ | |
| | 周 围 の 状 況 | |
| 廢棄の方法 | 氣 体 状 の も の | |
| | 液 体 状 の も の | |
| | 固 体 状 の も の | |

| 施 設 の 位 置 | 構 造 部 等 | 構 造 の 耐 火 性 | | 耐火構造(その他(不燃材料で造られたもの)) | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|------------------------|---|---|----|----|--|
| | | 区分 | | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋根 | |
| | | 名称 | | | | | | | |
| 施設内に常時立ち入る場所に対する避難(注78) | | | | | | | | | |
| 工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する避難(注79) | | | | | | | | | |
| 構 造 及 び 設 備 | 排 風 機 (注80) | 種類及び台数 | | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | | |
| | | 性 能(注81) | | | | | | | |
| | 排 気 淨 化 裝 置 (注82) | 種類及び台数 | | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | | |
| | | 性 能 | | | | | | | |
| | 排 氣 設 備 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 構 造(注83) | | | | | | | |
| | | 材料及び塗装 | | | | | | | |
| | 排 氣 口 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 排気口の高さ | | | | | | | |
| | | 隣接する建物との関係 | | | | | | | |
| 構 造 及 び 設 備 | 汚 染 空 気 防 止 裝 置 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 汚染空気の広がりの防止装置(注84) | | | | | | | |
| | | 放射線発生装置を使用する室に対する換気能力(注85) | | | | | | | |
| | 排水管 | 材 料 | | | | | | | |
| | | 総 管 の 構 造 | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | 排水槽 | 種類及び個数 | | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | | |
| | | 容 量 | | | | | | | |
| | 排水処理装置 | 構造及び材料(注87) | | | | | | | |
| | | 排液流出調節装置 | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | 排水設備 | 種類及び台数 | | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | | |
| | | 性 能 | | | | | | | |
| | 排水槽 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 構 造 及 び 材 料 | | | | | | | |
| | | 外部との区画状況 | | | | | | | |
| 構 造 及 び 設 備 | 保 管 設 備 | 開錠のための設備又は器具 | | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 種類及び個数 | | | | | | | |
| | 廃棄物 | 内容物の物理的性状 | | | | | | | |
| | | 構造及び材料(注90) | | | | | | | |
| | | 受皿、吸収材等 | | | | | | | |
| | 廃棄物 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| | | 保 管 容 器 | | | | | | | |
| | | (注89) | | | | | | | |
| 出 入 口 | | 人が通常出入りする出入口 箇所 | | | | | | | |
| 出 入 口 | | その他の出入口 箇所(用途) | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 構 造 及 び 設 備 | 排水管 | 材 料 | | | | | | |
| | | 総 管 の 構 造 | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| | 排水槽 | 種類及び個数 | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | |
| | | 容 量 | | | | | | |
| | 排水処理装置 | 構造及び材料(注87) | | | | | | |
| | | 排液流出調節装置 | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| | 排水設備 | 種類及び台数 | | | | | | |
| | | 位 置 | | | | | | |
| | | 性 能 | | | | | | |
| | 排水槽 | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| | | 構 造 及 び 材 料 | | | | | | |
| | | 外部との区画状況 | | | | | | |
| 構 造 及 び 設 備 | 保 管 設 備 | 開錠のための設備又は器具 | | | | | | |
| | | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| | | 種類及び個数 | | | | | | |
| | 廃棄物 | 内容物の物理的性状 | | | | | | |
| | | 構造及び材料(注90) | | | | | | |
| | | 受皿、吸収材等 | | | | | | |
| | 廃棄物 | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| | | 保 管 容 器 | | | | | | |
| | | (注89) | | | | | | |
| 出 入 口 | | 人が通常出入りする出入口 箇所 | | | | | | |
| 出 入 口 | | その他の出入口 箇所(用途) | | | | | | |

| | |
|------------------|-----------------------------------|
| 管 理 区 域 | 境界に設ける柵その他 の施設 標識を付ける箇所 |
|------------------|-----------------------------------|

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 3 「使用の内容」 該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハのうちのそれぞれ該当するもの全てを添えること。
 3の2 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、戻入徵収官原子力規制委員会原子力規制庁長官宮原参考官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
 4 「種類及び数量」 核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としては、ペクレルを用いること。
 5 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。
 6 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
 7 「年間使用数量」 年間（1年に満たない場合にあつては、その期間）の使用の合計数量を記載すること。
 8 「使用の場所」 使用する室の名称等使用の場所を具体的に記載すること。また、密封されていない放射性同位元素を管理区域の外で使用する場合にあつては、別紙として別記様式第1中別紙様式イに加え別記様式第1中別紙様式イの二を添えること。
 9 「主要構造部等」 建築物又は居室に類似するものについては建築物又は居室の欄に記載すること。
 10 「施設内の常時立ち入り場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場所には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入りの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入りの場所までの距離につき、それぞれ記載すること。
 11 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
 12 「仕上材の目地等の状況」 仕上材の目地等の隙間の有無及びその処理の状況を記載すること。

- 13 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
 14 「場所」 人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。
 15 「仕上材の目地等の状況」 注12の例により記載すること。
 16 「表面材料」 注13の例により記載すること。
 17 「貯蔵室の構造の耐火性」 開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。
 18 「貯蔵室の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵室の設置位置については、貯蔵箱が設置されている室の名称等を記載すること。
 19 「施設内の常時立ち入り場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
 20 「工場又は事業所内の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
 21 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。
 22 「貯蔵能力」 放射性同位元素の種類ごと、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱ごとに記載すること。また、下限数量に対する比の合計値を併せて記載すること。
 23 「施設内の常時立ち入り場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
 24 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
 25 「排風機」 注21の例により記載すること。
 26 「佐船」 排気能力（m³/分）を記載すること。
 27 「排気淨化装置」 注21の例により記載すること。
 28 「構造」 気密性について記載すること。
 29 「汚染空気の広がりの防止装置」 グンナーの有無等を記載すること。
 30 「作業室及び高塵作業室に対する換気能力」 1時間当たりの換気回数を各室ごとに記載すること。
 31 「排水淨化槽」 注21の例により記載すること。
 32 「構造及び材料」 水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の周囲の柵等について記載すること。
 33 「排液処理装置」 注21の例により記載すること。
 34 「仕上材の目地等の状況」 注12の例により記載すること。
 35 「表面材料等」 注13の例により記載すること。

- 36 「場所」 人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。
- 37 「仕上材の目地等の状況」 注12の例により記載すること。
- 38 「表面材料」 注13の例により記載すること。
- 39 「焼却物の種類」 焚却物に含まれる核種を記載すること。
- 40 「焼却の方法」 焚却温度、蒸し焼きにするか否か等を記載すること。
- 41 「保管廃棄容器」 注11の例により記載すること。
- 42 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。
- 43 「核種」 別記様式第1中別紙様式イに記載した核種の範囲内とすること。
- 44 「化学形等」 注6の例により記載すること。
- 45 「使用数量」 1日の使用の合計数量を記載すること。
- 46 「使用の場所」 注8の例により記載すること。
- 47 「種類及び数量」 機器に装備されている放射性同位元素については機器ごと（通常一組又は一式をもつて使用するものにあっては一組又は一式ごと）に、機器に装備されていない放射性同位元素については核種及び化学形等（注6の例による）ごとに記載すること。
- 48 「物理的状態」 注5の例により記載すること。
- 49 「化学形等」 注6の例により記載すること。
- 50 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト又はラジウムの針、管等にあっては、その形状について記載すること。
- 51 「1個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもつて使用するものにあっては一組又は一式当たりの数量を記載すること。
- 52 「放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」 放射性同位元素が装備されている機器について記載すること。
- 53 「使用の方法」 線藻の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間当たりの使用時間数、利用順すいの方向についても記載すること。
- 54 「使用の場所」 注8の例により記載すること。
- 55 「主要構造部等」 注9の例により記載すること。
- 56 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 57 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。

- 58 「貯蔵室の構造の耐火性」 注17の例により記載すること。
- 59 「貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料」 注18の例により記載すること。
- 60 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 61 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 62 「貯蔵容器」 注21の例により記載すること。また、機器に装備されている放射性同位元素の場合にあっては、耐火性について記載すること。
- 63 「構造及び材料」 貯蔵室又は貯蔵箱を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
- 64 「貯蔵室又は貯蔵箱」 注21の例により記載すること。
- 65 「耐火性的容器」 容器ごとの貯蔵能力が明らかになるように記載すること。
- 66 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 67 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 68 「保管廃棄容器」 注11の例により記載すること。
- 69 「構造及び材料」 注42の例により記載すること。
- 70 「使用の方法」 注32の例により記載すること。
- 71 「使用の場所」 注8の例により記載すること。
- 72 「主要構造部等」 注9の例により記載すること。
- 73 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 74 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 75 「放射性物質容器」 注21の例により記載すること。
- 76 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。
- 77 「第22条の3の規定を適用する区域」 第22条の3の特例を適用する区域の有無等を記載すること。
- 78 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
- 79 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。

- 80 「排風機」 注2の例により記載すること。
 81 「性能」 注26の例により記載すること。
 82 「排気浄化装置」 注2の例により記載すること。
 83 「構造」 注28の例により記載すること。
 84 「汚染空気の広がりの防止装置」 注29の例により記載すること。
 85 「放射線発生装置を使用する室に対する換気能力」 注30の例により記載すること。
 86 「排水処理槽」 注21の例により記載すること。
 87 「構造及び材料」 注32の例により記載すること。
 88 「排液処理装置」 注21の例により記載すること。
 89 「保管容器」 注2の例により記載すること。
 90 「構造及び材料」 注42の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
 3 この申請書の正本1通には、第2条第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第2 (第3条関係) (平24文科令6・変改、平25文科令8・平30原予成11・令元原字換
3・令2原子成21・一部改正)

| 整理番号(注1) | | | |
|--|---|--------------------|--|
| 放射性同位元素の使用届 | | | |
| 年月日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の2第1項の規定により放射性同位元素の使用を届け出ます。 | | | |
| 氏名又は名称 | | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| 工場又は事業所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| 事務上の連絡先 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() 所 在 地 連絡員の氏名(注2) 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | | |
| 使用の内容 | 密封された放射性同位元素の使用 | | |
| | 機器に装備されている放射性同位元素 | 機器に装備されていない放射性同位元素 | |
| 核 物理的 種 物理的 状態(注4) | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------------|-----|---|---|---|----|----|----|---|---|
| 種類及び数量 (注3) | 化 学 形 等(注5) | | | | | | | | | | |
| | 密 封 の 状 態(注6) | | | | | | | | | | |
| | 1個当たりの数量及び個数 (注7) | | | | | | | | | | |
| | 合 計 数 量 | | | | | | | | | | |
| 放射性同位元素が機器に装備されている場合に、その機器の種類、型式及び性能 (注8) | | | | | | | | | | | |
| 使 用 の 目 的 | | | | | | | | | | | |
| 使 用 の 方 法(注9) | | | | | | | | | | | |
| 使 用 の 場 所(注10) | | | | | | | | | | | |
| 貯蔵施設の位置、構造及び貯蔵能力 | 位 置 | 地 面 の お そ れ 浸 水 の お そ れ | | | | | | | | | |
| | 周 囲 の 状 況 | | | | | | | | | | |
| | 貯蔵室の構造の耐火性 (注11) | | | | | | | | | | |
| | 貯蔵室又は貯蔵箱 | 貯蔵室名 | 区 分 | 壁 | 柱 | 床 | ねり | 天井 | 階段 | 扉 | 窓 |
| | 貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料 (注12) | | | | | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | |
| | 遮蔽物及び構造物 | | | | | | | | | | |
| | その他の設備 | | | | | | | | | | |
| | 工場又は事業所の境界及び建物又は事業所の居住区域に対する遮蔽 (注13) | | | | | | | | | | |
| | その他の工場又は事業所の居住区域に対する遮蔽 (注14) | | | | | | | | | | |
| | 貯蔵容器 | 種 類 及 び 個 数 | | | | | | | | | |
| | 構造及び材料 (注16) | | | | | | | | | | |
| | 貯蔵能力 (注15) | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | |

| | | |
|--------|---------------------|----------------------------------|
| 能 力 | 出 入 口 | 人が通常出入りする出入口 その他の出入口 箇所 (用途) |
| | 閉鎖のための設備又は器具 | |
| | 管理区域に設ける柵その他 の施設 | |
| | 標識を付ける箇所 | |
| | 貯蔵室又は貯蔵箱 (注17) | |
| 耐火性の能力 | 耐火性の容器 (注18) | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「種類及び数量」 機器に装備されている放射性同位元素について機器ごと（通常一組又は一式をもつて使用するものにあつては一組又は一式ごと）に、機器に装備されていない放射性同位元素については核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としては、ペクレルを用いること。

4 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。

5 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。

6 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト又はラジウムの針、管等にあつては、その形状について記載すること。

7 「1個当たりの枚数及び個数」 通常一組又は一式をもつて使用するものにあつては一組又は一式当たりの枚数を記載すること。

8 「放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」 放射性同位元素が装備されている機器について記載すること。

9 「使用の方法」 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間当たりの使用時間数、利用順序の方向についても記載すること。

10 「使用の場所」 使用する室の名称等使用の場所を具体的に記載すること。

11 「貯蔵室の構造の耐火性」 開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。

12 「貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵箱の設置位置に

- については、貯蔵着が設置されている室の名称等を記載すること。
- 13 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合にはその構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それれぞれ記載すること。
- 14 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注13の例により記載すること。
- 15 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。また、機器に装備されている放射性同位元素の場合にあつては、耐火性について記載すること。
- 16 「構造及び材料」 貯蔵室又は貯蔵箱を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
- 17 「貯蔵室又は貯蔵箱」 核種ごとに記載すること。ただし、特に必要な場合にあつては、適当な核種に換算した場合の貯蔵能力を、換算した核種の名称と併せて記載することができる。
- 18 「耐火性的容器」 容器ごとの貯蔵能力が明らかになるように記載すること。
- 備考1** この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
- 2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
- 3 この届書の正本1通には、第3条第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第3 (第4条関係) (平24文科令6・変改、平25文科令8・平30原予成11・令元原字換
3・令2原子成21・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|--|----------------------------|---|
| 放射性同位元素の使用変更届 年　月　日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の2第2項の規定により放射性同位元素の届出使用に係る届出事項の変更を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名稱 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 法第3条の2第1項の届出をした年 (注2) 月 日 | 年　月　日 | |
| 工場又は 事業所 | 名 称 | |
| | 所在 地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 連絡員の氏名(注3) | | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 変更の内容 (注4) | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変更の理由 | | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「法第3条の2第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可

**別記様式第4
(第5条関係)**

- 能な範囲で記載すること。
 4 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、別記様式第2の該当する部分により詳細に記載した別紙を添えること。
 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
 3 この届書の正本1通には、第4条第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第4 (第5条関係) (平21文科令33・令改、平24文科令27・平25文科令8・平30原子技
11・令元原子技3・令22原子技21・一部改正)

| | | |
|---|-----------------|-----------------|
| 整理番号(注1) | | |
| 表示付認証機器 使用用 (使用に係る届出事項の変更) | | |
| 年　月　日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (注2) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の3 第1項 の規定により | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の3 第2項 | | |
| 表示付認証機器の 使用用 (使用に係る届出事項の変更) を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の 氏名 | | |
| 郵便番号() 住 所 都道府県 電話番号() | | |
| 法第3条の3第1項の届出をし た年月日 | | |
| 年　月　日 | | |
| 名 称 | | |
| 郵便番号() 所 在 地 都道府県 電話番号() | | |
| 工場又は 事 業 所 | | |
| 所属部署名() 連絡員の氏名 電話番号() FAX番号() (注4) メールアドレス() | | |
| 届 出 の 内 容 | | |
| 使用(新規)・変更 (注6)なし | 使用(新規)・変更 なし | 使用(新規)・変更 なし |

| | | | | | |
|-----------------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 表示付認証機器の認証番号、名称及び台数 (注5) | 使用の開始の日又は変更した日 (注7) | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| | 認証番号 | | | | |
| | 名 称 | | | | |

| | | | |
|----------------|-------|--|--|
| 使 用 の 目 的 | | | |
| 使 用 の 方 法 | | | |
| 氏名等の変更 (注9) | 変 更 前 | | |

| | | |
|----------------|-------|--|
| 氏名等の変更 (注9) | 変 更 後 | |
|----------------|-------|--|

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
 3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 5 「表示付認証機器の認証番号、名称及び台数」 全ての表示付認証機器について、認証番号と同じ表示付認証機器ごとに記載すること。
 6 「届出の内容」 該当するものを丸で囲むこと。
 7 「使用の開始の日又は変更した日」 新規に使用する場合は当該使用の開始日を、変更の場合は変更日をそれぞれ記載し、変更がない場合は空欄とすること。
 8 「台数」 変更の場合は、変更前及び変更後の台数について記載すること。
 9 「氏名等の変更」 氏名若しくは名称、住所(工場又は事業所の名称又は所在地を含む。)又は法人にあってはその代表者の氏名の変更について記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第5 (第6条関係) (平21文科令43・令改、平23文科令8・平30原予成11・令元原字換
3・令2原予成21・一部改正)

| | |
|--|---|
| 整理番号(注1) | |
| 放射性同位元素の販売業者 販賣業者 | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第4条第1項の規定により放射性同位元素の販売業者を届け出ます。 | |
| 氏 名 又 是 名 称 | |
| 法人にあっては、その代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 名 称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 所 在 地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 事務上の連絡先 | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注2) | |

別記様式第5中別紙様式イ

| 放射性同位元素の種類 (注3) | 密封されていない放射性同位元素 | | | |
|------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------------|--|
| | 核種 | | | |
| | 用途別区分(注4) | | | |
| | 物理的状態(注5) | | | |
| | 化学形等(注6) | | | |
| | 密封された放射性同位元素 | | | |
| | 核種 | 機器に装備されている放射性同位元素 | 機器に装備されていない放射性同位元素 | |
| | 用途別区分(注7) | | | |
| | 物理的状態(注8) | | | |
| | 化学形等(注9) | | | |
| 密封の状態(注10) | | | | |
| 放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類及び名称 | | | | |
| 表示付認証機器 | | | | |
| 認証番号等 | 認証番号(注11) | | | |
| | 表示付認証機器の名称(注12) | | | |

別記様式第5中別紙様式ロ

| 販売所又は貯蔵事業所 (注13) | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
|---------------------|-------|---------|------|---------|
| | 所 在 地 | | | |
| | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| | 所 在 地 | | | |
| | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| | 所 在 地 | | | |
| | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| | 所 在 地 | | | |
| | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| | 所 在 地 | | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 3 「放射性同位元素の種類」 密封されていない放射性同位元素については核種及び化学形等ごとに記載し、密封された放射性同位元素についても放射性同位元素装備機器に装備されている放射性同位元素があつては放射性同位元素装備機器ごとに、放射性同位元素装備機器に装備されていない放射性同位元素があつては核種及び化学形等(注6の例による。)ごとに記載し、表示付認証機器については、認証番号ごとに記載すること。
 4 「用途別区分」 精製された放射性同位元素、標識化合物、未精製放射性同位元素等の区分を記載すること。
 5 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。
 6 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
 7 「用途別区分」 校正用線源、大量線源、非破壊検査用線源、特殊線源、中性子源等の区分を記載すること。
 8 「物理的状態」 注5の例により記載すること。
 9 「化学形等」 注6の例により記載すること。
 10 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
 11 「認証番号」 原子力規制委員会又は登録認証機関が交付した当該機器に係る認証番号を記載すること。
 12 「表示付認証機器の名称」 設計認証された放射性同位元素装備機器の名称を記載すること。
 13 「販売所又は貯蔵事業所」 販売又は貯蔵を行う販売所又は貯蔵事業所を全て記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所があつては、正本1通及び副本4通とすること。
 3 この届書の正本1通には、第6条第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第6 (第6条の2関係) (平21文科令33・全改、平25文科令8・平30原子令11・全改
原子令3・令2原子令21・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|---|----------------------------|---|
| 放射性同位元素の販売業者に係る変更届 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第4条第2項の規定により放射性同位元素の販売業者の変更を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | 年月日 | |
| 事務上の連絡先 | 名 称 | |
| | 所在 地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名(注3) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| | 変更の内容 (注4) | 変 更 前 変 更 後 |
| 変更の理由 | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「法第4条第1項の届出をした年月日」 法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、別記様式第5の該当する部分について詳細に記載した別紙を添えること。

備考1 この用紙は、日本産業規格 A4のつづり込式とすること。
2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。

3 この届書の正本1通には、第6条の2第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第7 (第7条関係) (平24文科令6・令改、平25文科令8・平30原予成11・令元原字換
3・令2原子成21・一部改正)

| | | |
|--|---|---|
| 整理番号 (注1) | | |
| 放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第4条の2第1項の規定により放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業の許可を申請します。 | | |
| 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () | |
| 廃棄事業所 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| 事務上の連絡先 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 連絡員の氏名(注2) | 所属部署名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 廃棄の内容 (注3) | イ 廃棄物埋設以外 <input type="checkbox"/> ロ 廃棄物埋設 <input type="checkbox"/> | |

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 手数料の納付方法 (注3の2) | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 |
|--------------------|-----------------------------|

別記様式第7中別紙様式イ

| 廃棄物埋設以外 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------|-----------------------------------|----------|----------|---|---|---|----|----|----|
| 廃棄物の方法 | 廃棄物の区分(注4) | | | | | | | | | |
| | 廃棄物の収集の方法 | | | | | | | | | |
| | 廃棄物の処理の方法 | | | | | | | | | |
| | 最終的な廃棄の方法 | | | | | | | | | |
| 主要構造部等 (注5) | 位置 | 地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況 | | | | | | | | |
| | | 建築物 居室 その他() | | | | | | | | |
| | | 構造の耐火性 耐火構造 不燃材料で造られたもの その他() | | | | | | | | |
| | 廃棄物詰替 (注6) | 建 築 物 | 区分 名称 | | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋根 | 階段 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 施設作成 | 構 造 | 区分 名称 | | 壁 | 柱 | 床 | 天井 | 階段 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 施設内の常時立ち入る 場所に対する遮蔽(注6) | | | | | | | | | | |
| 廃棄事業所の境界及び 廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽(注7) | | | | | | | | | | |
| 構造物及びくぼみの状況 仕上材の目地等の状況(注8) | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|------------------|------------------|---------------------|-------------|---------------------|----------|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| の 位 置 構 造 | 葉 室 及 び 設 備 | 汚 染 檢 査 | 室 及 び 設 備 | 洗 淨 設 備 | 更 衣 設 備 | 汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数 | 汚染の除去に必要な器材 | 洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況 | 標識を付ける箇所 | 区分 表 面 材 料 等 (注9) | 区分 表 面 材 料 等 (注10) | 床 腰壁 壁 天井 流し その他 | m ² | 容積 m ³ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 入 口 | 管 理 區 域 | 標識を付ける箇所 | 地 崩 れ の お そ れ | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 人が通常出入りする出入口 | 箇所 | その他 | 他の出入口 | 箇所 | (用途) | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 要構造部等 | 材 料 | 区分 | | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋根 | 階段 | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|----------|---|---|---|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 名称 | 斜線 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遮の 蔽遮 壁板 その 他 | 施設内の常時立ち入る 場所に対する遮蔽 (注20) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設内 の常時立 入り場所 に対する遮 蔽(注21) | 施業事業所の場所及び 施業事業所内の居住区域 に対する遮蔽(注21) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排 気 設 備 | 排風機 (注22) | 種類及び台数 位 置 | 性 能 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 排氣淨化装置 (注24) | 種類及び台数 位 置 | 性 能 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 排 氣 管 | 構造(注25) 材料及び塗装 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 排 氣 口 | 排気口の高さ 隣接する建物との 関係 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚 染 空 気 防 止 装 置 | 汚染空気の広がりの防 止装置 (注26) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 作業室、発塵作業室及 び焼却炉との連絡状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 作業室及び密着作業室 に対する換気能力 (注27) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施 設 の 位 置、 構 造 及 び 設 施 | 排水 管 | 材 料 | | 標識を付ける箇所 | 床面積 | 柱面積 | 天井面積 | 壁面積 | 容積 | | | | | |
|--|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------|----------------|------------------|----------------|--|--|--|--|--|
| | | 総 延 長 | 構造 | | | | | | | | | | | |
| | | 位 置 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | |
| | | 種類及び個数 | 構造 | | | | | | | | | | | |
| 施 設 の 位 置、 構 造 及 び 設 施 | 排水 水 淨 化 槽 (注28) | 位 量 | 構造及び材料 (注29) | | | | | | | | | | | |
| | 排液流出調節装置 (注28) | 排液流出調節装置 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 排液 処 理 裝 置 (注30) | 種類及び台数 位 置 | 構造及び材料 性能 | | | | | | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | |
| 施 設 の 位 置、 構 造 及 び 設 施 | 構 造 及 び 設 施 | 突起物及びくぼみの状況 仕上材の目地等の状況 (注31) | | | | | | | | | | | | |
| | 構 造 及 び 設 施 | 表面 材 料 室名 | 区分 | 表面 床 腰壁 鹽 天井 流し 他 | 床面 積 | 柱面 積 | 天井 面積 | 壁面 積 | 容積 | | | | | |
| | 構 造 及 び 設 施 | 表面 材 料 室名 | 表面 床 腰壁 鹽 天井 流し 他 | 床 積 | m ² | 柱 積 | m ² | 天 井 面 積 | m ² | | | | | |
| | 構 造 及 び 設 施 | 表面 材 料 室名 | 表面 床 腰壁 鹽 天井 流し 他 | 床 積 | m ² | 柱 積 | m ² | 天 井 面 積 | m ² | | | | | |
| 施 設 の 位 置、 構 造 及 び 設 施 | 構 造 及 び 設 施 | フード等の個数及び排 気設備との連結状況 標識を付ける箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 構 造 及 び 設 施 | 場 所 (注33) | 構 造 突起物及びくぼ みの状況 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|-------------------------|----|---|----|----|-----|
| 備 汚 染 検 査 室 | 清 潔 度 (注34) 区分 室名 | 仕上材の目地等 の状況 (注34) | | | | | |
| | | 床 | 腰壁 | 壁 | 天井 | 流し | その他 |
| 洗 净 設 備 | | | | | | | |
| 更 衣 設 備 | | | | | | | |
| 汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数 | | | | | | | |
| 汚染の除去に必要な器材 | | | | | | | |
| 洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況 | | | | | | | |
| 標識を付ける箇所 | | | | | | | |
| 焼 却 炉 | 焼却物の種類(注36) | | | | | | |
| | 焼却の方法(注37) | | | | | | |
| 固 型 化 處 理 設 備 | 熱源及び炉室容積 | | | | | | |
| | 構造及び材料 | | | | | | |
| 保 管 庫 | 焼却残渣搬出ロの位置 | | | | | | |
| | 排気設備との連結状況 | | | | | | |
| 固 型 化 處 理 設 備 | 種類及び台数 | | | | | | |
| | 位置 | | | | | | |
| 保 管 庫 | 構造及び材料 | | | | | | |
| | 外部との区画状況 | | | | | | |
| 保 管 庫 | 閉鎖のための設備又は器具 | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| 保 管 庫 | 種類及び個数 | | | | | | |
| | 内容物の物理的 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 業 設 備 (注38) | 管 渠 業 容 器 | 性状 構造及び材料 (注39) | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 受皿、吸収材等 | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | |
| 出 | 入 口 | 人が通常出入りする出入口、箇所 その他の出入口、箇所(用途) | | | | | |
| 管 理 区 域 | 境界に設ける柵その他 の施設 | | | | | | |
| | 標識を付ける箇所 | | | | | | |

別記様式第7中別紙様式口

| 廃棄物埋設 | |
|---|--|
| 廃棄物の種類 | 廃棄物埋設の方法 (注40) |
| 埋設方法 | 性状 (注41) |
| 埋設方法 | 埋設する埋設廃棄物の量 (注42) |
| 埋設方法 | 核種 |
| 埋設方法 | 最大放射能濃度 (注43) |
| 埋設方法 | 核種の数量 (注44) |
| 放散め 放射能経緯 の障害する 事象に 防止 してた | 措置の内容 (注45) |
| 放散め 放射能経緯 の障害する 事象に 防止 してた | 措置の変更又は廃止の予定時期 (注46) |
| 廃棄施設 廃棄物埋設地 の位置、構造及び設備 | 廃棄物埋設地の概要 (注47) |
| 位置 | 地崩れのおそれ |
| 位置 | 浸水のおそれ |
| 位置 | 周囲の状況 |
| 遮蔽 壁等 その他の もの | 廃棄物埋設地内の常時 立ち入る場所に対する 遮蔽 (注48) |
| 外設備 仕切 | 廃棄事業所内の境界及び 廃棄事業所内の居住区域 に対する遮蔽 (注49) |
| 管理区域 | 構造耐力 腐食防止措置 |
| 管理区域 | 境界に設ける棚その他 の施設 |
| 管理区域 | 標識を付ける箇所 |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可

能な範囲で記載すること。

3 「廃棄の内容」 該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第7中別紙様式イ又はロのうちのそれぞれ該当するものを添えること。

3の2 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、窓入微収官原子力規制委員会原子力規制局長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

4 「廃棄物の区分」 動物死体、固体可燃物、固体不燃物及び液体の区分を記載すること。

5 「主要構造部等」 建築物又は居室に類似するものについては建築物又は居室の欄に記載すること。

6 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合は、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載し、それにより第14条の7第1項第3号イに規定する線量限度以下とする能力のあることを明記すること。

7 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」

注6の例により記載すること。

8 「仕上材の目地等の状況」 仕上材の目地等の隙間の有無及びその処理の状況を記載すること。

9 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。

10 「場所」 人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。

11 「仕上材の目地等の状況」 注8の例により記載すること。

12 「表面材料」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。

13 「貯蔵室の構造の耐火性」 開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。

14 「貯蔵室の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵室の設置位置について、貯蔵室が設置されている室の名称等を記載すること。

15 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。

16 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」

- 注 6 の例により記載すること。
- 17 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。
 - 18 「構造及び材料」 密封された放射性同位元素等を貯蔵する場合であつて、貯蔵室又は貯蔵箱を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
 - 19 「貯蔵能力」 核種ごとに記載すること。
 - 20 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注 6 の例により記載すること。
 - 21 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注 6 の例により記載すること。
 - 22 「排風扇」 注 17 の例により記載すること。
 - 23 「性能」 排気能力 ($m^3/\text{分}$) を記載すること。
 - 24 「排気浄化装置」 注 17 の例により記載すること。
 - 25 「構造」 気密性について記載すること。
 - 26 「汚染空気の広がりの防止装置」 ダンパーの有無等を記載すること。
 - 27 「作業室及び廃棄作業室に対する換気能力」 1時間当たりの換気回数について各室ごとに記載すること。
 - 28 「排水淨化槽」 注 17 の例により記載すること。
 - 29 「構造及び材料」 水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の周囲の柵等について記載すること。
 - 30 「排液処理装置」 注 17 の例により記載すること。
 - 31 「仕上げの目地等の状況」 注 8 の例により記載すること。
 - 32 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
 - 33 「場所」 人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。
 - 34 「仕上げの目地等の状況」 注 8 の例により記載すること。
 - 35 「表面材料」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
 - 36 「焼却物の種類」 焼却物に含まれる核種を記載すること。
 - 37 「焼却の方法」 焼却温度、蒸し焼きにするか否か等を記載すること。
 - 38 「保管廃棄容器」 注 17 の例により記載すること。
 - 39 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。
 - 40 「廃棄物埋設の方法」 廃棄物埋設地への廃棄物の定置の方法、土

- 砂等の充填方法、覆いまでの具体的な廃棄物埋設の方法について記載すること。
- 41 「性状」 埋設する廃棄物の種類（金属、コンクリート、溶融物、液体廃棄物の固型化物等の部分）、廃棄物の種類ごとの容器への固型化の有無、容器の強度及び密閉性等を記載するとともに、各廃棄物が第14条の12第1号の基準に適合することについてその措置の内容等について記載すること。
 - 42 「埋設する埋設廃棄物の量」 埋設する廃棄物の総量及び「性状」に示す廃棄物の種類ごとの数量を記載すること。数量の単位としては、容器に固型化したものにあつては m^3 (及び200Lドラム缶換算本数) を、容器に固型化していないものにあつてはトンを用いること。
 - 43 「最大放射能濃度」 埋設する廃棄物に含まれる放射性同位元素ごとの最大放射能濃度を記載し、濃度の単位としては、ベクレル毎トンを用いること。
 - 44 「核種の数量」 埋設する廃棄物に含まれる放射性同位元素ごとの総放射能量を記載し、放射能量の単位としては、ベクレルを用いること。
 - 45 「措置の内容」 第19条第1項第17号ハに規定する措置、その他放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置の内容を記載すること。また、当該措置を講ずるために施設、設備等を設ける場合には、その設備の概要について記載すること。
 - 46 「措置の変更又は廃止の予定期間」 措置の変更又は廃止について、それれぞれその時期を記載すること。
 - 47 「廃棄物埋設地の概要」 廃棄物埋設地の種類（外周仕切設備を設置する方法により埋設を行う場合、外周仕切設備を設置しない方法により埋設を行う場合、又はその他の場合）、廃棄物埋設地の寸法について記載すること。また、外周仕切設備を設置する方法により埋設を行う場合にあつては、外周仕切設備の寸法、設置基数等を記載すること。
 - 48 「埋設地内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注 6 の例により記載すること。
 - 49 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注 6 の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込式とすること。
2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通

及び副本4通とすること。

3 この申請書の正本1通には、第7条第2項において準用する第2条第2項に規定する書類(廃棄物埋設を行おうとする者にあつては、第7条第2項において準用する第2条第2項に規定する書類及び第7条第3項に規定する書類)を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第8 (第9条関係) (平24文科令6・企改、平25文科令6・平30原予成11・令元原字換
3・令2原字成21・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|---|-----------------------------|---|
| 許可使用に係る変更許可申請書 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第2項の規定により許可使用に係る変更の許可を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 工場又は事業所 | 名称 | |
| | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名(注2) | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 変更の内容 (注3) | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |
| 手数料の納付方法 (注4) | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳

別記様式第9
(第9条の3関係)

- 細については別紙のとおり)」と記載し、別記様式第1の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。
- 4 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、底入微収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
- 2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
- 3 この申請書の正本1通には、第9条第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 4 この申請の際に、許可証を提出すること。

別記様式第9 (第9条の3関係) (平21文科令33・全改、平25文科令8・平30原子令11・半元
原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | |
|--|--|
| 整理番号(注1) | |
| 商業業に係る変更許可申請書 | |
| 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第11条第2項の規定により商業業に係る変更の許可を申請します。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号 | |
| 商事業所 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 所 在 地 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 事務上の連絡先 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() 連絡員の氏名(注2) 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 変更の内容 (注3) | 変 更 前 変 更 後 |
| 変更の理由 | |

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 手数料の納付方法 (注4) | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 |
|------------------|-----------------------------|

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 3 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、別記様式第7の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。
 4 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、産入微収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格 A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
 3 この申請書の正本1通には、第9条の3に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
 4 この申請の際に、許可証を提出すること。

別記様式第10（第10条の2関係）（平24文科令8・令改、平25文科令8・平30厚生規11・令元原子規3・令2厚子燃21・一部改）

| 整理番号（注1） | |
|--|---|
| 許可使用届出使用登録業者業者に係る氏名等の変更届 | 年月日 |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | |
| 第3条の2第3項 放射性同位元素等の規制に関する法律 第4条 第3項の規定により氏名 第10条 第1項 第11条 第1項 等の変更を届け出ます。 | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） |
| 住所 所在 | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2） | |
| 工場又は 事業所 販売所 賃貸事業所 施設事業所 (注3) | 名稱 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） 連絡員の氏名（注4） 所属部署名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） |
| 変更の内容 | 変更前 変更後 |
| 変更の理由 | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 「工場又は事業所
販売所
賃貸事業所
営業事業所」
- 3 「別紙のとおり」と記載し、別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。ただし、第42条第1項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票3通とする。
- 3 許可使用者又は許可施設業者にあつては、変更の内容が氏名若しくは名称又は住所(事業所等の名称又は所在地を含む。)の変更である場合には、この届出の際に許可証を提出すること。

別記様式第11 (第10条の3関係) (平24文科令8・令改、平25文科令8・平30厚生規11・令元原字改3・令2厚生規21・令改正)

| 整理番号(注1) | |
|--|---|
| 許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第5項の規定により、許可証を添えて、許可使用に係る軽微な変更を届け出ます。 | |
| 氏名又は名稱 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住所 | |
| 許可証の年月日及び番号 | |
| 名称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 工場又は事業所 | 所在地 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 変更の内容 (注3) | 連絡員の氏名(注2) 変更前 変更後 変更の理由 |
| | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 3 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、別記様式第1の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。
 3 この届書には、第10条の3第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第12 (第11条関係) (平21文科令33・令改、平26文科令8・平30原子技11・令元原子
技3・令2原子技21・一部改正)

| 整理番号(注1) | |
|---|---|
| 許可使用に係る使用の場所の一時的変更届 | |
| 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第6項の規定により放射性同位元素の使用場所の一時的変更を届け出ます。 | |
| 氏名又は名稱 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号 | |
| 工場又は事業所 | 名稱 |
| 所在在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 事務上の連絡先 | 名稱 |
| 所在在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注2) | |
| 使用の内容(注3) | イ 密封された放射性同位元素の使用の使用 ロ 放射線発生装置 |

別記様式第12中別紙様式イ

| 一時的に使用する密封された放射性同位元素 | |
|---|------------|
| 種類及び 数量 | 核種 |
| 物理的状態(注4) | |
| 化学形等(注5) | |
| 密封の状態(注6) | |
| 1個当たりの数量及び個数(注7) | |
| 合計数量 | |
| 放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能(注8) | |
| 使用の目的 | |
| 使用の方法 | |
| 変更の内容 | 一時的に使用する場所 |
| | 一時的に使用する期間 |
| 変更の理由 | |
| 有資格者の氏名、免状の交付年月日及び番号 | |

別記様式第12中別紙様式ロ

| 一時的に使用する放射線発生装置 | |
|----------------------|------------|
| 種類 | |
| 台数 | |
| 性能 | |
| 使用の目的 | |
| 使用の方法 | |
| 変更の内容 | 一時的に使用する場所 |
| | 一時的に使用する期間 |
| 変更の理由 | |
| 有資格者の氏名、免状の交付年月日及び番号 | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 3 「使用の内容」 該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第12中別紙様式イ又はロのうちのそれぞれ該当するものを添えること。
 4 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。
 5 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
 6 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト又はラジウムの針、管等にあっては、その形状について記載すること。
 7 「1個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもつて使用するものにあっては一組又は一式当たりの数量を記載すること。
 8 「放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」 放射性同位元素が装備されている機器について記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。
 3 この届書には、第11条第2項に規定する書類を添えること。

別記様式第13（第14条関係）（平24文科令6・企改、平25文科令6・平30原子令11・令元原子
規3・令2原子規21・一部改）

| | | |
|---|--|---|
| 整理番号（注1） | | |
| 許可使用業に係る許可証再交付申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の規定により許可証の再交付を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| | | 郵便番号（　　） |
| 住所 | | 都道府県 電話番号（　　） |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 名称 | | |
| 所在在地 | | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） |
| 工場又は事業所 事業所 事業事業所 | | 所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） |
| 連絡員の氏名（注2） | | |
| 再交付を受けようとする理由 | | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可

能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この申請書の提出部数は、1通とすること。

3 許可証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた許可証を添えること。

別記様式第14(第14条の2関係) (平24文科令8・令改、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | | |
|--|--|--------------|
| 整理番号(注1) | | |
| 設計認証申請書 特定設計認証 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の2第3項の規定により 設計認証を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 郵便番号() 住所 | | 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は 法第4条第1項の届出をした年月日(注4) | | |
| 事業所 (注5) | 名称 | |
| | 郵便番号() 所在地(注6) | |
| | 所属部署名() 連絡員の氏名(注7) 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 名称(注8) | | |
| 用途(注9) | | |
| 放射性同位元素の種類(注10) | | |
| 放射性同位元素の数量(注11) | | |

| | | |
|--|----------------|--------|
| 同位元素装備機器 | 設計の名称(注12) | |
| | 造(注13) | |
| | 織 | 源(注14) |
| | その他の主要構造物(注15) | |
| | 性密 | 封(注16) |
| | 能遮 | 蔽(注17) |
| 手数料の納付方法(注18) | | |
| (原子力規制委員会に申請する場合) ○ 収入印紙による納付 □ 納入告知書による納付 (登録認証機関に申請する場合) △ 登録認証機関の定める方法による納付 | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 刪除
 3 「原子力規制委員会」 登録認証機関に申請する場合は登録認証機関の長宛てとすること。
 4 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 5 「事業所」 当該放射性同位元素装備機器を製造する場所又は第4条の3第1項第2号に規定する検査を行う場所を記載すること。
 6 「所在地」 事業所の所在地が外国の場合にあつては、国名から記載すること。
 7 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 8 「名称」 放射性同位元素装備機器の名称は一般名よい。
 9 「用途」 放射性同位元素装備機器の使用の目的を具体的に記載すること。
 10 「放射性同位元素の種類」 核種、物理的状態及び化学形等を記載すること。
 11 「放射性同位元素の数量」 数量の単位としては、ペクレルを用いること。
 12 「設計の名称」 一般名を避け、設計認証ごとに識別できるものとすること。

- 13 「構造」 放射性同位元素装備機器の構造の概要を記載すること。
 14 「線源」 機器に装備されるそれぞれの線源について核種、数量、構造及び材料を記載すること。
 15 「その他の主要構造物」 箱体等を構成するアルミニウム、鉄等主要な構造物の材料について記載すること。
 16 「密封」 日本産業規格Z4821-1の等級試験への適合について記載すること。
 17 「遮蔽」 特定設計認証の申請の場合、放射性同位元素装備機器の表面から10センチメートルの位置で、1マイクロシーベルト毎時以下であることについて記載すること。
 18 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徵収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審査官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録認証機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。
 3 この申請書の正本には、法第12条の2第4項に規定する書類及び第14条の2第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第15(第14条の14関係)(平24文科令8・令改、平25文科令8・令改原字令3・令2原子燃21・一部改正)

| 施設検査申請書 | | |
|---|---------------------------|---|
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の8 第1項 第2項 の規定により 施設検査を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあっては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () | |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 工場、又は事業所 営業事業所 | 名 称 | |
| | 所在 地 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 連絡員の氏名 (注4) | 所属部署名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 貯蔵 輸送 搬送 操作 能力 の等 (注5) | 10テラベクル以上の密封された放射性同位元素の個数 | |
| | 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力 | |
| 放射線発生装置の種類、台数 及び性能 | | |

| | |
|---|--|
| 法第10条第2項又は法第11条第2項の変更の許可に係る施設検査の場合にあつては、当該変更の内容(注6) | |
| 施設検査に係る許可の年月日 | 年月日 |
| 使用開始予定期年月日 | 年月日 |
| 施設検査希望年月日 | 年月日 |
| 手数料の納付方法(注7) | (原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) ハ、登録検査機関の定める方法による納付 |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

- 2 刪除
 3 「原子力規制委員会」 登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長宛てとすること。
 4 「連絡者の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 5 「貯蔵施設の貯蔵能力等」 許可施業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載すること。
 6 「法第10条第2項又は法第11条第2項の変更の許可に係る施設検査の場合にあつては、当該変更の内容」 当該変更に係る事項の概要を記載すること。
 7 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、底入微收官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参考官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録検査機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 この申請書には、第14条の14第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第16 (第14条の17及び第14条の18関係) (平24文科令8・企改、平26文科令27
・平25文科令8・平30原字技11・令先原字技3・平2原字技11・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|---|---|---|
| 定期検査申請書 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の9 第1項 第2項 の規定により定期検査を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 郵便番号() 住所 所 | 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 工場又は事業所 事業事業所 | 名称 | |
| | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名(注4) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 貯蔵施設能力の等(注5) | 10テラベカルル以上の密封された放射性同位元素の個数 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力 放射線発生装置の種類、台数及び性能 | |
| 前回の施設検査に合格した年月日 年月日 | | |

| | |
|---|--|
| 前回の定期検査を受けた年月日 | 年　月　日 |
| 第14条の17第2項第2号(第14条の18において準用する場合を含む。)の書類を提出した年月日 (注6) | 年　月　日 |
| 定期検査希望年月日 | 年　月　日 |
| 手数料の納付方法 (注7) | (原子力規制委員会に申請する場合) ○ 収入印紙により納付 □ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) △ 登録検査機関の定める方法による納付 |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 刪除
 3 「原子力規制委員会」 登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長宛てとすること。
 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 5 「貯蔵施設の貯蔵能力等」 許可商業業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載すること。
 6 「第14条の17第2項第2号(第14条の18において準用する場合を含む。)の書類を提出した年月日」 第14条の17第2項ただし書(第14条の18において準用する場合を含む。)に該当する者のうち第14条の17第1項各号(第14条の18において準用する場合を含む。)に掲げる書類を添えないものは、第14条の17第2項第2号(第14条の18において準用する場合を含む。)の書類を提出した年月日を記載すること。
 7 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参考事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録検査機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 この申請書には、第14条の17第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第17 (第14条の20関係) (平24文科令8・令改、平25文科令8・平30厚生規11・令元厚生技3・令2厚生燃21・一部改)

| 整理番号(注1) | | 年　月　日 |
|---|--|---|
| 定期確認申請書 | | |
| 年　月　日 | | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の10の規定により定期確認を申請します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 工場又は事業所 廃棄事業所 | | 名称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | | 所在地址 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | | 連絡員の氏名(注4) 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 貯蔵施設の概要(注5) | | 10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の個数 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力 放射線発生装置の種類、台数及び性能 |
| 前回の施設検査に合格した年月日 | | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 前回の定期確認を受けた年月日 | 年　月　日 |
| 第14条の20第2項第2号の書類を提出した年月日 (注6) | 年　月　日 |
| 定期確認希望年月日 | 年　月　日 |
| 手数料の納付方法 (注7) | (原子力規制委員会に申請する場合) ○ 収入印紙による納付 □ 納入告知書による納付 (登録定期確認機関に申請する場合) △ 登録定期確認機関の定める方法による納付 |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 削除
 3 「原子力規制委員会」 登録確認機関に申請する場合は登録確認機関の長宛てこと。
 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 5 「貯蔵施設の貯蔵能力」 許可施設業者にあつては、放射性廃棄物に係る施設物貯蔵施設の貯蔵能力について記載すること。
 6 「第14条の20第2項第2号の書類を提出した年月日」 第14条の20第2項ただし書に該当する者のうち同条第1項各号に掲げる書類を提出しないものは、同条第2項第2号の書類を提出した年月日を記載すること。
 7 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、底面に收容原子力規制委員会原子力規制庁長官官房事務官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録定期確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録定期確認機関の定期確認業者規程に定めるところによる料金を当該登録定期確認機関に納付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。

2 この申請書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第18 (第16条の15及び第24条の2の6関係) (平成文書令8・企政、平23文科令6・平30原字令11・令元原字令3・令2原字令21・一部改正)

| | |
|---|---|
| 整理番号(注1) | |
| 運搬確認申請書 | |
| 年　月　日 | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項(同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により運搬の確認を申請します。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 郵便番号() 住所 所在 | 都道府県 電話番号() |
| 許可届出使用者等の区分 (注4) | |
| 名称 | |
| 事業所等 又は事務所 | 郵便番号() 都道府県 所在地 電話番号() |
| 連絡員の氏名(注5) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 運搬の目的(注6) | |
| 運搬予定期期 年　月　日 | |
| 放射性輸送物の名称(注7) | |
| 放射性輸送物の種類(注8) | |
| 放射性輸送物の総重量 | |

| | | |
|-----------------------------------|---|--------------------------------|
| 放射性輸送物に関する説明 (注9) | 運搬位する元素の仕様 (注10) | 核種数 量 |
| | 放射性輸送物の物理的状態 (注10) | 重量 |
| | 放射性輸送物の化学形等 (注11) | 物理的状態 (注10) |
| | 密封の状態 (注12) | 化学形等 (注11) |
| | 容器の名称 | 密封の状態 (注12) |
| | 外形寸法 | 容器の名称 |
| | 重量 | 外形寸法 |
| | 容器承認を受けたもの は、承認の年月日及び 番号 | 重量 |
| | 容器の維持の状況 | 容器承認を受けたもの は、承認の年月日及び 番号 |
| 運搬業者による方法 に明記する 説明 (注15) | シールの貼付け等の状況 (注14) | 容器の維持の状況 |
| | 使用する運搬機器の種類 (注16) | シールの貼付け等の状況 (注14) |
| | 運搬機器への積付け方法 | 使用する運搬機器の種類 (注16) |
| | 携行する書面及び携行器具等 | 運搬機器への積付け方法 |
| 手数料の納付方法 (注17) | (原子力規制委員会に申請する場合) 印紙による納付 口座入金による納付 (登録運搬物確認機関に申請する場合) ハ 登録運搬物確認機関の定める方法による納付 | 携行する書面及び携行器具等 |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 削除
 3 「原子力規制委員会」 登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長宛てすること。
 4 「許可届出使用者等の区分」 許可届出使用者、届出版販業者、届出販業者若しくは許可販業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。許可届出使用者、届出版販業者、届出販業者若しくは許可販業者にあっては、許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。運搬を委託された者にあっては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

- 5 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 6 「連搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
 7 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
 8 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。
 9 「運搬する放射性同位元素等の仕様」 運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはペクレルを用いること。
 10 「物理的状態」 気体、液体等の状態を記載すること。
 11 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
 12 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
 13 「容器」 容器の一部を分離して使用することのできるものにあっては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。
 14 「シールの貼付け等の状況」 シールの貼付け等の位置及び構造について記載するとともに、当該記載が確認できる図面を放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書に記載すること。
 15 「運搬方法に関する説明」 簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
 16 「使用する運搬機器の種類」 自転車、台車等具体的に記載すること。
 17 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徵收官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審査官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録運搬物確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。

3 この申請書には、第18条の15第1項（同条第3項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第1項第2号及び第3号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第19（第18条の17及び第24条の2の7関係）（平21文科令33・企成、平22文科令6・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令20・令2原子令21・一部改正）

| 整理番号（注1） | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 容器承認申請書 | | |
| 年　月　日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第3項（同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容器の承認を申請します。 | | |
| 容 器 | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | |
| | 住 所 | |
| | 販売元 支 締 数 量 | 核 種 |
| | 取扱 の 仕 業 種 | 量 |
| | 物 理 的 状 態（注3） (注2) 化 学 形 等（注4） | |
| | 密 封 の 状 態（注5） | |
| | 放 射 性 輸 送 物 の 重 量（注6） | |
| | 放 射 性 輸 送 物 の 総 重 量 | |
| | 容 器 の 名 称 | |
| | 外 形 尺 法 | |
| 重 量 | | |
| 承認容器として使用することを予定している期間 | | |
| BM型輸送物にあつては、B U型輸送物の設計基準のうち 適合しない基準についての説 明 | | |
| 設計承認を受けたものは、承 認の年月日及び番号 | | |

| | |
|------------------------|---|
| 容器の保守及び放射性輸送物の取扱に関する事項 | |
| その他の特記事項 | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注7) | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 |
| 手数料の納付方法(注8) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「収納する放射性同位元素等の仕様」 収納する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
 3 「物理的状態」 気体、液体等の状態を記載すること。
 4 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
 5 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
 6 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。
 7 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 8 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、底面微収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 この申請書は、第18条の17第2項（同条第4項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第2項第2号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第20（第16条の19及び第24条の2の7関係）（平21文科令33・企成、平23文科令6・平30原字令11・令元原字令3・令2原字令21・一部改正）

| | |
|---|---|
| 整理番号(注1) | |
| 承認容器使用期間更新申請書 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の19第2項（同規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の承認容器使用期間更新を申請します。 | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 容器の名称 | |
| 承認容器登録番号 | |
| 容器承認書に記載された期間 | |
| 更新後に承認容器として使用することを予定している期間 | |
| 更新の理由 | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注2) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第21 (第18条の20第1項及び第24条の2の7関係) (平21文科令33・至
改、平28文科令8・平30原子技11・令元原子技3・令2原子技21・一部改正)

| | |
|--|---|
| 整理番号(注1) | |
| 容器承認書記載事項変更届 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の20第1項 (同規則 第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。) の規定により放射 性輸送物の容器承認書記載事項変更を届け出ます。 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 容器の名称 | |
| 承認容器登録番号 | |
| 変更 前 | |
| 変更 後 | |
| 変更の年月日 | |
| 変更の理由 | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注2) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可
能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第22 (第18条の20第2項及び第24条の2の7関係) (平21文科令33・至
改、平28文科令8・平30原子技11・令元原子技3・令2原子技21・一部改正)

| | |
|---|---|
| 整理番号(注1) | |
| 承認容器廃止届 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の20第2項 (同規則 第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。) の規定により放射 性輸送物の承認容器廃止を届け出ます。 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 容器の名称 | |
| 承認容器登録番号 | |
| 廃止の年月日 | |
| 廃止の理由 | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注2) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可
能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第23 (第19条の2第1項第1号関係) (平24文科令8・改、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令3原子令21・一部改正)

| | | | |
|---|----------------------------|---|--|
| 整理番号(注1) | | | |
| 埋設確認申請書 (第19条第1項第1号イにおける埋設廃棄物についての確認) | | | |
| 年月日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第19条の2第2項の規定により埋設確認を申請します。 | | | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| 許可証の年月日及び番号 | | | |
| 廃棄事業所 | 名称 | | |
| | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| | 連絡員の氏名 | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 埋設する 埋設 | 性状(注5) | | |
| | 核種 | | |
| | 核種ごとの数量(注6) | | |
| | 核種ごとの放射能濃度(注7) | | |
| 重量 | | | |

| | | |
|------------------|---|--|
| 廃棄物 (注4) | 表面総量当量率 | |
| | 表面総量当量率を示す標識 | |
| | 識別 | |
| | 放射性廃棄物を示す標識 | |
| 照合できるような措置 | | |
| 申請総数量(注8) | | |
| 埋設予定年月日 | 年月日 | |
| 埋設確認希望場所 | | |
| 埋設確認希望年月日 | 年月日 | |
| 手数料の納付方法 (注9) | (原子力規制委員会に申請する場合) ○印紙による納付 □納入告知書による納付 (登録埋設確認機関に申請する場合) ハ登録埋設確認機関の定める方法による納付 | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 削除
 3 「原子力規制委員会」 登録埋設確認機関に申請する場合は登録埋設確認機関の長宛てとすること。
 4 「埋設する埋設廃棄物」 埋設する埋設廃棄物が同じ性状のものについては、まとめて記載すること。
 5 「性状」 埋設する廃棄物の材質(金属、コンクリート、溶融物、液体廃棄物等の区分)、容器への固型化の有無、強度、密封性等について記載すること。
 6 「核種ごとの数量」 単位としては、ペクレルを用いること。
 7 「核種ごとの放射能濃度」 単位としては、ペクレル毎トン又はペクレル毎容器を用いること。
 8 「申請総数量」 単位については、容器に固型化したものにあつては個数を、容器に固型化していないものにあつてはトンを記載すること。
 9 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、蔵元微收官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審査官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ハを○で

**別記様式第24
(第19条の2第1項第2号関係)**

図み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 この申請書には、第19条の2第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第24 (第19条の2第1項第2号関係) (平24文科令8・全改、平25文科令8・平30原子令1・令元原子令3・令3原子令21・一部改正)

| | |
|--|--|
| 整理番号(注1) | |
| 埋設確認申請書 (第19条第1項第17号ロにおける埋設及び覆土についての確認) | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第19条の2第2項の規定により埋設確認を申請します。 | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住所 所郵便番号() 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号 | |
| 事業所 | 名称 郵便番号() 所在地 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| | 埋設の確認を受けようとする事項及びその概要 |
| 埋設予定期年月日 年 月 日 | |
| 埋設確認希望場所 | |
| 埋設確認希望年月日 年 月 日 | |

| | |
|------------------|--|
| 手数料の納付方法 (注4) | (原子力規制委員会に申請する場合) ○ 収入印紙による納付 □ 納入告知書による納付 (登録埋設確認機関に申請する場合) △ 登録埋設確認機関の定める方法による納付 |
|------------------|--|

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 削除
 3 「原子力規制委員会」 登録埋設確認機関に申請する場合は登録埋設確認機関の長宛てとすること。
 4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徵收官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房參事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業者規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。
 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 この申請書には、第19条の2第3項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第25（第21条第2項関係）（平21文科令3・平23文科令8・平20原子令11・令元原字根3・令2原字根31・一部改正）

| 整理番号（注1） | | | |
|---|--|---|-------|
| 放射線障害予防規程届 | | | |
| 年　月　日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | | |
| 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第21条第1項の規定により、別紙のとおり、放射線障害予防規程を届け出ます。 | | | |
| 氏名又は名称 | | 郵便番号（　　） 都道府県　電話番号（　　） | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住 所 | | | |
| | | 郵便番号（　　） 都道府県　電話番号（　　） | |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2） | | | |
| 工場又は事業所の所在地（注3） | | 名 称 郵便番号（　　） 都道府県　電話番号（　　） | |
| | | 連絡員の氏名（注4） 所属部署名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） | |
| 傳 販 賣 業 事 業 所 の の の の の の | 用 業 事 業 の の の の の の | 開 始 年 月 日 | 年　月　日 |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 3 「工場又は事業所の所在地」 届出販賣業者又は届出買賣業者にあつては、

事務上の連絡先について記載すること。
 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第26（第21条第3項関係）（平21文料令3a・令改、平23文料令8・平20原字令11・令元原字令3・令2原字令31・一部改正）

| 整理番号（注1） | | |
|---|---------------------------|---|
| 放射線障害予防規程変更届 年　月　日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第21条第3項の規定により、別紙のとおり、変更後の放射線障害予防規程を添えて、放射線障害予防規程の変更を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名稱 | 郵便番号（　　） 都道府県　電話番号（　　） | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | | |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2） | | |
| 工場又は事業所 事業事業所等（注3） | 名　称 | |
| | 所在地址 | 郵便番号（　　） 都道府県　電話番号（　　） |
| | 連絡員の氏名（注4） | 所属部署名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） |
| 変更年月日 | 年　月　日 | |
| 変更の内　容 | | |
| 変更の理　由 | | |

- 注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。
 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、

- 当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所 廉業事業所等」 届出販売業者又は届出販賣業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 放射線障害予防規程中変更に係る箇所には、傍線を引くこと。
3 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第26の2(第24条の2の3第2項関係) (平成30年予算11・追加、令元原子炉S・令2原子炉S1・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|--|--|-----|
| 特定放射性同位元素防護規程届 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の4第1項の規定により、別紙のとおり、特定放射性同位元素防護規程を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日(注2) | | |
| 名 称 所 在 地 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| 工場又は事業所 廉業事業所 連絡員の氏名(注3) 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | | |
| 特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日(注4) | | 年月日 |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
4 「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」 特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄(廃棄物埋設を除く。)を開始する日のうち、最も

早い日を記載すること。
 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。

別記様式第26の3(第24条の2の3第3項関係) (平成30年予算11・追加、令元原子炉3
・令2原子炉21・一部改正)

| 整理番号(注1) | | |
|---|-----------------------------|---|
| 特定放射性同位元素防護規程変更届 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の4第3項の規定により、別 紙のとおり、変更後の特定放射性同位元素防護規程を添えて、特定放射性同 位元素防護規程の変更を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の 2第1項の届出をした年月日(注2) | | |
| 工場又は事業所 営業事務所 | 名称 所在地 連絡員の氏名 (注3) | 郵便番号() 都道府県 電話番号() 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 変更年月日 | 年月日 | |
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | |

- 注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。
 2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」
 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当
 該届出番号を併せて記載すること。
 3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範
 囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、正本及び副本各一通とすること。
 3 特定放射性同位元素防護規程中変更に係る箇所には、傍線を引くこと。

別記様式第26の4(第24条の2の9関係) (平成11年3月改訂)

| 整理番号(注1) | | | |
|---|----------------------------|----|-------------------------------|
| 取決めの総結添 年 月 日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (注2) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の6第2項の規定により、取 決めの総結を届け出ます。 | | | |
| 運搬される特定放射性同位元素の種類及 び数量 (注3) | 密封された特定 放射性同位元素 (注4) | | 密封されていな 特定放射性同 位元素 (注4) |
| | 種類 | 種類 | |
| | 数量 | | 数量 |
| 発送人 氏名又は名称 住所 搬出される事業所等 の名称及び所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| | | | |
| 受取人 氏名又は名称 住所 搬入される事業所等 の名称及び所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | |
| | | | |
| 運搬について責任 を有する者 (注5) 氏名又は名称 住所 郵便番号() 都道府県 電話番号() | | | |
| | | | |
| 搬出予定期時 | | | |
| 搬入予定期時 | | | |
| 運搬手段 (注6) | | | |

| |
|-------------------|
| 取決めに關する説明 (注7) |
|-------------------|

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」 発送人、受取人及び運搬について責任を有する者のいずれか又は連名により記載すること。許可届出使用者、届出販売業者、届出販賣業者及び許可窓口業者にあつては、許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 3 「運搬される特定放射性同位元素の種類及び数量」 数量は、運搬する特定放射性同位元素に係る許可証に記載された数量及び実数量（減衰補正値）を示し、単位としてはペクレルを用いること。放射性輸送物が複数の場合は、その内訳について別紙を添付すること。
 4 「密封されていない特定放射性同位元素」 固体状の特定放射性同位元素であつて、粉末ではなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものである場合には、その旨記載すること。
 5 「運搬について責任を有する者」 運搬について責任を有する者が複数の場合には、欄を増やして全ての者の氏名又は名称及び所在地を記載すること。ただし、「（別紙のとおり）」と記載し、別紙を添えてもよい。
 6 「運搬手段」 具体的な運搬手段を記載すること。
 7 「取決めに関する説明」 取決めの写しを添付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届出書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第26の5 (第24条の2の10第1項関係) (平成原子規11・追加、令和原子規3
・令2原子規21・一部改正)

| | |
|--|---------------------------------------|
| 整理番号 (注1) | |
| 特定放射性同位元素の受け入れ等に係る報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の7の規定により、次のとおり報告します。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | |
| 工場又は事業所 | 名 称 |
| 販賣業者 | 在 地 |
| 事 業 所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| 事 業 所 | 連絡員の氏名 (注3) |
| 事 業 所 | 所属部署名 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 報 告 の 種 類 (注4) | |
| 密封放射性同位元素の種類及び数量 (注5) | 番 号 (注6) |
| | 用 途 (注7) |
| | 型 式 |
| | 核 種 |
| | 数 量 |
| | ホルダー番号 (注8) |
| 製 造 者 名 | |
| 製造、輸入又は輸出の年月日 | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 受 入 れ 等 (注9) | 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注10) | |
| | 名 称 (注11) | |
| 払 出 し 等 (注13) | 受 入 等 年 月 日 (注12) | |
| | 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注14) | |
| | 名 称 (注15) | |
| | 払 出 等 年 月 日 (注16) | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「報告の種類」 報告を行う行為について、製造、輸入、受入れ等（受入れ、譲受け、回収、賃借又は保管の委託の終了）、輸出又は払出し等（払出し、販売その他）譲渡し、返還、賃貸又は保管の委託）の中から該当するものを記載すること。

5 「密封された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式でもって使用するものであつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。

6 「番号」 製造者によつて当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。

7 「用途」 測定器校正、遠隔治療照射等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。

8 「ホルダーパン号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注6の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

9 「受入れ等」 受入れ等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

10 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。

11 「名称」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は施業事業所の名稱を記載すること。

12 「受入れ等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は施業事業所へ当該特定放射性同位元素の受入れ等を行つた年月日を記載すること。

13 「払出し等」 払出し等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

14 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。

15 「名称」 注11の例により記載すること。

16 「払出し等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は施業事業所から当該特定放射性同位元素の払出し等を行つた年月日を記載すること。

備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。

2 書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。

3 第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第26の6（第24条の2の10第1項及び第2項関係）（平30原子規11・追加、令元原子規3・令2原子規2）・一部改正

| | | |
|---|----------------|---|
| 監理番号（注1） | | |
| 特定放射性同位元素の変更等に係る報告書 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の7の規定により、次のとおり報告します。 | | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 所 郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ） | | |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2） | | |
| 工場又は事業所 販売事業所 賃貸事業所 （注5） | 所在地 | 郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ） |
| | 連絡員の氏名 (注3) | 所属部署名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ） |
| 報告の種類（注4） | | |
| 密封された特定放射性同位元素 （注6） | 番号（注6） | |
| | 用途（注7） | |
| | 形式 | |
| | 種類 | |
| | 数量 | |
| ホルダー番号（注8） | | |
| 製造者名 | | |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 廃棄し、変更し、又は特定放射性同位元素でなくなった年月日 | | |
| 受入れ等 (注9) | 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注10） | |
| 名 程 (注11) | | |
| 受入等年月日（注12） | | |
| 払出し等 (注13) | 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注14） | |
| 名 程 (注15) | | |
| 払出等年月日（注16） | | |
| 変更の内容 (注17) | 変更前 | |
| | 変更後 | |

- 1 「監理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。
 3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 4 「報告の種類」 報告を行う行為について、廃棄、特定放射性同位元素の内容の変更、又は特定放射性同位元素でなくなった報告の中から該当するものに記載すること。
 5 「密封された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもつて使用するものにあつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。
 6 「「番号」 製造者によって当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。
 7 「用途」 測定器校正、遙隔治療照射等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。
 8 「ホルダーパン号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注6の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。
 9 「受入れ等」 受入れ等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載

- すること。
- 10 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。
- 11 「名称」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は商業事業所を記載すること。
- 12 「受入等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は商業事業所へ当該特定放射性同位元素の受入れ等を行つた年月日を記載すること。
- 13 「払出し等」 払出し等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。
- 14 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 注2の例により記載すること。
- 15 「名称」 注11の例により記載すること。
- 16 「払出等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は商業事業所から当該特定放射性同位元素の払出し等を行つた年月日を記載すること。
- 備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。
- 2 書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。
- 3 第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第26の7(第24条の2の10第3項関係) (平成原子規11・追加、令元原子規3
・令2原子規21・一部改正)

| 整理番号(注1) | |
|--|-------------|
| 特定期制放射性同位元素の所持に係る報告書 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第25条の7の規定により、次のとおり報告します。 | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住所 所 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日(注2) | |
| 所在地 所 在 地 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 工場又は事業所 連絡員の氏名(注3) 名 称 所 属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 被放射性同位元素 の種類 (注4) | 番 号(注5) |
| | 用 途(注6) |
| | 型 式 |
| | 核 種 |
| | 物 数 量 |
| | ホルダーパン号(注7) |
| 製 造 者 名 | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」
法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当

- 該届出番号を記載すること。
- 3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 4 「密封された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもって使用するものにあつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。
- 5 「番号」 製造者によつて当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。
- 6 「用途」 測定器校正、遠隔治療照射等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。
- 7 「ホルダーパン号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注5の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。
- 備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。
ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。
- 2 書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。
- 3 第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第27（第24条の3関係）（平21文科令93・令改、平25文科令6・平30厚生規11・令元厚子規3・令3厚子規21・一部改正）

| 整理番号(注1) | | |
|--|------------|---|
| 許可使用者 である法人の 合併 に係る認可申請書 許可審査業者 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 法人の名称及び代表者の氏名 | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の2 第1項 の規定により 許可使用者 である法人の 合併 の認可を申請します。 | | |
| 合 併 又 は 分 割 す る 法 人 | 名 称 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号() | 都道府県 電話番号() |
| | 名 称 | 郵便番号() |
| 事務上 の連絡先 | 所在 地 | 郵便番号() |
| | 連絡員の氏名(注2) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 合併又は分割の方法及び条件(注3) | | |
| 合併又は分割の理由 | | |
| 合併又は分割の時期 年 月 日 | | |
| 地 位 を 承 継 | 名 称 | |
| | 代表者の氏名 | |
| | 住 所 | 郵便番号() |
| | 名 称 | 都道府県 電話番号() |

| | | | | | |
|--|---|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 業者 の 位所 の 事 業 所 に 依 る は 工 業 事 業 所 は 事 (注4) | 工 場 又 事 務 所 販 賣 事 業 所 | 名 称 | 承 継 前 | 郵便番号 (都道 府県) | 電話番号 () |
| | | | 承 継 後 | | |
| | | 所 在 地 | | | |
| 法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第3条第1項の届出をした年月日 | | | 年 | 月 | 日 |
| (注6) | | | | | |
| 工 場 又 事 務 所 販 賣 事 業 所 | 名 称 | 承 継 前 | 郵便番号 (都道 府県) | 電話番号 () | |
| | | 承 継 後 | | | |
| | | 所 在 地 | | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「地位の承継に係る工場若しくは事業所、販売店又は賃貸事業所」 届出使用者にあっては、地位の承継に係る工場又は事業所を全て記載し、届出販売業者又は届出賃貸業者にあっては、「別紙のとおり」と記載し別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。

5 「法第3条の第2項の届出した年月日又は法第4条第1項の届出した年月日」 法第3条の第2項1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

6 「法第3条の第2項の届出した年月日又は法第4条第1項の届出した年月日」 注5の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第29
(第24条の4関係)

| | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------|---------------|
| 別記様式第29(第24条の4関係) (平21文科令63・全改、平23文科令8・平30原子規11・令元原子規3・令3原子規21、一部改正) | | 監理番号(注1) | |
| 表示付認証機器届出使用者である法人の 原子力規制委員会 殿 | | 合併 分割 | に係る届 年 月 日 |
| | | 法人の名称及び代表者の氏名 (注2) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の2第8項の規定により表示付認証機器届出使用者である法人の 合併 分割 を届け出ます。 | | | |
| 合 併 併し 又た は法 分人 | 名 称 | | |
| | 代 表 者 の 氏 名 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 住 所 | | | |
| 合併又は分割の方法及び条件(注3) | | | |
| 合 併 又 は 分 割 の 理 由 | | | |
| 合 併 又 は 分 割 の 時 期 | | 年 月 日 | |
| 地 位 を 承 継 し た 法 人 | 名 称 | | |
| | 代 表 者 の 氏 名 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 事務上 の連絡先 | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 連絡員の氏名 (注4) | 所 屋前部名 姓 職 FAX番号 メールアドレス | () () () () () | |
| | 年 月 日 | | |
| 法第3条の3第1項の届出を した日月日 | | (注6) | |

| | | | | |
|-------------------------|---------|--|----------------------------|-------------------------|
| 地位の承継に係る工場又は事業所 (注5) | 名 称 | | 承継前 | |
| | | | 承継後 | |
| | 工場又は事業所 | | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | | | 法第3条の3第1項の届出をした年月日 (注7) | 年 月 日 |
| | 名 称 | | 承継前 | |
| | 工場又は事業所 | | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
 3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。
 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 5 「地位の承継に係る工場又は事業所」 地位の承継に係る工場又は事業所を全て記載すること。
 6 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 7 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 注6の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第30（第24条の5関係）（平17文科令3・企3、平16文科令43・添様式第二十七様下、平28文科令8・平30原子技11・令元原子技3・令2電子令21・一部改）

| | | | |
|---|-------|-------|-------------------------|
| 整理番号(注) | | | |
| 高濃度物埋設に係る許可高濃度業者の相続の届 年 月 日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の3第2項の規定により、高濃度物埋設に係る許可高濃度業者の相続を届け出ます。 | | | |
| 被相続人 | 氏 名 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 住 所 | | |
| 相続人 | 氏 名 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 住 所 | | |
| 被相続人の統柄 | | | |
| 地位を承継した高濃度事業所 | 名 称 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 所 在 地 | | |
| 許可証の年月日及び番号 | | | |
| 相続の開始した日 | | 年 月 日 | |

- 注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
 2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第31 (第24条の6関係) (平21文科令03・令改、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | | |
|---|------------------|------------------------------|
| 整理番号 (注1) | | |
| 廃棄物埋設地の譲受けに係る許可申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の4第1項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物堆積地を含む一体としての廃棄物詰替施設等の譲受けに係る許可を申請します。 | | |
| 譲り受けようとする者 | 氏名又は名称 | |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 事務上の連絡先 | 住所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 名称 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 連絡員の氏名 | 所属部課名 () |
| 譲受けの相手方 | 氏名又は名称 | |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 事務上の連絡先 | 住所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 名称 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| | 連絡員の氏名 | 所属部課名 () |

| | | |
|-------------|--|--|
| 廃棄事業所 | 名称 | |
| | 所在地 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () | |
| 譲り受ける施設(注2) | 許可証の年月日及び番号 | |
| | イ 廃棄物埋設地 口 廃棄物詰替施設等の c)の廃棄物埋設地を含む一体としての | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第7中別紙様式イ又はロのうちのそれぞれ該当するもの全てを添えること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。

2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

3 この申請書の正本1通には、第24条の6第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第32(第25条第1項関係) (平21文科令33・企改、平25文科令8・平23原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改訂)

| | | |
|--|----------------------------|---|
| 整理番号(注1) | | |
| 許可使用 届出使用 販賣業 売買業 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第1項の規定により、許可証 を添えて 販賣業 売買業 | | |
| の廃止を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあっては、その代表者の氏名 | | |
| 住所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は 法第4条第1項の届出をした年月日(注2) | | |
| 工場又は 事業所 販賣事業所 売買事業所 (注3) | 名称 | |
| | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 所在在地 | | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 連絡員の氏名(注4) | | |
| 販賣業 売買業 | | 年月日 |
| 販賣業 売買業 | | 用業業業 を廃止した理由 |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「工場又は事業所
販賣事業所
売買事業所」 届出販賣業者又は届出販賣業者にあっては、

事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は販賣事業所について

別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第33(第25条第2項関係) (平24文科令8・全改、平25文科令8・平23原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 整理番号 (注1) | | |
| 許可届出使用者 届出版売業者 死亡 届出賃貸業者 解散、届 許可廃業者 分割 年月日 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第3項の規定により、許可証 許可届出使用者 届出版売業者 の 死亡 届出賃貸業者 解散 許可廃業者 分割 を添えて を届け出ます。 | | |
| 届出をする者 | 氏名又は名称 | |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| | 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 連絡員の氏名 (注2) | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 死亡 解散した者 分割 | 氏名又は名称 | |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| | 住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注3) | | |

| | | |
|--|-----------------|---|
| 工場又は事業所 販賣事業所 賃貸事業所 廃業事業所 (注4) | 名 称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 所在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名 (注5) | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 死 亡 解 散 分 割 | 年月日 | 年月日 |
| 届出者の 死亡 解散 分割 | 届出者との関係 (注6) | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

4 「工場又は事業所
販賣事業所
賃貸事業所
廃業事業所」 届出版売業者又は届出賃貸業者にあつては、

事務上の連絡先を記載することとともに、販売所又は賃貸事業所について別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。

5 「連絡員の氏名」 注2の例により記載すること。

6 「届出者の
死亡
解散
分割
した者との関係」 相続人、清算人等の別を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第34 (第26条第4項関係) (平24文科令8・追加、平25文科令8・平23原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| 整理番号 (注1) | | |
| 許可届出使用者 届出版業者 届出賃貸業者 許可営業者 | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第28条第2項の規定により、別紙のとおり、廃止措置計画を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 郵便番号 () 住所 所 | | 都道府県 電話番号 () |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | | |
| 工場又は事業所 営業事業所等 (注3) | 名 称 | |
| | 郵便番号 () 所在在地 都道府県 電話番号 () | |
| | 連絡員の氏名 (注4) | |
| 取消し、廃止の年月日 死亡、解散、分割 | | 年 月 日 |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、

当該届出番号を併せて記載すること。

3 「工場又は事業所 廃棄事業所等」 届出版業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第35 (第26条第5項及び第26条の2第3項関係) (平24文科令6・追加、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | |
|--|---|
| 整理番号 (注1) | |
| 廃止措置計画変更届 | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第28条第3項の規定により、別紙のとおり、変更後の廃止措置計画を添えて、廃止措置計画の変更を届け出ます。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 郵便番号 () 住所 | 都道府県 電話番号 () |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | |
| 工場又は事業所 路産事業所等 (注3) | 名稱 郵便番号 () 所在地 都道府県 電話番号 () |
| 連絡員の氏名 (注4) | 所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 変更年月日 | 年月日 |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注2)

出をした年月日」 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「工場又は事業所 路産事業所等」 届出版業者又は届出販賣業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 廃止措置計画中変更に係る箇所には、傍線を引くこと。

3 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第36(第26条第6項及び第26条の2第4項関係) (平成24年令6・旧
様式第三十号様式、平成文書令8・平成原字様11・令2原字様2・令2原字様21・一部改正)

| | | |
|--|---|--|
| 整理番号(注1) | | |
| 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第26条第5項の規定により許可の取 消し、使用の廃止等に伴い講じた措置を報告します。 | | |
| 報告をする 者 | 氏名又は名称 | |
| | 法人にあつては、その 代表者の氏名 | |
| 報告をする 者 | 郵便番号() 住 所 郡道府県 電話番号() | |
| | 許可証の年月日及び番号、法第3条 の2第1項の届出をした年月日、法 第3条の3第1項の届出をした年月 日又は法第4条第1項の届出をした 年月日(注3) | |
| 工場又は 事業所 販賣事業所 廃棄事業所 (注3) | 名 称 | |
| | 郵便番号() 所 在 地 郡道府県 電話番号() | |
| 連絡員の氏名(注4) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| | 取消し、廃止の年月日 年月日 | |
| 廃止した放射線施設の名称 | | |
| 取消し、廃止の際に所有する 放射性同位元素の種類及び数量 (注5) | | |
| 放射性同位元素に関する措置 (注6) | | |
| 放射性汚染物に関する措置(注7) | | |

| |
|--------------------------------------|
| 廃止措置中に監督を行った者の氏名 並びに免状の種類及び番号(注8) |
| 被ばく及び健康診断の結果に 関する措置(注9) |

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「工場又は事業所
販賣事業所
廃棄事業所」

は、事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は販賣事業所について別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

5 「取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、認証番号及び台数を記載すること。

6 「放射性同位元素に関する措置」 措置を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。

7 「放射性汚染物に関する措置」 注6の例により記載すること。ただし、表示付認証機器を認証条件に従い使用したため、放射性同位元素によって汚染された物が発生していないと考えられる場合には、その旨を記載すること。

8 「廃止措置中に監督を行った者の氏名並びに免状の種類及び番号」 免状の種類については、第1種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状(一般)、第2種放射線取扱主任者免状(放射性同位元素装備機器名)若しくは第3種放射線取扱主任者免状の別又は医師、歯科医師若しくは薬剤師の別を記載し、免状の番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許番号を記載すること。また、第26条第1項番号6号口に該当する場合にあつては、その者の有する知識及び経験について記載すること。なお、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。

9 「被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置」引渡しを行つた年月日及び引渡し先を記載すること。なお、販売廃止等業者、賃貸廃止等業者又は表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、1通とすること。

3 この報告書には、第66条第6項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、第66条の2第4項に規定する書類を添えること。

別記様式第37 (第26条の2第1項及び第2項関係) (平24文科令8・平改・旧様式第三十四段下、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| 整理番号 (注1) | |
|---|--|
| 表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (注2) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第1項及び第28条第2項の規定により表示付認証機器の使用の廃止及び廃止措置計画を届け出ます。 | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 郵便番号 () 住 所 郡道 府県 電話番号 () | |
| 法第3条の3第1項の届出をした年 月日 (注3) 年 月 日 | |
| 工場又は 事業所 | 名 称 郵便番号 () 所 在 地 郡道 府県 電話番号 () |
| | 連絡員の氏名 (注4) 所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 使用を廃止した表示付認証機器の認 証番号、名称及び台数 認 証 番 号 名 称 台 数 | |
| 使 用 廃 止 年 月 日 年 月 日 | |
| 使 用 を 廃 止 し た 理 由 | |
| 廃 止 措 置 計 画 (注5) | |

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。

3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項

の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

5 「廃止措置計画」 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法及び計画期間を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第38（第26条の2第1項及び第2項関係）（平24文科令8・通付、平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正）

| 整理番号（注1） | |
|--|---|
| 表示付認証機器届出使用者 死解 新規 分類 及び廃止措置計画届 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第3項及び第28条第2項の規定により、表示付認証機器届出使用者の 新規 分類 及び廃止措置計画を届け出ます。 | |
| 届出をする者 | 氏名又は名称 |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 |
| | 郵便番号（都道府県） 住所 電話番号（） |
| 連絡員の氏名（注2） | 所属部課名（） 電話番号（） FAX番号（） メールアドレス（） |
| 廃止 新規した者 分離 | 氏名又は名称 |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 |
| | 郵便番号（都道府県） 住所 電話番号（） |
| 法第3条の3第1項の届出をした年月日（注3） | |
| 工場又は事業所 | 名称 |
| | 所在地 郵便番号（都道府県） 電話番号（） 所属部課名（） |

| | | |
|--------------|-------------|-----------------------------------|
| | 連絡員の氏名(注4) | 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 死解 分割 | 年月日 | 年月日 |
| 届出者の死亡 解散 分割 | した者との関係(注5) | |
| 廃止措置 | 計画(注6) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 4 「連絡員の氏名」 注2の例により記載すること。
 5 「届出者の死亡 解散 分割 した者との関係」 相続人、清算人等の別を記載すること。
 6 「廃止措置計画」 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法及び計画期間を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第39(第29条の3関係)(平24文科令6・追加、平25文科令6・平30原子令11・令元原子規3・令2原子規31・一般改正)

| 濃度確認申請書 | |
|--|---|
| 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿(注3) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の3第1項の規定により濃度確認を申請します。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日(注1) 法第4条第1項の届出をした年月日(注2) | |
| 工場又は所 在地 事業場等 (注5) | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 連絡員の氏名(注6) 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称 | |
| 濃度確認対象物の種類及び 総重量 | 種類(注7) 総重量 |
| 濃度確認対象物に含まれる 放射能濃度の測定及 | 濃度確認対象物の種類(注7) 評価単位の重量 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果 (注8) | 評価に用いた方法 |
| | 核種 |
| | 放射能濃度(注9) |
| | 割合(注10) |
| | 割合の和 |
| | 濃度確認対象物の保管場所及び保管方法 |
| | 濃度確認希望年月日 年月日 |
| 手数料の納付方法 (注11) | (原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (登録濃度確認機関に申請する場合) ハ 登録濃度確認機関の定める方法による納付 |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 削除

3 「原子力規制委員会」 登録濃度確認機関に申請する場合は登録濃度確認機関の長宛てとすること。

4 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

5 「工場又は事業所」 届出販売業者又は届出販賣業者にあっては、事務上の通称先について記載すること。

6 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

7 「種類」 放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの区分を記載すること。

8 「濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果」 評価単位ごとに記載すること。

9 「放射能濃度」 単位としては、ペクル每グラムを用いること。

10 「割合」 評価対象放射性同位元素の放射能濃度の当該評価対象放射性同位元素について原子力規制委員会の定める放射能濃度に対する割合を記載すること。

11 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知

書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、収入微收官原子力規制委員会原子力規制府長官官房審査官が付する納入告知書の指示に従うこと。登録濃度確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込式とすること。

2 この申請書の提出部数は、原子力規制委員会に申請する場合にあつては正本及び副本各1通と、登録濃度確認機関に申請する場合にあつては正本1通及び副本2通とすること。

3 この申請書には、第9条の3第1項に規定する書類を添えること。

別記様式第40 (第29条の6関係) (平成文書令8・追加、平成文書令8・平成原子規1・平成原子規11・令元原子規8・令2原子規11・一般改正)

| | |
|--|---------------------------------------|
| 整理番号 (注1) | |
| 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書 | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の3第2項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を申請します。 | |
| 氏名又は名称 | 法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 住所 | 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | |
| 工場又は事業所所在地 (注3) | 名称 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () |
| 連絡員の氏名 (注4) | 所属部署名 () FAX番号 () メールアドレス () |
| 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称 | |
| 濃度確認対象物の種類 (注5) | |
| 評価単位 (注6) | |
| 評価対象放射性同位元素の種類 (注7) | |
| 放射能濃度を決定する方法 (注8) | |

| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 放射線測定装置の種類及び測定条件 (注9) | |
| 濃度確認対象物への異物の混入等の防止措置 (注10) | |
| 手数料の納付方法 | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (注11) |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所」 届出販売業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「濃度確認対象物の種類」 放射性同位元素によって汚染された物又は放射性物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの区分を記載すること。
- 6 「評価単位」 放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮して設定した重量について、濃度確認対象物の種類ごとに記載すること。
- 7 「評価対象放射性同位元素の種類」 評価単位に含まれる放射性同位元素のうち、放射線量を評価する上で重要なものについて、濃度確認対象物の種類ごとに核種を記載すること。
- 8 「放射能濃度を決定する方法」 放射能濃度の決定方法について、濃度確認対象物の種類及び核種ごとに記載すること。
- 9 「放射線測定装置の種類及び測定条件」 濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等を踏まえて選択した放射線測定装置及び法第9条の2に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるよう規定した測定条件について、濃度確認対象物の種類及び核種ごとに記載すること。
- 10 「濃度確認対象物への異物の混入等の防止措置」 濃度確認対象物への異物の混入及び放射性同位元素による汚染を防止するための措置(保管の方法及び場所を含む。)について、濃度確認対象物の種類ごとに核種を記載すること。

11 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、鹿入徵収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審査官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。
3 この申請書には、第29条の6第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第41 (第31条関係) (平21文科令83・企政、平25文科令8・旧様式第三十六様下、平25文科令8・平20原字模11・令元原字模3・令2原字模21・一部改正)

| 整理番号 (注1) | |
|--|--|
| 放射線取扱主任者 選任届 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第2項の規定により放射線取扱主任者の選任届を届け出ます。 | |
| 氏名又は名稱 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () | |
| 住所 | |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日 (注2) 法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | |
| 名 称 | |
| 郵便番号 () 都道府県 電話番号 () | |
| 工場又は事業所 営業事業所等 (注3) | |
| 所在地 | |
| 所属部署名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス () | |
| 連絡員の氏名 (注4) | |
| 使用 販売業 賃貸業 開業 開始 | |
| 運び入れ 年月日 (注5) | |
| 年月日 | |
| 被選任者の氏名 年齢 選任年月日 職務上の地位 免状の種類及び番号 (注6) | |
| 歳 年月日 | |
| 被解任者の氏名 解任年月日 選任年月日 解任理由 | |
| 年月日 年月日 | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所 廃棄事業所等」 届出販売業者又は届出販賣業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「使用 用 飛び入れ 設置 年月日 放射性同位元素を使用施設若しくは貯蔵施設に飛び入れ、放射線発生装置を使用施設に設置し、又は放射性同位元素の販売の業若しくは販賣の業若しくは放射性同位元素等の商業の業を開始する年月日を記載すること。
- 6 「免状の種類及び番号」 種類については、第1種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状、第3種放射線取扱主任者免状(一般)、第2種放射線取扱主任者免状(放射性同位元素装備機器名)若しくは第3種放射線取扱主任者免状の別又は医師、歯科医師若しくは薬剤師の別を記載し、番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許証番号を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第42（第33条関係）（平21文科令33・令改、平22文科令6・旧様式第三十七様下、平23文科令8・平20原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正）
(第33条関係)

| 整理番号（注1） | | |
|--|-------|---|
| 放射線取扱主任者の代理者 選任届 解任 | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第37条第3項の規定により放射線取扱主任者の代理者の代理者 選任解任を届け出ます。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日(注2) | | |
| 工場又は事業所 廃棄事業所等 (注3) | 名 称 | |
| | 所在在地 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 連絡員の氏名(注4) | | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 放射線取扱主任者の氏名 | 選任年月日 | 職務を行うことができなくなつた年月日又はその期間 |
| | 年 月 日 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 被選任者の氏名 | 年 齢 | 選任年月日 職務上の地位 免状の種類及び番号(注5) |

| | | | |
|---------|-------|-------|------|
| 被解任者の氏名 | 歳 | 年月日 | |
| | 解任年月日 | 選任年月日 | 解任理由 |
| | 年月日 | 年月日 | |

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「工場又は事業所」届出販売業者又は届出販賣業者にあっては、事務上の連絡先について記載すること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

5 「免状の種類及び番号」種類については、第1種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状(放射性同位元素装備機器名)若しくは第3種放射線取扱主任者免状の別又は医師、歯科医師若しくは薬剤師の別を記載し、番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許証番号を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出要1通とすること。

別記様式第43 (第355条関係) (平24文科令6・令改・旧様式第355条下、平25文科令6・平30原字模11・令元原字模3・令2原字模21一部改正)

| | | |
|-----------------|---|---|
| ※整理番号 | ※受講番号 | |
| 放射線取扱主任者試験受験申込書 | | |
| 1 試験区分 | <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 | |
| 2 受験希望地 | | |
| 3 氏名 | (ありがな) | |
| 4 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | |
| 5 生年月日 | 年月日(歳) | |
| 6 本籍地(注2) | 都道府県 | |
| 7 現住所 | 郵便番号(都道府県) 電話番号() | |
| 8 最終学歴 | 学校名 学科名 | 1 大学院 2 大学 3 短大 4 高等専門学校(5年制) 5 旧制専門学校(3年制) 6 高等学校又は旧制中学校 7 専修学校 8 その他() 1 葉学 2 医学 3 理学(物理系) 4 理学(化学系) 5 理学(生物系) 6 理学(その他) 7 農学 8 工学(物理系) 9 工学(化学系) 10 工学(その他) 11 医療技術専門学科 12 その他() 年月(1卒業 2卒業見込 3修了 4修了見込 5中退) |
| 9 勤務先 | 名称(部・課名まで) | 所在地 郵便番号(都道府県) 電話番号() |

| | |
|------------------|--|
| 10 賞罰 | 年月日 |
| 原子力規制委員会 殿 (注3) | |
| 氏名 | |
| 手数料の納付方法 (注4) | (原子力規制委員会に申請する場合) ○ 収入印紙による納付 □ 納入告知書による納付 (登録試験機関に申請する場合) △ 登録試験機関の定める方法による納付 |

- 注 1 刪除
 2 「6 本籍地」 受験申込者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。
 3 「原子力規制委員会」 登録試験機関に申請する場合は登録試験機関の長宛てとすること。
 4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徵收官原子力規制委員会原子力規制府長官官房参考官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録試験機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録試験機関の試験業務規程に定めることによる料金を当該登録試験機関に納付すること。
 備考1 ※印欄には記載しないこと。
 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第44 (第35条の2関係) (平21文科令3・企3、平24文科令6・添修式第三十九條
下、平28文科令8・平30原子令11・令元原子規3・一部改正)

| | |
|---|------|
| 第号 | 年月日生 |
| 放射線取扱主任者試験合格証 | 氏名 |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第一項の規定により 年月 に実施した第種放射線取扱主任者免状に係る試験に合格したことを証する。 | |
| 原子力規制委員会 | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第45(第35条の3関係)(平21文科令83・企3、平16文科令43・旧様式第三十八條下、平24文科令8・旧様式第41条下、平25文科令8・平30原子規11・帝元原子規3・一部改正)

| | | |
|--|--|-----------------|
| 整理番号(注1) | | |
| 放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 氏名 | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第35条の3第1項の規定により放射線取扱主任者試験合格証の再交付を申請します。 | | |
| (ふりがな) 氏名 | | |
| 生年月日 | | 年月日(歳) |
| 本籍(注2) | | 都道府県 |
| 現住所 | | 郵便番号() 都道府県 |
| 電話番号() | | |
| 合格証の交付年月日及び番号 | | |
| 再交付を受けようとする理由 | | |

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「本籍」 申請者が外国人の場合にあっては、国名を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 合格証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた合格証を添えること。

別記様式第46(第35条の5関係)(平17文科令8・企3、平16文科令43・旧様式第三十八條下、平24文科令8・旧様式第41条下、平25文科令8・平30原子規11・帝元原子規3・令2原子規21・一部改正)

| | | |
|--|--|--|
| 整理番号(注1) | | |
| 放射線取扱主任者講習受講申込書 ※受講番号 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 年月日 | | |
| 1 講習区分 <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 | | |
| 2 有する放射線取扱主任者試験合格証の番号 | | |
| 3 氏名 | | |
| 4 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | | |
| 5 生年月日 年月日(歳) | | |
| 6 現住所 郵便番号() 都道府県 | | |
| 電話番号() | | |
| 原稿料の納付方法 (注4) (原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 送金による納付 (登録資格講習機関に申請する場合) ハ 登録資格講習機関の定める方法による納付 | | |

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 刪除

3 「原子力規制委員会」 登録資格講習機関に申請する場合は登録資格講習機関の長宛てとすること。

4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入

告知書により納付する場合は、□を○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参考事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
登録資格講習機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録資格講習機関の資格講習業務規程に定めるところによる料金を当該登録資格講習機関に納付すること。

- 備考 1 ※印欄には記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第47
(第35条の6関係)

別記様式第47 (第35条の6関係) (平21文科令6・企改、平24文科令6・沿従式第47十二経下、平28文科令8・平30原予技11・令元原子技3・一部改正)

| | |
|---|---------------|
| 第号 | 放射線取扱主任者講習修了証 |
| 氏名 | 年月日生 |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第一項の規定により年月に実施した第一種放射線取扱主任者免状による資格講習を修了したことを証する。 | |
| 年月日 | 原子力規制委員会 |
| | 登録資格講習機関の長 |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第48(第35条の7関係) (平21文科令63・企改、平24文科令6・旧様式第44条下、平28文科令8・平30原子規11・令元原子規3・一部改正)

| | |
|--|----------------------------|
| 整理番号(注1) | |
| 放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 (注2) 氏名 | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第35条の7第1項の規定により放射線取扱主任者講習修了証の再交付を申請します。 | |
| (ふりがな) 氏名 | |
| 生年月日 | 年月日(歳) |
| 本籍(注3) | 都道府県 |
| 現住所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 修了証の交付年月日及び番号 | |
| 再交付を受けようとする理由 | |

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「原子力規制委員会」 登録資格講習機関に申請する場合は登録資格講習機関の長宛てとすること。

3 「本籍」 申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 修了証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた修了証を添えること。

別記様式第49(第36条関係) (平21文科令63・企改、平24文科令6・旧様式第44条下、平28文科令8・平30原子規11・令元原子規3・一部改正)

| | |
|---|----------------------------|
| 第号 | 第種放射線取扱主任者免状 氏名 年月日生 |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の規定により第種放射線取扱主任者免状を交付する。 年月日 | |
| 原子力規制委員会 印 | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第50 (第36条の2関係) (平21文科令6・企改、平24文科令6・企改第45回
下、平24文科令27、平28文科令8・平30原子能11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | |
|--|-------------------|
| 整理番号 (注1) | |
| 第1種 第2種 放射線取扱主任者免状交付申請書 第3種 | |
| 年 月 日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏名 | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「法」という。)第35条第2項、第3項又は第4項の規定により、 第1種 第2種 放射線取扱主任者免状の交付を申請します。なお、次に掲げる者には該当していません。 (1) 法第35条第6項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して1年を経過していない者 (2) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受ける事がなくなつた日から起算して2年を経過していない者 | |
| (ふりがな) 名 | |
| 姓 | 生 年 月 日 年 月 日 (歳) |
| 本籍 (注2) | |
| 郵便番号 () 現住所 郡道 府県 電話番号 () | |
| 住民票コード | |
| 合格した試験 第1種 放射線取扱主任者免状による試験合格証番号 | |
| 修了した講習 第1種 放射線取扱主任者免状による講習修了証番号 第2種 第3種 | |

| | |
|----------|--|
| 手数料の納付方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 収入印紙による納付 <input type="checkbox"/> 納入告知書による納付 |
| (注3) | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「本籍」 申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。
 3 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、産業省原子力規制委員会原子力規制制度官官房事務官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 住民票コードを記載することに代えて、住民票の写しを添付することができる。

別記様式第51 (第37条関係) (平21文科令33・令改、平25文科令8・旧様式第46号下、平24文科令27・平25文科令8・平30原子令11・令元原子令3・一部改正)

| | | |
|--|--|----------------------------|
| 整理番号(注1) | | |
| 第1種 放射線取扱主任者免状訂正申請書 第2種 第3種 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第37条の規定により、免状を添えて、 第1種 第2種 放射線取扱主任者免状の訂正を申請します。 第3種 | | |
| (ふりがな)名 | | |
| 生年月日 | | 年月日(歳) |
| 本籍(注2) | | 都道府県 |
| 現住所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 住民票コード | | |
| 免状の交付年月日及び番号 | | |
| 変更内容 | | 変更前 変更後 |
| 変更の年月日 | | 年月日 |
| 変更の理由 | | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「本籍」 申請者が外国人の場合にあっては、国名を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 住民票コードを記載することに代えて、住民票の写しを添付することができる。

別記様式第52 (第38条関係) (平21文科令33・令改、平25文科令8・旧様式第47号下、平24文科令8・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 整理番号(注1) | | |
| 第1種 放射線取扱主任者免状再交付申請書 第2種 第3種 | | |
| 年月日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第38条の規定により 第1種 第2種 第3種 | | |
| 放射線取扱主任者免状の再交付を申請します。 | | |
| (ふりがな)名 | | |
| 生年月日 | | 年月日(歳) |
| 本籍(注2) | | 都道府県 |
| 現住所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 住民票コード | | |
| 免状の交付年月日及び番号 | | |
| 再交付を受けようとする理由 | | |
| 手数料の納付方法 | | イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (注3) |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「本籍」 申請者が外国人の場合にあっては、国名を記載すること。

3 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徵収官原子力規制委員会原子力規制課長官官房参考官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 免状を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた免状を添えること。

別記様式第53 (第38条の2関係) (平17文科令06・企改、平18文科令43・旧様式第45五修正、平24文科令8・旧様式第48修正、平25文科令8・平30原子規11・令元原子規3・一部改正)

| | | |
|--|------------------|----------|
| 第 号 | 放射線取扱主任者に係る研修修了証 | |
| 氏 名 | 年 月 日生 | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の3第1項の規定により 年 月に実施した研修を修了したことを証する。 | | |
| 年 月 日 | | 原子力規制委員会 |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第53の2 (第38条の6関係) (平30原子規11・追加、令元原子規3・令3原子規21
・一部改正)

| | | | |
|--|------------------------------------|-------------|-------------|
| 整理番号(注1) | 遞 任 | 届 解 任 | 年 月 日 |
| 特定放射性同位元素防護管理者 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の2第2項の規定により特定 放射性同位元素防護管理者の ^{届け出} を届け出ます。 递任 解任 | | | |
| 氏名又は名称 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住 所 | 郵便番号() | 都道府県 | 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日 (注2) | | | |
| 工場又は事業所 営業事業所 | 名 称 | 郵便番号() | 都道府県 |
| 所在 地 | | | |
| 連絡員の氏名 (注3) | 所属部署名() FAX番号() メールアドレス() | | |
| 特定放射性同位元素の取扱いの開始年 月日(注4) | | | |
| 被 遣 任 者 の 氏 名 | 年 齢 | 選任年月日 | 職務上の地位 |
| | 成 年 | 月 日 | |
| 被 解 任 者 の 氏 名 | 解任年月日 | 選任年月日 | 解任理由 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」

法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」 特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄（廃棄物埋設を除く。）を開始する日のうち、最も早い日を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票2通とすること。

別記様式第53の3(第38条の8関係) (平成30原子規11・追加、令元原子規3・令3原子規21
一部改正)

| 整理番号(注1) | |
|---|---|
| 選任 届解任 年月日 | |
| 特定放射性同位元素防護管理者の代理者 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第38条の3において準用する同法第37条第3項の規定により、特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任を届け出ます。 | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあっては、その代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日(注2) | |
| 工場又は事業所 営業事業所 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 連絡員の氏名 (注3) | 所属部署名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 特定放射性同位元素防護管理者の氏名 | 選任年月日 職務を行うことができなくなつた年月日又はその期間 理由 |
| | 年月日 年月日から 年月日まで |
| 被選任者の氏名 | 年齢 選任年月日 職務上の地位 歳 年月日 |

| 被解任者の氏名 | 解任年月日 | 選任年月日 | 解任理由 |
|---------|-------|-------|------|
| 年月日 | 年月日 | | |

注 1 「監理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号又は法律第3条の2第1項の届出をした年月日」 法律第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第53の4 (第38条の9関係) (平成原子規11・追加、令元原子規3・一部改正)

| | |
|---|------------------------|
| 第 号 | 特定放射性同位元素防護管理者による研修修了証 |
| 氏 名 | 年 月 日生 |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第38条の3において準用する同法第36条の3第1項の規定により 年 月に実施した研修を修了したことを証する。 | |
| 年 月 日 | 原子力規制委員会 Ⓡ |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第54 (第39条第1項関係) (平21文科令33・令改、平24文科令8・旧様式第4十九
録下・一部改正、平22文科令8・平23原子令1・平23原子令11・令元原子令3・令2原子令21
・一部改正)

| | |
|---|---|
| 整理番号(注1) | |
| 放射線施設の廃止に伴う措置の報告書 | |
| 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 | |
| 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39 条第1項の規定により、放射線施設の廃止に伴い講じた措置を報告します。 | |
| 報告をする 者 | 氏名又は名稱 |
| | 法人にあつては、その 代表者の氏名 |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 許可証の年月日及び番号又は法第3 条の2第1項の届出した年月日 (注2) |
| 工場又は 事業所 営業事業所 | 名 称 |
| | 所在 地 |
| 連絡員の氏名(注3) | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| | 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |
| 廃止した放射線施設の名称 | |
| 廃止の年月日 | 年月日 |
| 廃止に係る許可の中止又は届出をした際に、当該放射線施設に保管して いた放射性同位元素の種類及び数量 | |

| |
|-------------------|
| 放射性同位元素に関する措置(注4) |
| 放射性汚染物に関する措置(注5) |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出した年
月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある
場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可
能な範囲で記載すること。

4 「放射性同位元素に関する措置」 措置を講じた年月日、場所、方
法等を記載すること。

5 「放射性汚染物に関する措置」 注4の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書の提出部数は、1通とすること。

別記様式第55(第39条第2項関係)(平21文科令33・全改、平24文科令8・旧様式第五十緒下一部改正、平25文科令8・平30原子令1・平30原子令11・令元原子令3・令2原子令21・一部改正)

1 放射線管理狀況報告書（許可届出使用者）

| 整理番号(注1) | | | |
|---|--|---|-----|
| 年度 放射線管理状況報告書(許可届出使用者) 年月日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。 | | | |
| 氏名又は名称 | | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住所 | | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日(注2) | | | |
| 工場又は事業所 | 名称 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() | |
| | 所在地 | 所属部課名() 連絡員の氏名(注3) 電話番号() FAX番号() メールアドレス() | |
| 実施回数 | 直近の実施年月日 | | 年月日 |
| 1. 施設等の点検の実施状況 | 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは記載する予定のときは、その内容(注4) | | |
| 種類(注6) | | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「連絡の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 4 「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」 様式中に書ききれないときは、「(別紙のとおり)」と記載し、別紙に記載すること。
- 5 「2. 密封されていない放射性同位元素の保管の状況」 注4の例により記載すること。
- 6 「種類」 許可証に放射性同位元素の番号が記載されているものにあつては、当該番号を併せて記載すること。
- 7 「期首在庫」 前年度の期末における保管数量を記載すること。
- 8 「受入等数量」 期中において受け入れた数量及び製造した数量の合計を記載すること。
- 9 「払出等数量」 期中において払い出した数量及び使用した数量の合計を記載すること。なお、期中において減衰補正を行った場合には、減衰補正により減少した数量を加えること。
- 10 「期末在庫」 期末における保管数量を記載すること。
- 11 「3. 密封された放射性同位元素の保管の状況」 注4の例により記載すること。
- 12 「種類及び数量」 許可使用者にあつては、注6の例により記載すること。
- 13 「期首在庫」 注7の例により記載すること。
- 14 「受入等個数」 注8の例により記載すること。
- 15 「払出等個数」 期中において払い出した個数、廃棄した個数その他保管を終了した個数の合計を記載すること。
- 16 「数量の変更により増減した個数」 減衰補正のため数量を変更する申請又は届出を行った場合には、変更前の数量の欄に当該数量でなくなった個数を負の値で、変更後の数量の欄に当該数量となつた個数を正の値でそれぞれ記載すること。
- 17 「期末在庫」 注10の例により記載すること。
- 18 「種類及び数量」 期末において保管施設設備に保管施設されている合計数量について、放射性汚染物の種類ごとに、欄中に記載された

- 単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。
- 19 「7. 女子の放射線業務従事者の実効線量分布」 5. 放射線業務従事者数、6. 個人実効線量分布の人数の内数とする。
- 20 「女子の放射線業務従事者数」 妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない者を許可届出使用者に申し出た者を除く。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第40条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第30条第2項関係）
2 放射線管理状況報告書（届出版売業者）

| | | | |
|---|----------------------------|---|--|
| 整理番号（注1） | | | |
| 年度 放射線管理状況報告書（届出版売業者） 年 月 日 | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。 | | | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| 住所 | | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | |
| 法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) | | 年 月 日 | |
| 事務上の連絡先 | 名 称 | 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | |
| | 所 在 地 | 所属部署名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） | |
| 1. 密封されていない放射性同位元素の販売等の状況 (注4) | 種類 期首における保管委託数量 (注5) | | |
| | 譲り受けた数量 (注6) | | |
| | 販売数量 (注7) | | |
| | 譲り渡した数量 (注8) | | |

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------|--|--|
| 2. 密封された放射性同位元素の販売等の状況 (注10) | 期末における保管委託数量 (注9) | | |
| | 種類及び数量 (注11) | | |
| | 期首における保管委託個数 (注12) | | |
| | 譲り受けた個数 (注13) | | |
| | 販売個数 (注14) | | |
| | 譲り渡した個数 (注15) | | |
| 期末における保管委託個数 (注16) | | | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「法第4条第1項の届出をした年月日」 法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
 3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
 4 「1. 密封されていない放射性同位元素の販売等の状況」 全ての販売所の合計を記載すること。様式中に書ききれないときは、「(別紙のとおり)」と記載し、別紙に記載すること。
 5 「期首における保管委託数量」 前年度の期末において保管を委託している数量を記載すること。
 6 「譲り受けた数量」 期中において譲り受けた数量(輸入、購入、販売した放射性同位元素の引取り等)、回収した数量及び賃借した数量の合計を記載すること。
 7 「販売数量」 期中において販売した数量を記載すること。
 8 「譲り渡した数量」 期中において譲り渡した数量(輸出、購入元への引渡し等。ただし、販売したものexcluding)、返却した数量及び賃貸した数量の合計を記載すること。
 9 「期末における保管委託数量」 期末において現に保管を委託している数量を記載すること。
 10 「2. 密封された放射性同位元素の販売等の状況」 注4の例により記載すること。
 11 「種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号を記載すること。

- 12 「期首における保管委託個数」 注5の例により記載すること。
 13 「譲り受けた個数」 注6の例により記載すること。
 14 「販売個数」 注7の例により記載すること。
 15 「譲り渡した個数」 注8の例により記載すること。
 16 「期末における保管委託個数」 注9の例により記載すること。
 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第39条第2項関係）
 3 放射線管理状況報告書（届出販賣業者）

| | | | | |
|---|--|-----------------|--------------|-----------------|
| 郵便番号（注1） | | | | |
| 年度 放射線管理状況報告書（届出販賣業者） 年 月 日 | | | | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。 | | | | |
| 氏名又は名称 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | | |
| 郵便番号（ ） 都道府県 住 所 電話番号（ ） | | | | |
| 法第4条第1項の届出をした年月日 (注2) 年 月 日 | | | | |
| 事務上の連絡先 | 名 称 | | | |
| | 郵便番号（ ） 都道府県 所 在 地 電話番号（ ） | | | |
| | 所属部課名（ ） 連絡員の氏名（注3） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ） | | | |
| | 種類 期首における保管委託 数量（注5） | | | |
| 1. 密封されていない放射性 同位元素等の貯蔵等 の状況 (注4) | | 譲り受けた数量 (注6) | 貯 貯 数 量 (注7) | () () () () |
| | | 譲り渡した数量 (注8) | | |

| | | | | |
|---|---------------------------|-----|-----|-----|
| | 期末における保管委託 数量 (注9) | | | |
| | 種類及び数量 (注11) | | | |
| | 期首における保管委託 個数 | | | |
| 2. 密封さ れた放射 性同位元 素の貯蔵 等の状況 (注10) | 譲り受けた個数 (注13) | | | |
| | 貯 貨 個 数 (注14) | () | () | () |
| | 譲り渡した個数 (注15) | | | |
| | 期末における保管委託 個数 (注16) | | | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「法第4条第1項の届出をした年月日」 法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「1. 密封されていない放射性同位元素の貯蔵等の状況」 全ての貯蔵事業所の合計を記載すること。株式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載すること。

5 「期首における保管委託数量」 前年度の期末において保管を委託している数量を記載すること。

6 「譲り受けた数量」 期中において譲り受けた数量（輸入、購入等）、貸し付けていた放射性同位元素を回収した数量及び賃借した数量の合計を記載すること。

7 「貯蔵数量」 期中ににおいて貯蔵した数量を記載し、期末において現に貯蔵している数量を括弧内に記載すること。

8 「譲り渡した数量」 期中において譲り渡した数量（輸出、購入元への引渡し等）及び返還した数量の合計を記載すること。

9 「期末における保管委託数量」 期末において現に保管を委託している数量を記載すること。

10 「2. 密封された放射性同位元素の貯蔵等の状況」 注4の例により記載すること。

11 「種類及び数量」 表示灯認証機器については、認証番号を記載す

ること。

12 「期首における保管委託個数」 注5の例により記載すること。

13 「譲り受けた個数」 注6の例により記載すること。

14 「貯蔵個数」 注7の例により記載すること。

15 「譲り渡した個数」 注8の例により記載すること。

16 「期末における保管委託個数」 注9の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第30条第2項関係）
4 放射線管理状況報告書（許可廃棄業者）

| | | |
|---|--|--|
| 整理番号（注1） | | |
| 年度 放射線管理状況報告書（許可廃棄業者） | | |
| 年 月 日 | | |
| 原子力規制委員会 殿 | | |
| 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |
| 住 所 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | | |
| 許可証の年月日及び番号 | | |
| 廃棄事業所 | 名 称 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | |
| | 所 在 地 郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） | |
| | 連絡員の氏名（注2） 所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　） | |
| | 実施回数 | |
| 1. 施設等の点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容（注3） | | |

| 種類 | 受入数量 | 本 本 本 本 本 本 本 本 本 | 非活性物質 | 可燃物質 | 不燃物質 | 無機物質 | 有機物質 | 動物 | 植物 | 液体 | ガス | その他 |
|----------------------------|---------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 2. 放射性同位元素等の廃棄の状況（注4） | 1年間の総量（mSv） | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも | 5を超えるも |
| | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 |
| | 放射線業務従事者数（人） | | | | | | | | | | | |
| 4. 個人実効線量分布 | 女子の放射線業務従事者数（人）（注7） | | | | | | | | | | | |
| 5. 女子の放射線業務従事者数の実効線量分布（注6） | 3月間の総量（mSv） | 1以下 | 1を超えるも | 2以下 | 2を超えるも | 5以下 | 5を超えるもの | | | | | |
| | 第一・四半期 | | | | | | | | | | | |
| | 第二・四半期 | | | | | | | | | | | |
| | 第三・四半期 | | | | | | | | | | | |
| | 第四・四半期 | | | | | | | | | | | |

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」 様式中に書ききれないときは、「（詳細については別紙のとおり）」と記載し、別紙に記載すること。

4 「2. 放射性同位元素等の廃棄の状況」 注3の例により記載すること。数量については、放射性汚染物の種類ごとに、欄中に記載された単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。

5 「保管数量」 期末において廃棄物貯蔵施設及び保管商業設備に保管されている本数を記載すること。

- 6 「5. 女子の放射線業務従事者の実効線量分布」 3. 放射線業務従事者数、4. 個人実効線量分布の人数の内数とする。
 7 「女子の放射線業務従事者数」 妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を許可産業業者に申し出た者を除く。
 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第42条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第56
(第41条関係)

別記様式第56 (第41条関係) (平24文科令6・企改・旧様式第50回様下、平25文科令6・平30原子様1・令元原子様3・一部改正、平30原子様11・旧様式第59回様上・一部改正)

表

| | | |
|--|---|--|
| 第 号 放射線検査官身分証明書 氏 名 生年月日 上記の者は、放射線検査官であることを証明する。 年 月 日交付 原子力規制委員会 団 |  写 真 |  印 |
|--|---|--|

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。

表

放射性同位元素等の規制に関する法律(抄)

第43条の2 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第3項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警務部員)に、許可届出使用者(表示灯設置機器届出者を含む)、届出販賣業者、届出販賣業者(輸入業者を含む)のうちのものに限り、運送するための場所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その車の帳簿、書類その他必要な物を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

2 (略)
3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四、第43条の2第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十八、第43条の2第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第2項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

別記様式第57（第41条関係）（平24文科令6・全改・旧様式第五十五録下、平25文科令6・全元原字模3・一部改正、平30原字模11・旧様式第六十録上、一部改正）
（第41条関係）

表

| | |
|--|--|
| 第 号 立入検査職員身分証明書 職 名 氏 名 生年月日 <small>上記の者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</small> 年 月 日 交付 原子力規制委員会 団 |  写 真 印 |
|--|--|

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

表

| | |
|--|--|
| 放射性同位元素等の規制に関する法律（抄） | |
| 第43条の2（第1項略） | |
| 2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び取扱いのほか、前項の規定による立入検査の際の必要な取扱いのため、その職員は、執拗に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な書類の閲覧において、放射性同位元素その他の必要な試料を収めさせることができる。 | |
| 3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 | |
| 4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 | |
| 第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 | |
| 十八 第43条の2第1項（同項に規定する運搬を委託された者）に係る部分（限る。）又は第2項の規定による立入り、検査若しくは取扱いを拒み、妨げ、苦しみを忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った者 | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

別記様式第58（第42条第1項関係）（平成文書令33・追加、平成文書令8・旧様式第五十六
録下、平成文書令8・令改原令3・一部改正、平成原令11・旧様式第六十一録上・一部改
正、令改原令31・一部改正）

| 電磁的記録媒体提出要 | |
|--|--|
| 年月日 | |
| 原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) | |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律（又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則）第43条の2第1項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のことより提出いたします。 | |
| 本項に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。 1 電磁的記録媒体に記録された事項（注1） 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類（注2） | |
| 氏名又は名称 | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 住 所 | 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日(注3) | |
| 工場又は事業所 販売所 貯蔵事業所 商業事業所 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() |
| 所 在 地 | |
| 事務上の連絡先 | 名 称 郵便番号() 都道府県 電話番号() 所属部課名() 電話番号() FAX番号() メールアドレス() |

注 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」 電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録

別表第一（第十四条の七—第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）

| 区分 | 標識 | 大きさ | 所 |
|---|---|---|---|
| 放射性同位元素又は放射線發生装置の使用をする室（第十一条第一項第九号） | 日本産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の十センチメートル以上とすること。 （以下「放射能標識」という。）による放射能標識 | 放射能標識は、半径又は放射線發生装置の使用をする室の出入口又はその附近に上とすること。 | 放射性同位元素装置の使用をする室の出入口又はその附近に上とすること。 |
| 放射性同位元素等の詰替えをする室（第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号） | 日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による放射能標識 | （以下「放射能標識」という。）の上部に「放射性同位元素使用室」の文字を記入すること。 | （以下「放射性同位元素使用室」の文字を記入すること。 |
| 放射性同位元素等の詰替えをする室（第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号） | 日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による放射能標識 | （以下「放射能標識」という。）の上部に「放射性同位元素使用室」の文字を記入すること。 | （以下「放射能標識」という。）の上部に「放射性同位元素使用室」の文字を記入すること。 |
| 廃棄施設に備える容器（第十一条第一項第十号） | 放射能標識の上部に「廃棄作業室」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「廃棄作業室」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「廃棄作業室」の文字を記入すること。 |
| 廃棄物貯蔵施設に備える容器（第十四条の九第七号） | 放射能標識の上部に「貯蔵室」又は「貯蔵箱」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「貯蔵室」又は「貯蔵箱」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「貯蔵室」又は「貯蔵箱」の文字を記入すること。 |
| 放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字並びに放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字並びに放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字並びに放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字を記入すること。 | 放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字並びに放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字を記入すること。 |
| 同右 | 放射能標識は、半径二・五センチメートル以上とすること。 | 放射能標識は、半径二・五センチメートル以上とすること。 | 放射能標識は、半径二・五センチメートル以上とすること。 |
| 同右 | 容器の表面 | 容器の表面 | 容器の表面 |

- されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
- 2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

| | | | |
|--|---|---|--|
| 放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」又は「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。 <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | | | |
| <p>排水設備（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>排水設備（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> |
| <p>保管廃棄設備（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「保管廃棄設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「保管廃棄設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「保管廃棄設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> | <p>保管廃棄設備（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「保管廃棄設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」と記入すること。</p> <p>射能表示（以下「放射能表示」という。）とすること。</p> |
| <p>管理区域（許可使用者が法第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「（使用施設）」、「（廃棄物詰替施設）」、「（貯蔵施設）」、「（廃棄物貯蔵施設）」の場所の変更届け出で行う</p> <p>放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は届出使又は「（廃棄施設）」の文字を、下の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入りならないよう</p> <p>に立てるための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の八において準用する第十四条の九第七号、第十四条の十の九第七号、第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>がみだりに立ち入りられないよう</p> <p>に立てるための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の八において準用する第十四条の九第七号、第十四条の十の九第七号、第十四条の十一第一項第十号）</p> | <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> |
| <p>保管廃棄設備に備える容器（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> | <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> | <p>保管廃棄設備に備える容器（第十四条の十一第一項第十号）</p> <p>放射能標識の上部に「放射能標識」の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入すること。</p> <p>射能表示（以下「射能表示」という。）とすること。</p> |

| | | | | | | |
|-------------------|---------------------|--|--|--|---|---|
| | | | | | | |
| 種類 資格講習の 課目 | 別表第三 (第三十一条の三関係) | 試験の種類 類 | 試験の種類 目 | 別表第二 (第三十二条の二関係) | 試験の種類 類 | 試験の種類 目 |
| | | 第一種放 射線取扱 主任者試 験 | 法に関する課 題 | 届出使用者が廃棄を行 う場所に備える容器 (第十九条第四項第二号) | 放射能標識の上部に「管理区域」 の文字及びその真下に「(放射性 元素又は放射線発生装置の使 用の場所に係る管理区域)」 届出使用者が行う使用又は廃 棄の場所に係る管理区域(第 十五条第一項第十三号及び第 十九条第四項第二号) | 放射能標識の上部に「管理区域」 の文字を記入すること。 下部に「許可なくして入りを禁 ず」の文字を記入すること。 |
| | | 第二種放 射線取扱 主任者試 験 | 法に関する課 題 | 放射能標識は、半径 二・五センチメートル以上と すること。 | 同右 | 同右 |
| | | 生物学のうち 放射線に 関する課 目 | 生物学のうち 放射線に 関する課 目 | 放射能標識の上部に「放射性 廃棄場所」の文字を、 下部に「許可なくして入りを禁 ず」の文字を記入すること。 | 同右 | 同右 |
| | | 放射性 同位元 素を取り扱 うものに限 る。)の安全 管理に関する 課目 | 放射性 同位元 素を取り扱 うものに限 る。)の安全 管理に関する 課目 | 放射能標識の上部に「放射性 廃棄場所」の文字を記入すること。 | 同右 | 同右 |
| | | 放射性 同位元 素のうち 放射線に 関する課 目 | 放射性 同位元 素のうち 放射線に 関する課 目 | 放射能標識の上部に「放射性 廃棄場所」の文字を記入すること。 | 同右 | 同右 |
| | | 生物学のうち 放射線に 関する課 目 | 生物学のうち 放射線に 関する課 目 | 放射能標識の上部に「放射性 廃棄場所」の文字を記入すること。 | 同右 | 同右 |

第一種放射線取扱主任者講習

第二種放射線取扱主任者講習

第三種放射線取扱主任者講習

放射線の基本的な安全管理に関する課目

放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目

放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目

放射線の基本的な安全管理に関する課目

放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理の実務に関する課目

放射線の量の測定の実務に関する課目

放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目

放射線及び放射性同位元素の概論

放射線の人体に与える影響に関する課目

放射線の量の測定及びその実務に関する課目

放射線取扱主任者の定期講習の種類

放射性同位元素の使用法に関する課目

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目

放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取り扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目

放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目

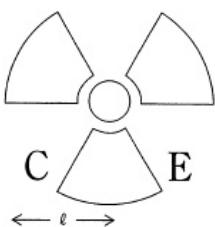
放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者の定期講習

放射性同位元素の使用法に関する課目

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目

放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取り扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目

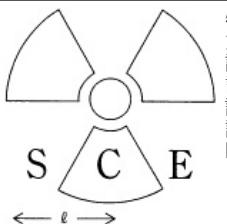
放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目



別表第四
(第三十二条関係)
別図
(第14条の5関係)

設計認証印

特定設計認証印



注 3 2 1
三葉マークは、日本産業規格による放射能標識の形状とすること。
1は、0・2センチメートル以上とすること。
放射性同位元素装備機器に直接表示することが著しく困難な場合にあってはその容器の見やすい箇所に付すこと。